

1 第163回国会概観

1 第44回衆議院議員総選挙等

(第44回衆議院議員総選挙)

第162回国会開会中の平成17年（2005年）年8月8日、小泉内閣総理大臣は、参議院本会議における郵政民営化関連6法案の否決を受けて衆議院を解散した。8月30日、第44回衆議院議員総選挙が公示された。

自民党は、郵政民営化の是非を大きな争点と位置付け、先の国会で郵政民営化関連6法案採決の際に反対票を投じた同党前議員を公認せず、法案に賛成する候補者を擁立した。自民党の公認を得られなかった前議員の多くは、新党あるいは無所属で立候補した。

9月11日に行われた選挙の結果、自由民主党は大幅増の296議席、公明党は微減の31議席となった。与党である自公両党の合計は327議席となり、衆議院の定数480の3分の2以上の議席を獲得した。一方、民主党は議席を大幅に減らし、113議席となった。日本共産党は9議席、社会民主党は7議席を獲得した。郵政民営化関連6法案に反対した自由民主党議員を中心に結成された国民新党は4議席、新党日本は1議席であった。このほか、新党大地が1議席、無所属が18議席となった。

なお、全国平均投票率は、小選挙区67.51%、比例代表67.46%であった。前回総選挙（平成15年11月）をそれぞれ7.65ポイント上回り、小選挙区比例代表並立制導入以来最高となった。

自公両党で衆議院の定数の3分の2以上を占めた結果、衆議院から送付された法案が参議院で否決されても、衆議院において3分の2以上の多数で再議決すれば法案を成立させることが可能となり、郵政民営化関連6法案の成立は確実となった。

今回の選挙において議席を大幅に減らした民主党では、総選挙敗北の責任を取り、岡田克也代表が辞任した。9月17日、民主党両院議員総会で前原誠司衆議院議員が新代表に選出された。

(参議院神奈川県選挙区選出議員補欠選挙)

10月23日、参議院神奈川県選挙区選出議員補欠選挙が行われた。この選挙は、第44回衆議院議員総選挙に立候補した齋藤勁君の退職に伴うものであり、総選挙後初の国政選挙として注目された。選挙の結果、自由民主党の川口順子君が当選した。

2 会期及び活動等の概要

(召集と会期)

第163回国会（特別会）は、9月11日に行われた第44回衆議院議員総選挙を受け、日本国憲法第54条の規定に基づき、9月21日に召集された。会期は、11月1日までの42日間と議決された。

開会式は、9月26日、参議院議場で行われた。

(院の構成)

参議院では、召集日当日、災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、イラク・事態、拉致問題及び郵政の6特別委員会が前国会に引き続き設置された。

衆議院では、召集日当日、議長及び副議長の選挙が行われ、議長に自由民主党の河野洋平君が、副議長には民主党・無所属クラブの横路孝弘君が当選した。翌22日、前国会においても設置されていた災害対策等7特別委員会に加え、日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査（国会法第102条の6の調査をいう。）を行うため、日本国憲法に関する調査特別委員会が新たに設置された。

(内閣総理大臣の指名)

9月21日の両院本会議において、内閣総理大臣の指名が行われた。投票の結果、小泉純一郎自由民主党総裁が民主党の前原誠司代表、日本共産党の志位和夫委員長、社会民主党の福島みずほ党首、国民新党の綿貫民輔代表らを退け、第89代56人目の内閣総理大臣に指名された。獲得票数は、衆議院本会議で340票（投票総数479票）、参議院本会議で134票（投票総数236票）であった。

内閣総理大臣の指名を受け、同日、第3次小泉内閣が発足した。閣僚17人は全員再任された。また、10月31日、小泉内閣総理大臣は内閣を改造し、第3次小泉改造内閣が発足した。

(所信表明演説)

9月26日、小泉内閣総理大臣による所信表明演説が衆参両院本会議において行われ、これに対する質疑が28日に衆議院で、29日に参議院で行われた。

予算委員会は9月30日、10月3日に衆議院で、10月4日、5日に参議院で開かれた。

(議案の審議概況)

今国会において閣法は、郵政民営化関連6法案、障害者自立支援法案、テロ対策特別措置法改正案等21件が成立し、衆議院において犯罪国際化等対処のための刑法等改正案等3件が継続審査となった。条約は、万国郵便条約等2件が承認された。

衆法は、2件の政治資金規正法改正案、高齢者虐待防止法案等6件が成立し、衆議院において11件が継続審査となった。また、衆議院において4件が否決され、4件が未了となった。

参法は、会計検査院法改正案1件が成立し、1件が本院において未了、1件は付託されるに至らなかった。

(臨時会召集要求)

第163回国会の最終日である11月1日、民主、共産、社民の3党は、日本国憲法第53条の規定に基づき、内閣総理大臣あての「臨時国会召集要求書」を両院議長に提出した。要求書では、臨時会を召集し、第3次小泉改造内閣の所信表明とそれに対する質疑や、

イラクへの自衛隊派遣問題、在日米軍の再編、米国産牛肉の輸入再開問題等についての審議を行うことを求めた。

両院議長は、同日、要求書をそれぞれ内閣に送付した。

3 法律案等

(1) 郵政民営化関連6法案

9月26日、政府は、第162回国会において参議院で否決された郵政民営化関連6法案を、第162回国会での衆議院における修正部分を盛り込む等の変更を加えた上で再び国会に提出した。一方、民主も10月3日、郵政改革法案（以下、「民主案」）を衆議院に提出した。

衆議院では10月6日、本会議において郵政民営化関連6法案及び民主案の趣旨説明・質疑を行った。郵政特別委員会においては、7日に小泉内閣総理大臣が出席し7案について質疑を行い、11日、質疑を行った後、民主案を否決し、郵政民営化関連6法案を賛成多数で可決した。同6法案は、同日の本会議において賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院では10月12日、本会議において郵政民営化関連6法案の趣旨説明・質疑を行った。郵政特別委員会においては、翌13日に小泉内閣総理大臣が出席し6案について質疑を行い、14日、質疑を行った後、賛成多数で可決するとともに、6法案に対する附帯決議を行った。同6法案は、同日の本会議において賛成多数で可決・成立した。

(2) 障害者自立支援法案

政府は、衆議院の解散に伴い第162回国会に参議院で未了となった障害者自立支援法案を、第162回国会での衆議院における修正部分を盛り込む等の変更を加えた上で、9月30日、国会に提出した（参議院先議）。

参議院では10月5日、本会議において趣旨説明・質疑を行った。厚生労働委員会においては6日、11日に質疑を行い、7日に大阪市で地方公聴会を、12日に参考人質疑を行った。13日、質疑を行った後に同法案を賛成多数で可決するとともに附帯決議を行った。翌14日、同法案は本会議において賛成多数で可決され、衆議院に送付された。

衆議院では、10月18日、民主が提出した障害者自立支援・社会参加促進のための身体障害者福祉法等改正案（以下、「民主案」）とともに本会議において趣旨説明・質疑を行った。厚生労働委員会においては両案の審査を19日から行い、28日に民主案を否決した後に政府案を賛成多数で可決した。同法案は31日、本会議において賛成多数で可決・成立した。

(3) テロ対策特別措置法改正案

平成13年9月11日に米国で発生した同時多発テロ事件以降、自衛隊がインド洋上で

行っている活動を継続するため、現行法の有効期限を更に1年間延長するテロ対策特別措置法改正案は、10月4日、国会に提出された。

衆議院では10月11日、本会議において趣旨説明・質疑を行った。イラク支援特別委員会においては、17日、18日と質疑を行い、18日に賛成多数で可決した。同日、本会議において賛成多数で可決した。

参議院では、10月20日、外交防衛委員会において政府及び参考人に対して質疑を行い、25日、質疑を行った後、賛成多数で可決した。26日、本会議において賛成多数で可決・成立した。

(4) 政治資金規正法改正案

10月11日、自民・公明両会派は、政治資金規正法改正案（衆第4号）を衆議院に提出した。これは、政治団体に対する寄附の制限や政治資金団体に係る寄附の方法について定めたものである。同様の法案は、第161回国会にも提出されていたが、第162回国会の衆議院解散に伴い未了となっていた。これに対し民主は、いわゆる「迂回献金」の禁止を含めた案（衆第5号）を翌12日に提出した。衆議院倫理選挙特別委員会においては、14日、両案の質疑を行い、衆第5号を否決した後、衆第4号を賛成多数で可決した。

また、衆議院倫理選挙特別委員会は14日、政治資金規正法改正案（衆第9号）を提出した。これは、政治団体支部から解散の届出がなされない場合に、政治団体の本部が支部に代わって解散の届出をできるようにするものである。

衆第4号及び第9号はそれぞれ18日の衆議院本会議において賛成多数で可決され、参議院に送付された。

参議院では、10月21日、倫理選挙特別委員会において両案の質疑を行った後、いずれも賛成多数で可決した。両案は、26日の本会議において賛成多数で可決・成立した。

(5) 苦情請願の採択

不適正行政により具体的な権利・利益の侵害を受けたとして、その救済を求めることを内容とする請願（苦情請願）については、行政監視委員会に付託される。同委員会は、参議院改革の一環として、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための常任委員会として平成10年に設置されたものである。

第162回国会に「松江市における交通事故死の疑いのある事案の明確な説明を求めることに関する請願」が提出され、初めての苦情請願として行政監視委員会に付託されたが、衆議院の解散により、審査されるに至らなかった。同請願は、今国会においても提出され、10月24日、行政監視委員会で苦情請願として初めて審査され、採択された。26日には本会議で採択され、内閣に送付された。

4 その他国政調査等

(1) 国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）

今国会においては、10月19日、26日の2回開かれ、日米関係、日中関係、米国産牛肉輸入問題、行財政改革の在り方等について前原民主党代表と小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(2) 憲法調査会

今国会においては、国民投票制度について意見の交換を行うとともに、参考人質疑を行った。

5 参議院改革の動き等

(参議院改革協議会)

10月26日、参議院改革協議会が開会され、同協議会の下に設置されている専門委員会の協議経過について専門委員長から報告を聴取するとともに、参議院の組織及び運営の改革について意見交換を行った。

選挙制度の専門委員長からは、参議院議員選挙の定数較差問題に関して取りまとめた報告書の内容が述べられ、議員年金の専門委員長からは、現行の互助年金制度の廃止については合意したものの意見の集約には至らなかった旨が述べられた。その後、協議員間で、両報告と今後の取扱い等について意見交換を行った。

(参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）)

第21回参議院議員通常選挙（平成19年）に向け、参議院議員の定数較差問題について協議を行っている参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）は、今国会において2回協議を行った。今国会中の報告書取りまとめに向け、10月6日にはこれまでの論議を踏まえた報告骨子案について意見交換を行い、21日には報告書案について協議し、専門委員会の報告とすることに決した。

報告書には、次期通常選挙に向けた当面の是正策として、(1)較差5倍を超えている選挙区に加え、近い将来5倍を超えるおそれのある選挙区も含めて較差の是正を図る「4増4減案」が有力な意見であること、(2)4倍前半まで較差解消を図ることを考慮した定数増減案で是正を図るべきとの意見もあること、(3)合区を検討するとの案には慎重論も多いが、本案により4倍未満の較差解消を図るべきとの意見も根強く出されたこと、などが盛り込まれた。

(参議院改革協議会専門委員会（議員年金）)

国会議員互助年金（議員年金）については、平成17年1月の国会議員の互助年金等に関する調査会の答申を受けて、両院において検討がなされてきた。

参議院においては、参議院改革協議会専門委員会（議員年金）が今国会中2回開かれ、互助年金の検討状況についての各会派からの報告や委員間の意見交換を行った。

今後は、意見集約に向けて協議を続けていくこととなった。

なお、衆議院においても議会制度協議会で協議が続けられた。

(決算審査の充実)

参議院決算委員会が第162回国会に提出した会計検査院法改正案は、衆議院の解散に伴い、衆議院において未了となっていた。

この法律案は、参議院改革協議会の賛同を得て、参議院決算委員会が提出したものであり、国等の締結する契約の多様化を踏まえた検査対象の拡大、会計検査の円滑な実施の担保等を図ることを内容としていた。

参議院決算委員会は、10月19日、会計検査院法改正案を再び提出した。同法案は21日の参議院本会議において全会一致で可決され、衆議院に提出された。

衆議院では、10月26日に決算行政監視委員会、28日に本会議においてそれぞれ全会一致で可決し、成立した。

2 参議院役員等一覽

役員名		召集日(17.9.21)	会期中選任
議長		扇 千景 (無)	
副議長		角田 義一 (無)	
常任委員	内閣	高嶋 良充 (民主)	工藤 堅太郎 (民主) 17. 9. 26
	総務	木村 仁 (自民)	世耕 弘成 (自民) 17. 11. 1
	法務	渡辺 孝男 (公明)	弘友 和夫 (公明) 17. 11. 1
	外交防衛	林 芳正 (自民)	舛添 要一 (自民) 17. 11. 1
	財政金融	浅尾 慶一郎 (民主)	山本 孝史 (民主) 17. 9. 26
	文科学	亀井 郁夫 (自民)	中島 啓雄 (自民) 17. 11. 1
	厚生労働	岸 宏一 (自民)	山下 英利 (自民) 17. 11. 1
	農林水産	中川 義雄 (自民)	岩城 光英 (自民) 17. 10. 12
	経済産業	佐藤 昭郎 (自民)	加納 時男 (自民) 17. 11. 1
	国土交通	田名部 匡省 (民主)	羽田 雄一郎 (民主) 17. 9. 26
	環境	郡司 彰 (民主)	福山 哲郎 (民主) 17. 9. 26
	国家基本政策	北澤 俊美 (民主)	今泉 昭 (民主) 17. 9. 26
	予算	小野 清子 (自民)※	
	決算	鴻池 祥肇 (自民)	中島 真人 (自民) 17. 10. 12
	行政監視	山口 那津男 (公明)	荒木 清寛 (公明) 17. 11. 1
	議院運営	溝手 顕正 (自民)	
	懲罰	山下 八洲夫 (民主)	朝日 俊弘 (民主) 17. 9. 26
特別委員長	災害対策	風間 昶 (公明)※	山本 香苗 (公明) 17. 10. 28
	沖縄・北方	木俣 佳丈 (民主)※	高橋 千秋 (民主) 17. 9. 29
	倫理選挙	泉 信也 (自民)※	
	イラク・事態	太田 豊秋 (自民)※	
	拉致問題	内藤 正光 (民主)※	広野 ただし (民主) 17. 9. 29
郵政	陣内 孝雄 (自民)※		
調査会長	国際問題	松田 岩夫 (自民)	西田 吉宏 (自民) 17. 11. 1
	経済産業雇用	広中 和歌子 (民主)	
	少子高齢	清水 嘉与子 (自民)	
憲法調査会会長		関谷 勝嗣 (自民)	
政治倫理審査会会長		竹山 裕 (自民)	
事務総長		川村 良典	

※ 召集日選任

3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	① 19.7.28 任期満了			② 22.7.25 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
自 由 民 主 党	113 (12)	20 (5)	46 (4)	66 (9)	13 (2)	34 (1)	47 (3)
民主党・新緑風会	82 (11)	11 (1)	19 (3)	30 (4)	19 (2)	33 (5)	52 (7)
公 明 党	24 (5)	8 (1)	5 (1)	13 (2)	8 (3)	3	11 (3)
日 本 共 産 党	9 (3)	4 (3)	1	5 (3)	4	0	4
社会民主党・護憲連合	6 (1)	3	0	3	2 (1)	1	3 (1)
国民新党・新党日本の会	3	1	0	1	2	0	2
各派に属しない議員	5 (2)	1 (1)	2	3 (1)	0	2 (1)	2 (1)
合 計	242 (34)	48 (11)	73 (8)	121 (19)	48 (8)	73 (7)	121 (15)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

() 内は女性議員数

4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成19年7月28日任期満了、○印の議員は平成22年7月25日任期満了
また、()内は、各議員の選出選挙区別

【自由民主党】

(112名)

阿部 正俊 (山 形)	愛知 治郎 (宮 城)	○青木 幹雄 (島 根)
○秋元 司 (比 例)	○浅野 勝人 (愛 知)	荒井 正吾 (奈 良)
有村 治子 (比 例)	○泉 信也 (比 例)	○市川 一朗 (宮 城)
岩井 國臣 (比 例)	○岩城 光英 (福 島)	○岩永 浩美 (佐 賀)
魚住 汎英 (比 例)	小野 清子 (比 例)	尾辻 秀久 (比 例)
大仁田 厚 (比 例)	大野 つや子 (岐 阜)	太田 豊秋 (福 島)
○岡田 直樹 (石 川)	○岡田 広 (茨 城)	○荻原 健司 (比 例)
加治屋 義人 (鹿 児 島)	○加納 時男 (比 例)	狩野 安 (茨 城)
景山 俊太郎 (島 根)	柏村 武昭 (広 島)	片山 虎之助 (岡 山)
金田 勝年 (秋 田)	○亀井 郁夫 (広 島)	○河合 常則 (富 山)
○木村 仁 (熊 本)	○岸 宏一 (山 形)	○岸 信夫 (山 口)
北岡 秀二 (徳 島)	○北川 イッセイ (大 阪)	沓掛 哲男 (石 川)
国井 正幸 (栃 木)	倉田 寛之 (千 葉)	○小池 正勝 (徳 島)
○小泉 昭男 (神奈川)	小泉 顕雄 (比 例)	小斉平 敏文 (宮 崎)
小林 温 (神奈川)	後藤 博子 (大 分)	鴻池 祥肇 (兵 庫)
○佐藤 昭郎 (比 例)	佐藤 泰三 (埼 玉)	○坂本 由紀子 (静 岡)
櫻井 新 (比 例)	山東 昭子 (比 例)	清水 嘉与子 (比 例)
○椎名 一保 (千 葉)	陣内 孝雄 (佐 賀)	○末松 信介 (兵 庫)
鈴木 政二 (愛 知)	世耕 弘成 (和歌山)	○関口 昌一 (埼 玉)
関谷 勝嗣 (愛 媛)	田浦 直 (長 崎)	○田中 直紀 (新 潟)
田村 公平 (高 知)	○田村 耕太郎 (鳥 取)	伊達 忠一 (北 海 道)
○竹中 平蔵 (比 例)	竹山 裕 (静 岡)	武見 敬三 (比 例)
谷川 秀善 (大 阪)	段本 幸男 (比 例)	常田 享詳 (鳥 取)
○鶴保 庸介 (和歌山)	○中川 雅治 (東 京)	○中川 義雄 (北 海 道)
中島 啓雄 (比 例)	中島 真人 (山 梨)	○中曾根 弘文 (群 馬)
中原 爽 (比 例)	○中村 博彦 (比 例)	○二之湯 智 (京 都)
○西島 英利 (比 例)	西田 吉宏 (京 都)	西銘 順志郎 (沖 縄)
野上 浩太郎 (富 山)	○野村 哲郎 (鹿 児 島)	○南野 知恵子 (比 例)
橋本 聖子 (比 例)	林 芳正 (山 口)	福島 啓史郎 (比 例)
藤井 基之 (比 例)	藤野 公孝 (比 例)	保坂 三蔵 (東 京)
真鍋 賢二 (香 川)	舛添 要一 (比 例)	○松田 岩夫 (岐 阜)
○松村 祥史 (比 例)	松村 龍二 (福 井)	松山 政司 (福 岡)

三浦	一水 (熊本)	○水落	敏栄 (比例)	溝手	顕正 (広島)
森元	恒雄 (比例)	○矢野	哲朗 (栃木)	○山内	俊夫 (香川)
山崎	力 (青森)	○山崎	正昭 (福井)	山下	英利 (滋賀)
○山谷	えり子 (比例)	山本	一太 (群馬)	○山本	順三 (愛媛)
吉田	博美 (長野)	○吉村	剛太郎 (福岡)	○若林	正俊 (長野)
○脇	雅史 (比例)				

【 民主党・新緑風会 】

(82名)

○足立	信也 (大分)	○浅尾	慶一郎 (神奈川)	朝日	俊弘 (比例)
伊藤	基隆 (比例)	○家西	悟 (比例)	池口	修次 (比例)
○犬塚	直史 (長崎)	今泉	昭 (千葉)	岩本	司 (福岡)
○江田	五月 (岡山)	小川	勝也 (北海道)	○小川	敏夫 (東京)
○尾立	源幸 (大阪)	○大石	正光 (比例)	大江	康弘 (比例)
○大久保	勉 (福岡)	大塚	耕平 (愛知)	岡崎	トミ子 (宮城)
○加藤	敏幸 (比例)	神本	美恵子 (比例)	○木俣	佳丈 (愛知)
○喜納	昌吉 (比例)	○北澤	俊美 (長野)	○工藤	堅太郎 (比例)
○郡司	彰 (茨城)	○小林	正夫 (比例)	小林	元 (茨城)
○輿石	東 (山梨)	○佐藤	泰介 (愛知)	佐藤	道夫 (比例)
○佐藤	雄平 (福島)	○櫻井	充 (宮城)	○芝	博一 (三重)
○島田	智哉子 (埼玉)	○下田	敦子 (比例)	○主濱	了 (岩手)
榛葉	賀津也 (静岡)	鈴木	寛 (東京)	○田名部	匡省 (青森)
○高嶋	良充 (比例)	高橋	千秋 (三重)	谷	博之 (栃木)
○千葉	景子 (神奈川)	ツルネン	マルティ (比例)	○津田	弥太郎 (比例)
辻	泰弘 (兵庫)	○富岡	由紀夫 (群馬)	○那谷屋	正義 (比例)
○内藤	正光 (比例)	○直嶋	正行 (比例)	西岡	武夫 (比例)
羽田	雄一郎 (長野)	○白	眞勲 (比例)	○林	久美子 (滋賀)
平田	健二 (岐阜)	平野	達男 (岩手)	○広田	一 (高知)
○広中	和歌子 (千葉)	広野	ただし (比例)	○福山	哲郎 (京都)
○藤末	健三 (比例)	○藤本	祐司 (静岡)	藤原	正司 (比例)
○前川	清成 (奈良)	○前田	武志 (比例)	松井	孝治 (京都)
○松岡	徹 (比例)	○松下	新平 (宮崎)	○円	より子 (比例)
○水岡	俊一 (兵庫)	○峰崎	直樹 (北海道)	森	ゆうこ (新潟)
○築瀬	進 (栃木)	○柳澤	光美 (比例)	○柳田	稔 (広島)
○山下	八洲夫 (岐阜)	山根	隆治 (埼玉)	山本	孝史 (大阪)
○蓮	舩 (東京)	和田	ひろ子 (福島)	若林	秀樹 (比例)
○渡辺	秀央 (比例)				

【 公 明 党 】

(24名)

- | | | |
|---------------|---------------|----------------|
| ○ 荒木 清寛 (比 例) | 魚住 裕一郎 (比 例) | ○ 浮島 とも子 (比 例) |
| 加藤 修一 (比 例) | ○ 風間 昶 (比 例) | 草川 昭三 (比 例) |
| 木庭 健太郎 (比 例) | ○ 澤 雄二 (東 京) | 白浜 一良 (大 阪) |
| 高野 博師 (埼 玉) | ○ 谷合 正明 (比 例) | 遠山 清彦 (比 例) |
| ○ 西田 実仁 (埼 玉) | ○ 浜田 昌良 (比 例) | ○ 浜四津 敏子 (比 例) |
| ○ 弘友 和夫 (比 例) | 福本 潤一 (比 例) | 松 あきら (神奈川) |
| 山口 那津男 (東 京) | ○ 山下 栄一 (大 阪) | 山本 香苗 (比 例) |
| 山本 保 (愛 知) | 渡辺 孝男 (比 例) | ○ 鰐淵 洋子 (比 例) |

【 日 本 共 産 党 】

(9名)

- | | | |
|----------------|---------------|--------------|
| 井上 哲士 (比 例) | ○ 市田 忠義 (比 例) | 緒方 靖夫 (東 京) |
| 紙 智子 (比 例) | ○ 小池 晃 (比 例) | 小林 美恵子 (比 例) |
| ○ 大門 実紀史 (比 例) | ○ 仁比 聡平 (比 例) | 吉川 春子 (比 例) |

【 社会民主党・護憲連合 】

(6名)

- | | | |
|----------------|---------------|-------------|
| 大田 昌秀 (比 例) | ○ 近藤 正道 (新 潟) | 田 英夫 (比 例) |
| ○ 福島 みずほ (比 例) | ○ 渕上 貞雄 (比 例) | 又市 征治 (比 例) |

【 国民新党・新党日本の会 】

(3名)

- | | | |
|---------------|-------------|----------------|
| ○ 荒井 広幸 (比 例) | 田村 秀昭 (比 例) | ○ 長谷川 憲正 (比 例) |
|---------------|-------------|----------------|

【 各派に属しない議員 】

(5名)

- | | | |
|---------------|-------------|-------------|
| ○ 糸数 慶子 (沖 縄) | 扇 千景 (比 例) | 黒岩 宇洋 (新 潟) |
| ○ 鈴木 陽悦 (秋 田) | 角田 義一 (群 馬) | |

5 議員の異動

第162回国会終了後における議員の異動

○公職選挙法第90条による退職

齋藤 勁君（民主・神奈川）

17. 8. 30 退職

○補欠当選

川口 順子君（自民・神奈川）

17. 10. 23 任期開始（齋藤勁君の補欠）

○所属会派異動

荒井 広幸君（比例） 長谷川 憲正君（比例）

17. 9. 13 自由民主党を退会

田村 秀昭君（比例）

17. 9. 15 民主党・新緑風会を退会

○会派結成

「国民新党・新党日本の会」 17. 9. 16 結成

田村 秀昭君（代表）

荒井 広幸君 長谷川 憲正君

1 議案審議概況

【概観】

閣法は、新規提出24件（本院先議2件を含む。）のうち、郵政民営化法案等21件（本院先議2件を含む。）が成立、犯罪国際化等対処のための刑法等改正案等3件が衆議院において継続審査となった。

参法は、新規提出3件のうち、決算委員会提出の会計検査院法改正案の1件が成立、2件が本院において審査未了となった。

衆法は、新規提出25件のうち、2件の政治資金規正法改正案（政治団体間の寄附の制限に関する改正及び政党支部の解散手続に関する改正）、高齢者虐待防止法案等6件が成立した。残る19件については、衆議院において、4件が否決、11件が継続審査、4件が審査未了となった。

条約は、提出された2件（いずれも本院先議）が承認された。

予備費は、提出された3件が、いずれも衆議院において継続審査となった。

決算は、平成13年度NHK決算（第156回国会提出）、平成14年度NHK決算（第159回国会提出）及び平成15年度NHK決算（第162回国会提出）が、いずれも是認された。

【議案の審議状況】

【法律案の審議】

－閣法－

〔成立した主な閣法〕

郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案、郵政民営化法施行関係法整備法案＝郵政民営化関連6法案＝（10月14日成立）

郵政民営化の基本方針（平成16年9月10日閣議決定）に基づき、郵政の4機能（窓口サービス、郵便、郵便貯金、簡易保険）を民営化を通じて市場原理の下で自立させることとし、そのため日本郵政公社を廃止し、4事業会社、純粋持株会社及び公社承継法人を設立すること等を定める。本6法案は、第162回国会に提出された郵政民営化関連6法案（閣法第84～89号）に、民営化実施時期の延期及び第162回国会における衆議院修正の内容を反映させたものである。

テロ対策特別措置法改正案（10月26日成立）

平成17年11月1日に失効する法律の有効期限を、1年間延長する。

銀行法等改正案（10月26日成立）

金融資本市場の構造改革を促進するため、代理店制度の見直し、子会社規制の緩

和等、所要の制度整備を行う。

障害者自立支援法案（10月31日成立）

身体障害者、知的障害者、精神障害者等の共通のサービス提供の枠組みを構築し、居宅及び施設サービスの見直し等を行うとともに、利用者負担の見直し等制度を維持管理する仕組みを強化する。

〔衆議院で継続審査となった主な閣法〕

犯罪国際化等対処のための刑法等改正案

「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」の締結に伴い、共謀罪及び証人等買収罪の新設、国外犯処罰規定の整備を行うほか、強制執行を妨害する行為等に対する罰則整備、ハイテク犯罪に対処するための法整備等を行う。

－参法－

〔成立した参法〕

会計検査院法改正案（10月28日成立）

会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院が国の役務の請負人等の契約に関する会計についての検査及び意見を表示し又は処置を要求した事項等についての国会等への随時の報告を行うことができることとするとともに、実地の検査等に応じる義務を明記する。

－衆法－

〔成立した主な衆法〕

政治資金規正法改正案（衆第4号）（10月26日成立）

政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を、同一の政治団体に対しては年間5,000万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について預貯金の口座への振込みによることを義務付ける。

政治資金規正法改正案（衆第9号）（10月26日成立）

政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、その代表者及び会計責任者であった者に代わって、当該支部が解散した旨を届け出ることができることとする。

高齢者虐待防止法案（11月1日成立）

高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、高齢者の養護者に対する支援のための措置等を定める。

【条約の審議】

〔承認された条約〕

万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約（10

月25日承認)

万国郵便連合の文書において使用される用語の定義の追加等現行の憲章の改正、万国郵便条約において郵便切手の偽造違反行為に関する罰則の対象範囲の拡大等を行う。

郵便送金業務約定 (10月25日承認)

郵便為替、郵便振替等の郵便送金業務に関する規則等について定める。

2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	24	21	0	0	0	3	0	0	
参法	新規	3	1	0	0	2	0	0	0	
衆法	新規	25	6	0	0	0	11	4	4	
条約	新規	2	2	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	3	0	0	0	0	3	0	0	
決算その他	新規	0	0	0	0	0				
	継続	3	3	0	0	0				

3 議案件名一覧

件名の前の数字は提出番号を示す。

◎内閣提出法律案（24件）

●両院通過（21件）

- 1 郵政民営化法案
- 2 日本郵政株式会社法案
- 3 郵便事業株式会社法案
- 4 郵便局株式会社法案
- 5 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案
- 6 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 7 電波法及び放送法の一部を改正する法律案
- 10 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案
- 11 障害者自立支援法案
- 12 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 13 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
- 14 銀行法等の一部を改正する法律案
- 15 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 16 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案
- 17 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案
- 18 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 21 最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案
- 23 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 郵便法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（3件）

- 8 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案
- 9 独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案
- 22 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

◎本院議員提出法律案（3件）

●両院通過（1件）

- 3 会計検査院法の一部を改正する法律案

●本院未了（2件）

- 1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案
- 2 労働安全衛生法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（25件）

●両院通過（6件）

- 4 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 9 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 20 国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
- 21 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 22 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案
- 25 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案

●衆議院継続（11件）

- 2 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案
- 6 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案
- 7 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 8 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
- 12 道路交通法の一部を改正する法律案
- 14 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案
- 15 海底資源開発推進法案
- 16 排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案
- 18 戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 19 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案
- 23 石綿対策の総合的推進に関する法律案

●衆議院否決（4件）

- 1 郵政改革法案
- 5 政治資金規正法等の一部を改正する法律案
- 10 障害者の自立の支援及び社会参加の促進のための身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案
- 17 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院未了（４件）

- 3 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法を廃止する法律案
- 11 国家公務員法の一部を改正する法律案
- 13 国会議員互助年金法を廃止する法律案
- 24 官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案

◎条約（２件）

●両院通過（２件）

- 1 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件
- 2 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

◎予備費等承諾を求めるの件（３件）

●衆議院継続（３件）

- 平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書
- 平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

◎決算その他（３件）

●是認すると議決（３件）

（第156回国会提出）

- 日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

（第159回国会提出）

- 日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

（第162回国会提出）

- 日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

4 議案審議表

内閣委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)	17.10.4	— 10.5 内閣	10.14 可決(全)	10.18 可決(全)

総務委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
郵便法の一部を改正する法律案(閣法第24号)☆	17.10.7	— 10.20 総務	10.25 可決(全)	10.28 可決(全)
日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	15.2.14 (156回)	— 17.9.22 総務	10.21 異議がない (多)	10.25 異議がない (多)
日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	16.2.10 (159回)	— 17.9.22 総務	10.21 異議がない (多)	10.25 異議がない (多)
日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	17.2.15 (162回)	— 9.22 総務	10.21 異議がない (多)	10.25 異議がない (多)
電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第7号)	17.9.30	— 10.5 総務	10.18 可決(多)	10.20 可決(多)
一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第15号)	17.10.4	— 10.5 総務	10.20 可決(多)	10.21 可決(多)
特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第16号)	17.10.4	— 10.5 総務	10.20 可決(多)	10.21 可決(多)
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第17号)	17.10.4	— 10.5 総務	10.20 可決(多)	10.21 可決(多)

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

凡例 ☆:参議院先議 (多):賛成多数 (全):全会一致

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.19	10.25	10.27 質疑	10.27 可決(全)	10.28 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	11.7 119号	45	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.12	10.13	10.18 質疑	10.18 可決(全)	10.19 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	11.7 121号	54	
— 17.10.19	10.20	10.20 質疑	10.20 是認(多)	10.21 是認(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無		54	
— 17.10.19	10.20		10.20 是認(多)	10.21 是認(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無		54	
— 10.19	10.20		10.20 是認(多)	10.21 是認(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無		55	
(10.21) 10.21	10.25	10.25 質疑	10.25 可決(多) 附帯決議	10.26 可決(多)	自民、公明、 共産、社民、 国日	民主、無	11.2 107号	51	
— 10.24	10.25	10.27 質疑	10.27 可決(多)	10.28 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民	11.7 113号	52	
— 10.24	10.25		10.27 可決(多)	10.28 可決(多)	自民、民主、 公明、共産、 国日、無	社民	11.7 114号	53	
— 10.24	10.25		10.27 可決(多)	10.28 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民	11.7 115号	53	

法務委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)	17.10.4	— 10.5 法務	10.21 可決(多)	10.21 可決(多)
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第20号)	17.10.4	— 10.5 法務	10.21 可決(多)	10.21 可決(多)
最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案(閣法第21号)	17.10.4	— 10.5 法務	10.21 可決(多)	10.21 可決(多)

外交防衛委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)☆	17.10.7	— 10.14 外務	10.21 承認(全)	10.25 承認(全)
郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)☆	17.10.7	— 10.14 外務	10.21 承認(全)	10.25 承認(全)
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第12号)	17.10.4	(10.11) 10.11 イラク支援	10.18 可決(多)	10.18 可決(多)
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)	17.10.4	— 10.5 安全保障	10.21 可決(多)	10.21 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.24	10.25	10.27 質疑	10.27 可決(多)	10.28 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	11.7 116号	59	
— 10.24	10.25		10.27 可決(多)	10.28 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	11.7 118号	59	
— 10.24	10.25		10.27 可決(全)	10.28 可決(多)	自民、民主、 公明、共産、 国日、無	社民	11.7 117号	60	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.7	10.11	10.13 質疑	10.13 承認(全)	10.14 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		66	
— 10.7	10.11		10.13 承認(全)	10.14 承認(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—		67	
— 10.19	10.20	10.20 質疑/参考 人 10.25 質疑	10.25 可決(多)	10.26 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	10.31 103号	65	
— 10.24	10.25	10.27 質疑	10.27 可決(多)	10.28 可決(多)	自民、民主、 公明、国日、 無	共産、社民、 無	11.7 122号	65	

財政金融委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
銀行法等の一部を改正する法律案(閣法第14号)	17.10.4	— 10.7 財務金融	10.18 可決(多) 附帯決議	10.20 可決(多)

厚生労働委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
障害者自立支援法案(閣法第11号)☆	17.9.30	(10.18) 10.18 厚生労働	10.28 可決(多)	10.31 可決(多)
労働安全衛生法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)	17.9.30	— 10.5 厚生労働	10.14 可決(多) 附帯決議	10.18 可決(多)
労働安全衛生法の一部を改正する法律案(浅尾慶一郎君外4名発議)(参第2号)	17.10.12	—	—	—
高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第25号)	17.10.26			10.28 可決(全)

国土交通委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)	17.10.7	— 10.12 国土交通	10.18 可決(全) 附帯決議	10.20 可決(全)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(10.21) 10.21	10.25	10.25 質疑	10.25 可決(多) 附帯決議	10.26 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共産	11.2 106号	70	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(10.5) 10.5	10.6	10.6 質疑 10.11 質疑 10.12 参考人 10.13 質疑	10.13 可決(多) 附帯決議	10.14 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	11.7 123号	81	10.7 地方公 聴会
(10.19) 10.19	10.20	10.25 質疑	10.25 可決(多) 附帯決議	10.26 可決(多)	自民、民主、 公明、社民、 国日、無	共産、無	11.2 108号	78	
— 10.19	10.20	審査未了		—	—	—	—	87	
— 10.28	11.1	—	11.1 可決(全)	11.1 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	11.9 124号	85	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.24	10.25	10.27 質疑	10.27 可決(全) 附帯決議	10.28 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	11.7 120号	93	

決算委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
会計検査院法の一部を改正する法律案(決算委員長提出)(参第3号)	17.10.19	— 10.21 決算行監	10.26 可決(全)	10.28 可決(全)

議院運営委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(鈴木恒夫君外7名提出)(衆第20号)	17.10.24	— 10.25 議院運営	10.25 可決(多)	10.25 可決(多)
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第21号)	17.10.25			10.25 可決(多)
国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)(衆第22号)	17.10.25			10.25 可決(全)

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
政治資金規正法の一部を改正する法律案(佐田玄一郎君外6名提出)(衆第4号)	17.10.11	— 10.12 倫理選挙	10.14 可決(多)	10.18 可決(多)
政治資金規正法の一部を改正する法律案(政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出)(衆第9号)	17.10.14			10.18 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
				10.21 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	11.7 112号	102	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.28	10.28	—	10.28 可決(多)	10.28 可決(多)	自民、公明、 共産、国日、 無	民主、社民、 無	11.7 109号	110	
— 10.28	—	—	10.28 可決(全)	10.28 可決(多)	自民、民主、 公明、共産、 国日、無	社民、無	11.7 110号	110	
— 10.28	—	—	10.28 可決(全)	10.28 可決(全)	自民、民主、 公明、共産、 社民、国日、 無	—	11.7 111号	110	

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
— 10.18	10.19	10.21 質疑	10.21 可決(多)	10.26 可決(多)	自民、民主 (一部)、公 明、国日	民主(一部)、 共産、社民、 無	11.2 104号	116	
— 10.18	10.19		10.21 可決(多)	10.26 可決(多)	自民、民主、 公明、無	共産、社民、 国日、無	11.2 105号	117	

郵政民営化に関する特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
郵政民営化法案(閣法第1号)	17.9.26	(10.6) 10.6 郵政	10.11 可決(多)	10.11 可決(多)
日本郵政株式会社法案(閣法第2号)	17.9.26	(10.6) 10.6 郵政	10.11 可決(多)	10.11 可決(多)
郵便事業株式会社法案(閣法第3号)	17.9.26	(10.6) 10.6 郵政	10.11 可決(多)	10.11 可決(多)
郵便局株式会社法案(閣法第4号)	17.9.26	(10.6) 10.6 郵政	10.11 可決(多)	10.11 可決(多)
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理 機構法案(閣法第5号)	17.9.26	(10.6) 10.6 郵政	10.11 可決(多)	10.11 可決(多)
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整 備等に関する法律案(閣法第6号)	17.9.26	(10.6) 10.6 郵政	10.11 可決(多)	10.11 可決(多)

参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
	趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
(10.12) 10.12	10.12	10.13 質疑 10.14 質疑	10.14 可決(多) 附帯決議	10.14 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	10.21 97号	123	
(10.12) 10.12	10.12		10.14 可決(多) 附帯決議	10.14 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	10.21 98号	127	
(10.12) 10.12	10.12		10.14 可決(多) 附帯決議	10.14 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	10.21 99号	128	
(10.12) 10.12	10.12		10.14 可決(多) 附帯決議	10.14 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	10.21 100号	129	
(10.12) 10.12	10.12		10.14 可決(多) 附帯決議	10.14 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	10.21 101号	130	
(10.12) 10.12	10.12		10.14 可決(多) 附帯決議	10.14 可決(多)	自民、公明	民主、共産、 社民、国日、 無	10.21 102号	131	

委員会未付託議案

(内閣提出法律案)

件名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(関法第8号)	17.9.30	— 10.27 総務	継続審査	
独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案(関法第9号)	17.9.30	— 10.27 総務	継続審査	
犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(関法第22号)	17.10.4	— 10.12 法務	継続審査	

(本院議員提出法律案)

件名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案(山本孝史君外6名発議)(参第1号)	17.10.5	—	—	—

(予備費等支出承諾)

件名(提出年月日順)	提出年月日	衆議院		
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決
平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	17.9.27	— 10.27 決算行監	継続審査	
平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書	17.9.27	— 10.27 決算行監	継続審査	
平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書	17.9.27	— 10.27 決算行監	継続審査	

1 本会議審議経過

○平成17年9月21日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

元議員田中正巳君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

常任委員長辞任の件

本件は、予算委員長中曾根弘文君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、予算委員長に小野清子君を指名した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、

災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、

沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、

政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、

北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査のため委員40名から成るイラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会、

郵政民営化に関連する諸法案を審査し、併せて郵政民営化に関する諸問題を調査するため委員35名から成る郵政民営化に関する特別委員会を設置することに決し、

議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時8分

再開 午後2時31分

日程第2 会期の件

本件は、42日間とすることに決した。

日程第3 内閣総理大臣の指名

本件は、記名投票の結果（投票総数236、過半数119）、小泉純一郎君134票、前原誠司君84票、志位和夫君9票、福島みずほ君6票、綿貫民輔君3票にて、投票の過半数を得た衆議院議員小泉純一郎君が指名された。

散会 午後2時52分

○平成17年9月26日（月）

開会 午後2時31分

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

内閣委員長	高嶋 良充君
財政金融委員長	浅尾 慶一郎君
国土交通委員長	田名部 匡省君
環境委員長	郡司 彰君
国家基本政策委員長	北澤 俊美君
懲罰委員長	山下 八洲夫君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

内閣委員長	工藤 堅太郎君
財政金融委員長	山本 孝史君
国土交通委員長	羽田 雄一郎君
環境委員長	福山 哲郎君
国家基本政策委員長	今泉 昭君
懲罰委員長	朝日 俊弘君

日程第1 国務大臣の演説に関する件

小泉内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後2時44分

○平成17年9月29日（木）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

円より子君、片山虎之助君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時32分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、浜四津敏子君、直嶋正行君、橋本聖子君、神本美恵子君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後3時20分

○平成17年10月5日（水）

開会 午前10時1分

裁判官訴追委員辞任の件

本件は、裁判官訴追委員福山哲郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員等各種委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び皇室経済会議予備議員の職

務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、
裁判官訴追委員に前川清成君、
皇室経済会議予備議員に田名部匡省君（第2順位）、
国土審議会委員に佐藤雄平君、前田武志君、
国土開発幹線自動車道建設会議委員に北澤俊美君を指名した。

日程第1 障害者自立支援法案（趣旨説明）

本件は、尾辻厚生労働大臣から趣旨説明があった後、下田敦子君が質疑をした。

散会 午前10時40分

○平成17年10月12日（水）

開会 午前10時1分

常任委員長辞任の件

本件は、農林水産委員長中川義雄君、決算委員長鴻池祥肇君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、農林水産委員長に岩城光英君、決算委員長に中島真人君を指名した。

日程第1 国務大臣の報告に関する件（パキスタン等における大地震について）

本件は、細田国務大臣から報告があった。

郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、竹中国務大臣から趣旨説明があった後、尾立源幸君が質疑をした。

散会 午前10時45分

○平成17年10月14日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件

日程第2 郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件

以上両件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって承認することに決した。

日程第3 障害者自立支援法案（内閣提出）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成127、反対99にて可決された。

休憩 午前10時21分

再開 午後3時1分

郵政民営化法案（内閣提出、衆議院送付）

日本郵政株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

郵便事業株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

郵便局株式会社法案（内閣提出、衆議院送付）

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（内閣提出、衆議院送付）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上6案は、日程に追加し、郵政民営化に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成134、反対100にて可決された。

散会 午後3時33分

○平成17年10月19日（水）

開会 午前10時1分

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、尾辻厚生労働大臣から趣旨説明があつた後、津田弥太郎君が質疑をした。

日程第1 郵便法の一部を改正する法律案（内閣提出）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時35分

○平成17年10月21日（金）

開会 午前10時1分

銀行法等の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、伊藤国務大臣から趣旨説明があつた後、大久保勉君が質疑をした。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、麻生総務大臣から趣旨説明があつた後、内藤正光君が質疑をした。

日程第1 会計検査院法の一部を改正する法律案（決算委員長提出）

本案は、決算委員長から趣旨説明があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日程第3 日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日程第4 日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

以上3件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成202、反対13にて委員長報告のとおり是認することに決した。

散会 午前11時9分

○平成17年10月26日（水）

開会 午前10時1分

議長は、新たに当選した議員川口順子君を議院に紹介した後、同君を総務委員に指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、
国家公務員倫理審査会会長に吉本徹也君、
総合科学技術会議議員に原山優子君、
情報公開・個人情報保護審査会委員に高橋滋君、村上裕章君、
電波監理審議会委員に井口武雄君、羽鳥光俊君、
日本放送協会経営委員会委員に多賀谷一照君、
中央更生保護審査会委員に橋本詔子君、原田和徳君、
中央社会保険医療協議会委員に室谷千英君、
労働保険審査会委員に井上和子君、
公害健康被害補償不服審査会委員に近藤健文君を任命することに、賛成227、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、
検査官に伏屋和彦君を任命することに、賛成131、反対93にて同意することに決し、
総合科学技術会議議員に岸本忠三君、
日本放送協会経営委員会委員に石原邦夫君、菅原明子君、高崎ゆかり君、
社会保険審査会委員に根本眞君を任命することに、賛成219、反対8にて同意することに決し、
総合科学技術会議議員に庄山悦彦君を任命することに、賛成212、反対14にて同意することに決し、
労働保険審査会委員に白井国男君、
社会保険審査会委員に沼田輝夫君、
公害健康被害補償不服審査会委員に松本省藏君を任命することに、賛成222、反対5にて同意することに決した。

日程第1 政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆議院提出第4号）

日程第2 政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆議院提出第9号）

以上両案は、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成135、反対94にて可決、日程第2は賛成211、反対17にて可決された。

日程第3 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成131、反対99にて可決された。

日程第4 電波法及び放送法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成148、反対81にて可決された。

日程第5 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成220、反対10にて可決された。

日程第6 銀行法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成221、反対9にて可決された。

日程第7 松江市における交通事故死の疑いのある事案の明確な説明を求めることに関する請願

本請願は、行政監視委員長の報告を省略し、全会一致をもって委員会決定のとおり採択することに決した。

散会 午前10時38分

○平成17年10月28日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第4 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2及び第4は賛成218、反対13にて可決、日程第3は賛成224、反対5にて可決された。

日程第5 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対14にて可決された。

日程第6 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第7 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第8 最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上3案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第6及び第7は賛成216、反対14にて可決、日程

第8は賛成224、反対5にて可決された。

日程第9 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上3案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、第1の議案は賛成144、反対86にて可決、第2の議案は賛成224、反対6にて可決、第3の議案は賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時27分

○平成17年11月1日（火）

開会 午前10時1分

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆議院提出）

本案は、日程に追加し、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第1ないし第5の請願

本請願は、法務委員長及び厚生労働委員長の報告を省略し、全会一致をもって両委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

- 一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

- 一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

- 一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

- 一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

- 一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

- 一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

- 一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

- 一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

- 一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

- 一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

- 一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

- 一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

- 一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

- 一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

- 一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

- 一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

- 一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

- 一、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査

郵政民営化に関する特別委員会

- 一、郵政民営化に関する調査

国際問題に関する調査会

- 一、国際問題に関する調査

経済・産業・雇用に関する調査会

- 一、経済・産業・雇用に関する調査

少子高齢社会に関する調査会

- 一、少子高齢社会に関する調査

常任委員長辞任の件

本件は、次の各常任委員長の辞任を許可することに決した。

総務委員長 木村 仁君

法務委員長	渡辺	孝男君
外交防衛委員長	林	芳正君
文教科学委員長	亀井	郁夫君
厚生労働委員長	岸	宏一君
経済産業委員長	佐藤	昭郎君
行政監視委員長	山口	那津男君

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、次のとおり各常任委員長を指名した。

総務委員長	世耕	弘成君
法務委員長	弘友	和夫君
外交防衛委員長	舛添	要一君
文教科学委員長	中島	啓雄君
厚生労働委員長	山下	英利君
経済産業委員長	加納	時男君
行政監視委員長	荒木	清寛君

議長は、今国会の議事を終了するに当たりあいさつをした。

休憩 午前10時11分

再開するに至らなかった。

2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
月日	事 項	演説者	月日	質疑者
17. 9. 26	所信表明演説	小泉内閣総理大臣	9. 29	円 より子君(民主) 片山 虎之助君(自民) 浜四津 敏子君(公明) 直嶋 正行君(民主) 橋本 聖子君(自民) 神本 美恵子君(民主)

国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
月日	事 項	報告者	月日	質疑者
17. 10. 12	パキスタン等における大地震 について	細田国務大臣	—	—

1 委員会審議経過

内閣委員会

委員一覧（20名）

委員長	工藤 堅太郎（民主）	佐藤 泰三（自民）	松井 孝治（民主）
理事	市川 一朗（自民）	竹山 裕（自民）	柳澤 光美（民主）
理事	木俣 佳文（民主）	中曽根 弘文（自民）	風間 昶（公明）
理事	芝 博一（民主）	西銘 順志郎（自民）	白浜 一良（公明）
	秋元 司（自民）	山崎 正昭（自民）	近藤 正道（社民）
	小野 清子（自民）	喜納 昌吉（民主）	黒岩 宇洋（無）
	鴻池 祥肇（自民）	藤原 正司（民主）	(17.10.25 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願1種類8件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案については、委員会において、法改正の効果及び無届けの性風俗関連特殊営業に関する取締りの強化、NGO人身取引女性相談センターに対する国の支援体制、実態に即した風俗営業法の規制対象の見直し、貸しビルオーナー等に対して届出受理書の確認を義務付ける必要性、少年指導委員と民間防犯ボランティア等との連携、人身取引対策に関する関係省庁連絡会議の構成等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月25日、少年犯罪の予防に向けた警察の取組、個人情報保護法の施行に伴う捜査協力拒否等の諸問題への対応、宇宙開発の重要性及び総合的取組の必要性、拉致問題解決に向けた真相究明及び求められる政府の対応、行政対象暴力への対応状況、男女共同参画基本計画における「ジェンダー」という用語使用の是非、朝鮮半島出身旧民間徴用者等の遺骨調査の進展状況及び未払賃金問題の今後の扱い、世論調査等の在り方と政府機関の行う諸調査に係るガイドラインの必要性等の諸問題について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年10月25日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 治安の確保及び少年犯罪の防止に関する件、統計制度の改革及び世論調査等の在り方に関する件、我が国の宇宙開発施策に関する件、北朝鮮による日本人拉致問題に関する件、朝鮮半島出身旧民間徴用者等の問題に関する件、米国産牛肉の輸入再開の在り方に関する件等について村田国家公安委員会委員長、棚橋内閣府特命担当大臣、細田国務大臣、小島文部科学副大臣、小此木経済産業副大臣、七条内閣府副大臣、西銘内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕市川一朗君（自民）、白浜一良君（公明）、木俣佳丈君（民主）、喜納昌吉君（民主）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について村田国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月27日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）（衆議院送付）について村田国家公安委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕松井孝治君（民主）、風間昶君（公明）、近藤正道君（社民）、黒岩宇洋君（無）

（閣法第13号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、無
反対会派 なし

- 請願第178号外7件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第13号）

【要旨】

本法律案は、最近における風俗営業及び性風俗関連特殊営業等の実情にかんがみ、人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由に加え、接待飲食等営業及び店舗型性風俗特殊営業を営む者等に接客従業者の在留資格等の確認義務を課し、違法営業行為に対する罰則を強化するほか、少年指導委員の職務に関する規定等を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、風俗営業等に係る人身取引の防止のための規定の整備

- 1 刑法に新設された人身売買の罪等を風俗営業の許可の欠格事由とする。
- 2 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、性風俗関連特殊営業（映像送信型性風俗特殊営業を除く。）を営む者等が当該営業に関し、人身売買の罪等に当たる違法な行為をしたときは、当該営業の停止等を命ずることができる。
- 3 接待飲食等営業、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業及び午後十時を超えて酒類提供飲食店営業を営む者は、その営業に関し客に接する業務に従事する者の生年月日、国籍、在留資格、在留期間等を確認し、その確認の記録を保存しなければならない。

二、性風俗関連特殊営業に係る違法営業の排除のための規定の整備

- 1 公安委員会は、性風俗関連特殊営業を営もうとする者から届出書の提出があったときは、その者に届出受理書を交付するとともに、同営業を営む者に対しその備付け及び関係者から請求があったときの提示を義務付ける。
- 2 人の住居等において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業で、当該役務を行う者を、その客の依頼を受けて派遣することにより営むもの（いわゆる「デリバリーヘルス」）について、営業の本拠となる事務所に加え、客の依頼を受け付ける受付所及び役務を行う者を待機させる待機所を届出の対象とする。
- 3 2の営業の受付所について、店舗型性風俗特殊営業と同様の営業禁止区域等の規制を設ける。
- 4 警察職員は、この法律の施行に必要な限度において、2の営業に係る事務所、受付所又は待機所に立ち入ることができる。

三、風俗営業等に係る客引き等の規制の強化のための規定の整備

- 1 風俗営業、店舗型性風俗特殊営業を営む者等が当該営業に関し客引きをするため、道路その他の公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうことを禁止するとともに、罰則を設ける。
- 2 店舗型性風俗特殊営業又は無店舗型性風俗特殊営業の届出書を提出した者以外の者は、これらの営業を営む目的で広告又は宣伝を行うことを禁止するとともに、罰則を

設ける。

- 3 性風俗関連特殊営業において禁止されている、人の住居へのビラ等の頒布等及び広告制限区域等において広告物を表示する等の方法による広告又は宣伝を行った場合の罰則を設ける。

四、少年指導委員に関する規定の整備

- 1 少年指導委員の職務に関する規定を整備する。
- 2 公安委員会は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要があるときは、この法律の施行に必要な限度において、少年指導委員を風俗営業の営業所等に立ち入らせることができる。
- 3 守秘義務違反の罰則、研修の実施等の所要の規定を整備する。

五、その他の規定の整備

法定刑の引上げその他の罰則の整備を行う。

六、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

総務委員会

委員一覧 (25名)

委員長	木村 仁 (自民)	二之湯 智 (自民)	藤本 祐司 (民主)
理事	世耕 弘成 (自民)	南野 知恵子 (自民)	蓮 舫 (民主)
理事	森元 恒雄 (自民)	矢野 哲朗 (自民)	弘友 和夫 (公明)
理事	山崎 力 (自民)	山内 俊夫 (自民)	山本 保 (公明)
理事	高嶋 良充 (民主)	吉村 剛太郎 (自民)	吉川 春子 (共産)
理事	内藤 正光 (民主)	伊藤 基隆 (民主)	又市 征治 (社民)
	尾辻 秀久 (自民)	高橋 千秋 (民主)	— 欠員 1 名 —
	景山 俊太郎 (自民)	那谷屋 正義 (民主)	
	椎名 一保 (自民)	平田 健二 (民主)	(17. 10. 13 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案 5 件及び日本放送協会 (NHK) の平成13年度、平成14年度及び平成15年度決算 3 件の合計 8 件であり、いずれも可決または是認した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案等の審査〕

国家公務員給与等 本年 8 月 15 日の人事院勧告を踏まえ、内閣は、一般職国家公務員の給与改定や給与制度の抜本的制度改革を勧告どおり完全実施することを決定した。これを受けて提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の俸給月額等の改定を行うほか、昇給の制度の改定並びに地域手当の新設及び調整手当の廃止を行うこと等を内容とするものである。また、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定の趣旨に沿った改善等を内容とするものである。さらに、**国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案**は、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設すること等を内容とするものである。委員会においては、3 案を一括して議題とし、公務員給与に対する批判と総人件費抑制についての考え方、実効的で公正な勤務実績評価のための具体策、外務公務員に支給される在勤手当の在り方、労働基本権付与に向けての検討の必要性、全俸給月額の引下げと地域手当新設の妥当性、人事院の中立公正性及び独立性の維持等について質疑が行われ、討論の後、3 案はいずれも多数をもって可決された。

郵便・情報通信 2004年10月、ブカレストで署名された万国郵便条約では郵便切手の偽造等に係る処罰規定が強化された。**郵便法の一部を改正する法律案**は、これに伴い

郵便料金計器の印影を偽造する行為等を処罰するための改正（国内法整備）を行うことにより、条約の国内実施を担保しようとするものである。委員会においては、万国郵便条約の履行義務と郵政民営化との関係、万国郵便連合への我が国の貢献、諸外国における郵便切手の偽造等の状況、万国郵便条約との関係で法改正を必要とする具体的理由等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書、日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書及び日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書は、いずれも日本放送協会（NHK）の各年度決算に係る書類であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、平成13年度決算は第156回国会に、平成14年度決算は第159回国会に、平成15年度決算は第162回国会にそれぞれ内閣から提出されたものである。委員会においては、3件を一括して議題とし、NHKにおける信頼回復に向けた改革の状況、受信料減収に伴うNHK予算の補正の是非、「NHK新生プラン」に基づく具体的な取組内容、受信料の公平負担の確保、受信料制度及び公共放送の在り方等について質疑を行った。質疑終局後、討論の後、3件はいずれも多数をもって是認すべきものと決した。

電波法及び放送法の一部を改正する法律案は、電波利用環境が大幅に変化していることに伴い、電波利用料について電波の経済的価値に係る要素等を勘案した料額を定めるとともに、放送局に対する外国人等の間接出資規制を定めようとする内容とするものである。委員会においては、技術の進展等に伴う新規電波需要に対応した周波数割当方針、電波利用料の基本的性格の見直しの必要性、外資による放送局への出資規制の具体的な内容と放送の公共性の確保、災害時における防災行政無線・コミュニティ放送の有効活用、高齢者、障害者等を含めたデジタル・ディバイドの解消等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、電波利用料の使途の透明性・客観性を確保し、受益と負担の関係の明確化に努めること等を内容とする附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

10月13日、一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について、佐藤人事院総裁から説明を聴取した。

10月20日、日本放送協会の再生に向けた改革に関する決議を行った。

10月27日、公務員制度改革に関する決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年10月13日(木)(第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 一般職の職員の給与についての報告及び給与の改定についての勧告等に関する件について佐藤人事院総裁から説明を聴いた。
- 郵便法の一部を改正する法律案(閣法第24号)について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月18日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 郵便法の一部を改正する法律案(閣法第24号)について麻生総務大臣、佐藤人事院総裁、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事本保芳明君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕森元恒雄君(自民)、高嶋良充君(民主)、藤本祐司君(民主)、弘友和夫君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第24号)賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成17年10月20日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

以上3件について麻生総務大臣、参考人日本放送協会会長橋本元一君及び会計検査院当局から説明を聴き、麻生総務大臣、山本総務大臣政務官、参考人日本放送協会会長橋本元一君、同協会理事衣奈丈二君、同協会経営委員会委員長石原邦夫君、同協会理事原田豊彦君、同協会理事小林良介君、同協会理事小野直路君、同協会理事石村英二郎君及び同協会理事中川潤一君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも是認すべきものと議決した。

〔質疑者〕山崎力君(自民)、椎名一保君(自民)、高橋千秋君(民主)、藤本祐司君(民主)、弘友和夫君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)

(NHK平成13年度決算) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

(NHK平成14年度決算) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

(NHK平成15年度決算) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

- 日本放送協会の再生に向けた改革に関する決議を行った。

○平成17年10月25日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 電波法及び放送法の一部を改正する法律案(閣法第7号)(衆議院送付)について麻生総務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府参考人及び参考人日本放送協会理事中川潤一君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者] 世耕弘成君(自民)、内藤正光君(民主)、藤本祐司君(民主)、弘友和夫君(公明)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第7号) 賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

なお、附帯決議を行った。

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)

以上3案について麻生総務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月27日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第15号)(衆議院送付)

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)

以上3案について麻生総務大臣、河井外務大臣政務官、佐藤人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

[質疑者] 二之湯智君(自民)、那谷屋正義君(民主)、蓮舫君(民主)、高嶋良充君(民主)、吉川春子君(共産)、又市征治君(社民)

(閣法第15号) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

(閣法第16号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産

反対会派 社民

(閣法第17号) 賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

- 公務員制度改革に関する決議を行った。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○ 成立した議案

電波法及び放送法の一部を改正する法律案（閣法第7号）

【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の負担の在り方を見直して電波の経済的価値に係る諸要素を勘案した料額を定めるとともに、電波利用共益費用の使途の範囲を見直す等のほか、地上放送について、外資規制の実効性の確保を図るための措置を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料の負担の在り方の見直し

- 1 免許人等が電波利用料として無線局ごとに国に納めなければならない金額について、無線局の区分に応じ、使用する電波の周波数帯及び周波数の幅、空中線電力、無線局の設置場所等に従って細分して定めることとし、料額表の改定を行う。
- 2 無線局の区分に応じて定めるもののほか、広範囲の地域において同一の者が開設する無線局に専ら使用させることを目的とした広域専用電波を使用する免許人は、毎年、その周波数の幅等を勘案して算定される電波利用料を納めなければならないこととする。

二、電波利用共益費用の使途の範囲の見直し

電波利用料の使途として、電波のより能率的な利用に資する技術に関する研究開発に要する費用並びに無線通信の利用が困難な地域において、必要最小の空中線電力を用いて無線通信を利用できるようにするための伝送路設備整備の補助金に要する費用を電波利用共益費用の例示に追加する。

三、放送局に対する外資規制の在り方の見直し

- 1 地上放送をする無線局に対する外資規制について、直接出資比率と総務省令で定める計算方法により計算された間接出資比率の合計割合を5分の1未満とする間接出資規制を導入する。
- 2 間接出資規制の導入に伴い、株主名簿等への記載等の拒否、議決権の制限に関する規定等を整備する。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、電波利用共益費用の使途の範囲の見直しに係るものについては公布の日から、放送局に対する外資規制の在り方の見直しに係るものについては、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

- 一、無線局免許人の拠出による特定財源としての電波利用料の性格にかんがみ、その使途の透明性・客観性を確保し、受益と負担の関係の明確化に努めること。併せて、電波利用共益事務の効率化に努めること。また、今回見直した電波の有効利用に対する効果を検証し、その結果を速やかに明らかにすること。
 - 二、電波利用料制度については、平成五年の創設時以降、電波利用をめぐる環境が今なお大幅に変化していることを踏まえ、電波の有効利用をさらに促進するため、検討を行うこと。また、電波割当ての在り方について公正性・透明性確保の観点から、今後も一層の検討を行っていくこと。
 - 三、国等が使用する無線局の電波利用料負担の在り方については、可及的速やかに結論を得て、その使用する電波の一層の有効利用を促すとともに、情報公開に努めること。
 - 四、電波利用の使途拡大においては、国民生活に不可欠のものとなっている携帯電話について、一般財源及び電波利用料財源を活用し、不感地域を早期に解消するほか、高齢者、障害者などの「デジタル・ディバイド」解消に努めること。
 - 五、放送事業者の経営の変化等により、視聴者に不利益が生じたり、放送の公共性が損なわれたりすることがないように配慮すること。また、通信と放送の融合やデジタル化など放送をめぐる環境の大きな変化に適切に対応するため、新しい時代にふさわしい放送制度の在り方について、国民・視聴者の意見を聴取し、幅広く検討を行うこと。
- 右決議する。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第15号)

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成17年8月15日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、勤勉手当及び期末特別手当並びに非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の額の改定、昇給の制度の改定並びに地域手当の新設及び調整手当の廃止等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、全俸給表の全俸給月額を引き下げる。
- 二、俸給表の級構成及び号俸構成を改めるとともに、俸給月額を改定する。
- 三、扶養手当について、配偶者に係る支給月額を1万3,000円に引き下げる。
- 四、勤勉手当の支給割合を年間0.05月分、期末特別手当の支給割合を年間0.05月分それぞれ

れ引き上げる。

五、職員の昇給は、人事院規則で定める日に、同日前1年間の勤務実績に応じて行うものとし、その期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸等とする。

六、新たに地域手当を設け、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して定める地域に在勤する職員等に対し、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に、地域手当の級地に応じて定める割合を乗じて得た額を支給する。

七、この法律は、一、三及び四については、公布の日の属する月の翌月の初日から施行し、二、五及び六については、平成18年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第16号)

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定並びに地域手当の新設及び調整手当の廃止等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣等の特別職の職員の俸給月額及び期末手当について、一般職の職員の給与改定に準じた措置を行う。

二、地域手当を新設するとともに調整手当を廃止する。

三、常勤の委員等に支給する日額手当の限度額について、内閣総理大臣等の給与改定に準じて引き下げる。

四、二千五年日本国際博覧会政府代表の俸給月額を、内閣総理大臣等の給与改定に準じて引き下げる。

五、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日から施行する。ただし、地域手当を新設するとともに調整手当を廃止する等の改正については、平成18年4月1日から施行する。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(閣法第17号)

【要旨】

本法律案は、国家公務員制度改革における国家公務員退職手当制度の改革の必要性や国家公務員の給与構造の改革の状況等にかんがみ、職員の在職期間中の公務への貢献度をよりの確に反映させるため、中期勤続者の退職手当の支給率を改定するとともに、一定期間の職務の内容に応じた調整の仕組みを創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般の退職手当

退職した者に対する退職手当の額は、退職手当の基本額に、退職手当の調整額を加えて得た額とする。

二、退職手当の基本額

- 1 退職手当の基本額は、退職の日における俸給月額に、退職理由ごとに、それぞれ勤続期間に応じて定める支給率を乗じて得た額とし、中期勤続者の退職手当の基本額に係る支給率を引き上げる。
- 2 在職期間中に、俸給月額が減額されたことがある場合について、退職手当の基本額の計算方法の特例を設ける。

三、退職手当の調整額

退職手当の調整額は、在職期間の各月ごとに、当該各月においてその者が属していた職員の区分に応じて定める調整月額のうち、その額が最も多いものから順に60月分の調整月額を合計した額とする。

四、施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

郵便法の一部を改正する法律案（閣法第24号）（先議）

【要旨】

本法律案は、2004年10月5日にブカレストで署名された万国郵便条約において、郵便切手の偽造等に係る処罰規定が強化されたことに伴い、郵便法の罰則規定について、郵便料金計器による印影を偽造する行為等を処罰するための改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、郵便料金計器の印影その他郵便に関する料金を表す印影の偽造等の処罰に関する規定を整備する。
- 二、この法律は、2004年10月5日にブカレストで署名された万国郵便条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（NHK決算）

日本放送協会平成十三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成13年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成13年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額6,981億円に対し負債総額2,698億円、資本総額4,282億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,576億円、事業支出が6,445億円で当期事業収支は131億円の黒字となっている。

日本放送協会平成十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成14年度の決算書類である。この決算書類によれ

ば、日本放送協会の平成14年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,112億円に対し負債総額2,726億円、資本総額4,385億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,647億円、事業支出が6,545億円で当期事業収支は102億円の黒字となっている。

日本放送協会平成十五年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成15年度の決算書類である。この決算書類によれば、日本放送協会の平成15年度末の資産及び負債の状況は、一般勘定における資産総額7,225億円に対し負債総額2,724億円、資本総額4,500億円となっている。また、当年度中の損益の状況は、事業収入が6,693億円、事業支出が6,578億円で当期事業収支は115億円の黒字となっている。

（４）委員会決議

—— 日本放送協会の再生に向けた改革に関する決議 ——

一連の不祥事を契機とした日本放送協会に対する国民・視聴者の不信感はいまだ十分に解消されず、受信料の不払い・保留の増大は、公共放送の根幹をも揺るがしかねない危機となっている。

参議院総務委員会は本年3月のNHK予算の承認に当たり、信頼回復への取組を求める附帯決議を行っているが、ここに改めて、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送としての使命を全うできるよう、協会及び政府に対して、左記の事項についてその実現を求めるものである。

一、協会は、会長を先頭に全役職員、組織をあげて、再生・改革に向けたあらゆる方策に全力で取り組むとともに、その取組の状況を広く国民・視聴者に説明し、信頼の回復に最善を尽くすこと。また、協会の全役職員は、公共放送に携わる者としての自覚を新たにするとともに、高い倫理感を確立すること。

二、9月に公表された「NHK新生プラン」については、国民・視聴者の理解を得るため、より具体的な改革の姿を早急に明示するなど、信頼回復につながるものとなるよう取り組むこと。

三、協会は、公共放送が国民・視聴者との信頼関係に基づき負担される受信料により維持運営されていることを深く認識し、公金意識の徹底を図るとともに、公平負担の観点から、公共放送の存在意義と受信料制度に対する国民の理解促進による契約の締結と収納の確保に最善を尽くすこと。これらの取組によっても公平負担の確保がなされない場合における民事手続きの活用については、国民の意見に十分配慮し慎重な検討をした上で行うこと。

- 四、協会は、放送の社会的影響の重大性を強く自覚し、真実に基づき、自律性、不偏不党性を確保するとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。
- 五、デジタル放送への移行など放送を巡る環境が大きく変化する中において、引き続き協会が新しい時代の放送の担い手として先導的役割を果たすよう努めるとともに、新時代の公共放送の在り方について、広く国民の意見を聴取し、検討を進めること。
- 右決議する。

—— 公務員制度改革に関する決議 ——

政府は、公務員制度改革が喫緊の課題となっていることにかんがみ、次の事項について配慮すべきである。

- 一、公務員制度改革を検討するにあたっては、労働基本権の在り方も含め、職員団体等の意見を十分聴取し、理解を得るよう最大限努力すること。
 - 二、公務員総人件費の規模の見直しを検討するにあたっては、財政的見地のみならず、地方分権の推進や少子高齢化の進展などの情勢変化に対応した国・地方の公共サービスの適切な役割分担、公務労働の適切な配置について広く国民的議論を行うよう努めること。
- 右決議する。

法務委員会

法 務

委員一覧 (20名)

委員長	渡辺 孝男 (公明)	山東 昭子 (自民)	松岡 徹 (民主)
理事	松村 龍二 (自民)	陣内 孝雄 (自民)	浜四津 敏子 (公明)
理事	吉田 博美 (自民)	関谷 勝嗣 (自民)	井上 哲士 (共産)
理事	築瀬 進 (民主)	鶴保 庸介 (自民)	長谷川 憲正 (国日)
理事	木庭 健太郎 (公明)	江田 五月 (民主)	扇 千景 (無)
	青木 幹雄 (自民)	千葉 景子 (民主)	角田 義一 (無)
	荒井 正吾 (自民)	前川 清成 (民主)	(17.10.20 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願7種類93件のうち、2種類17件を採択した。

〔法律案の審査〕

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額を改定等を行おうとするものであり、検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額の改定等を行おうとするものである。また、最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案は、国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所の裁判官の退職手当に関する特例の改定を行おうとするものである。委員会においては、3法律案を一括して議題とし、裁判官・検察官の報酬等の在り方、報酬等の引下げによる優秀な人材確保への影響、裁判官の人事評価の在り方、地域手当導入による司法サービスの低下懸念と対策、最高裁判所裁判官の退職手当の支給率の相当性等について質疑が行われ、討論の後、裁判官報酬法改正案及び検察官俸給法改正案はそれぞれ多数をもって、最高裁判所裁判官退職手当特例法改正案は全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月25日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、心神喪失医療観察法の施行状況及び対象者等の受入体制の整備状況、日本司法支援センターの準備作業の進捗状況、裁判員制度の実施に向けた取組及び新たな問題・課題に対する対応策、再犯防止に向けた具体的な施策及び大臣の決意、性犯罪者に関する情報共有制度並びに出所情報提供制度の具体的内容及びその実施状況、仮釈放の審理に対する具体的な充実・

強化策、少年に対する勾留決定過誤事案の内容及び政府・最高裁の再発防止策、裁判所の令状審査体制の見直しの必要性、近年の犯罪の発生状況及びその推移並びにその特徴、少年法改正案のポイント及び「厳罰と健全育成」の考え方等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成17年10月20日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

○平成17年10月25日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 心神喪失者等医療観察法の施行状況に関する件、司法制度改革の進ちょく状況に関する件、国際結婚者に対する入国管理行政に関する件、再犯防止の施策に関する件、行政資料の開示についての最高裁決定に関する件、少年に対する勾留決定過誤事案に関する件、少年犯罪の防止に関する件等について南野法務大臣、富田法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕千葉景子君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）、長谷川憲正君（国日）

- 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）
 - 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）
 - 最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
- 以上3案について南野法務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月27日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
 - 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）
 - 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）
 - 最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）
- 以上3案について南野法務大臣、富田法務副大臣、三ッ林法務大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕吉田博美君（自民）、前川清成君（民主）、木庭健太郎君（公明）、井上哲士君（共産）

（閣法第19号）賛成会派 自民、民主、公明、国日
反対会派 共産

（閣法第20号）賛成会派 自民、民主、公明、国日
反対会派 共産

（閣法第21号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、国日
反対会派 なし

- 請願第110号外16件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外75件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○ 成立した議案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、裁判官の報酬月額の改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成17年度官民較差に基づく報酬月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ）に伴い、平成17年度中の裁判官の報酬月額を引き下げる。

二 政府職員の給与構造の変更に伴う報酬月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額の引下げと民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入）に伴い、平成18年度以降の裁判官の報酬月額を引き下げる。

三 判事特号の廃止

いわゆる判事特号に相当するクラスへの特別職職員の格付けの廃止に伴い、判事の報酬月額に関する特別の定めを削除する。

四 施行期日

一は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、二及び三は平成18年4月1日からそれぞれ施行する。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第20号）

【要旨】

本法律案は、一般の政府職員の給与改定等に伴い、検察官の俸給月額改定等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 平成17年度官民較差に基づく俸給月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間の賃金水準に合わせた給与月額の引下げ）に伴い、平成17年度中の検察官の俸給月額を引き下げる。

二 政府職員の給与構造の変更に伴う俸給月額改定

一般の政府職員の給与改定（民間賃金の低い地域における賃金水準に合わせた給与月額の引下げと民間賃金の高い地域に勤務する職員に対する調整手当に代わる地域手当の導入）に伴い、平成18年度以降の検察官の俸給月額を引き下げる。

三 副検事の号俸の増設

号俸の整備等の観点から、現行の副検事1号と2号の間に、検事8号に相当する号俸を新たに設ける。

四 施行期日

一は公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から、二及び三は平成18年4月1日からそれぞれ施行する。

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律案（閣法第21号）

【要旨】

本法律案は、国家公務員の退職手当の改定の状況等にかんがみ、最高裁判所の裁判官の退職手当に関する特例の改定を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 退職手当の支給率の改定

最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当の額を、退職の日におけるその者の報酬月額に、その者の勤続期間1年につき100分の240を乗じて得た額に引き下げる。

二 施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

外交防衛委員会

外交防衛

委員一覧 (21名)

委員長	林	芳正 (自民)	岡田	直樹 (自民)	今泉	昭 (民主)
理事	浅野	勝人 (自民)	櫻井	新 (自民)	佐藤	道夫 (民主)
理事	三浦	一水 (自民)	谷川	秀善 (自民)	白	眞勲 (民主)
理事	山本	一太 (自民)	福島	啓史郎 (自民)	荒木	清寛 (公明)
理事	榛葉	賀津也 (民主)	山谷	えり子 (自民)	澤	雄二 (公明)
理事	柳田	稔 (民主)	浅尾	慶一郎 (民主)	緒方	靖夫 (共産)
	愛知	治郎 (自民)	犬塚	直史 (民主)	大田	昌秀 (社民)

(17.10.11 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された案件は、条約2件及び内閣提出法律案2件の計4件であり、そのいずれも承認又は可決した。

また、本委員会付託の請願5種類35件は、いずれも保留とした。

〔条約及び法律案の審査〕

万国郵便連合関連条約の更新・改定 国際郵便業務及び我が国と他の締約国との間の郵便送金業務を適切に実施するため、ルーマニアのブカレストで開催された万国郵便連合の第23回大会議で作成された追加議定書及び関連文書並びに約定が提出された。万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約は、追加議定書が万国郵便連合の文書において使用される用語の定義の追加等現行の憲章の改正を内容とし、一般規則が万国郵便連合の運営に関する実施細目等について定め、条約が国際郵便業務に関する規則等について定めている。郵便送金業務に関する約定は、郵便為替、郵便振替等の郵便送金業務に関する規則等について定めている。委員会においては、両件を一括して議題とし、条約締結の意義と万国郵便連合に対する我が国の貢献、郵政民営化後における万国郵便連合への我が国の対応姿勢、通常郵便物の到着料制度の改善、郵政民営化後の国際郵便送金業務の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

国際テロ対応のための活動の継続 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案は、平成13年9月11日に米国で発生したテロリストの攻撃による脅威の除去に努めることにより、国連憲章の目的達成に寄与する諸外国の軍隊等の活動に対して、我が国が実施する措置等について定めるテロ対策特別措置法の有効期限を1年間延長しようとするものである。委員会に

においては、テロ対策特措法の有効期限を1年間延長する理由、協力支援活動の終了の条件と活動を止めた場合の影響、協力支援活動に係る予備費使用と国会の関与、アフガニスタンに対する復興支援の在り方、自衛隊の海外派遣に係る恒久法制等について質疑が行われたほか、参考人からの意見聴取が行われ、討論の後、多数をもって原案どおり可決された。

防衛庁の職員の給与等の改定 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、号俸構成を変更するとともに、調整手当に替えて地域手当を新設すること、退職の際に特別昇任した自衛官について退職手当等が増加しないよう規定を整備すること等を内容とするものである。委員会においては、給与構造改革と自衛官給与の在り方、給与構造改革に伴う予算節減効果、自衛官の退職時特別昇任の在り方等について質疑が行われ、多数をもって原案どおり可決された。

〔国政調査等〕

平成17年9月に開催された国連総会特別首脳会合に出席した小泉総理大臣は、国連改革と我が国の安保理常任理事国入りについて発言した。また、同年7月から9月にかけて、北京において開催された第4回六者会合では、北朝鮮のすべての核兵器及び既存の核計画の検証可能な廃棄の約束等を内容とする共同声明に合意した。

このような背景の下、10月11日、国連改革・六者会合について町村外務大臣から報告を聴取した後、パキスタンにおける地震被害に対する援助、在日米軍再編問題、自衛隊の海外派遣、イラク情勢と自衛隊のイラク派遣、自衛官の大麻取締法等違反事件、国連改革、国際刑事裁判所規程の締結等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年10月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国連改革・六者会合に関する件について町村外務大臣から報告を聴いた後、パキスタンにおける地震被害に対する援助に関する件、在日米軍再編問題に関する件、自衛隊の海外派遣に関する件、イラク情勢と自衛隊のイラク派遣に関する件、自衛官の大麻取締法等違反事件に関する件、国連改革に関する件、国際刑事裁判所規程の締結に関する件等について大野防衛庁長官、町村外務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕岡田直樹君（自民）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

以上両件について町村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月13日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）

以上両件について町村外務大臣、大野防衛庁長官、今津防衛庁副長官、西川内閣府副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕 山谷えり子君（自民）、白眞勲君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、荒木清寛君（公明）、井上哲士君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣条第1号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

（閣条第2号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

○平成17年10月20日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について細田内閣官房長官から趣旨説明を聴いた後、町村外務大臣、大野防衛庁長官、細田内閣官房長官、田野瀬財務副大臣、政府参考人、参考人財団法人日本国際協力システム理事長佐々木高久君及び独立行政法人国際協力機構理事小島誠二君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 澤雄二君（公明）、山本一太君（自民）、浅尾慶一郎君（民主）、白眞勲君（民主）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について参考人立教大学大学院教授伊勢崎賢治君及び防衛大学校国際関係学科助教授宮坂直史君から意見を聴いた後、

両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山谷えり子君（自民）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）、岡田直樹君（自民）、白眞勲君（民主）、澤雄二君（公明）

○平成17年10月25日（火）（第4回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）（衆議院送付）について町村外務大臣、大野防衛庁長官、細田内閣官房長官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕 三浦一水君（自民）、犬塚直史君（民主）、荒木清寛君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第12号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について大野防衛庁長官から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月27日（木）（第5回）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について大野防衛庁長官、谷川外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 浅野勝人君（自民）、榛葉賀津也君（民主）、澤雄二君（公明）、緒方靖夫君（共産）、大田昌秀君（社民）

（閣法第18号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、社民

○請願第158号外34件を審査した。

○外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第12号）

【要旨】

本法律案は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法の有効期限を1年間延長しようとするものである。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）

【要旨】

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、平成17年度の防衛参事官等俸給表、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き下げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生（以下「学生」という。）に支給する学生手当の月額を10万6,600円（現行10万6,700円）に引き下げる。
- 三、営舎外居住を許可された自衛官に支給する営外手当の月額を5,690円（現行5,780円）に引き下げる。
- 四、学生の12月期の期末手当について、支給割合を100分の175（現行100分の170）に引き上げる。
- 五、平成18年度の防衛参事官等俸給表、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の俸給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き下げるとともに、号俸構成を変更する。
- 六、昇給の基準及び医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の特例に関する規定を整備する。
- 七、一般職の国家公務員と同様に新たに地域手当を設け、地域手当の級地に応じて定める割合を俸給等に乗じて得た額を支給する。
- 八、退職の日に特別昇任した自衛官について、退職手当等が増加しないよう俸給月額に関する特例を定める。
- 九、本法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、五ないし八については、平成18年4月1日から施行する。

万国郵便連合憲章の第七追加議定書、万国郵便連合一般規則及び万国郵便条約の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（先議）

【要旨】

万国郵便連合（以下「連合」という。）は、国際郵便業務の効果的な運営により諸国民の間の通信連絡を増進し、文化、社会及び経済の分野における国際協力に寄与することを目的とする国際連合の専門機関である。連合の最高機関である大会議は、通常5年ごとに開催され、連合の組織事項を定める基本的文書である「万国郵便連合憲章」（以下「憲章」という。）等連合の文書の改正、新たな文書の作成等を行うこととされている。

2004年（平成16年）9月から10月までルーマニアのブカレストで開催された第23回大会議において、連合の組織及び運営並びに国際郵便業務全般につき見直しが行われた結果、憲章の一部改正について定める「万国郵便連合憲章の第七追加議定書」（以下「追加議定書」という。）が採択されたほか、憲章以外の文書で現在有効なもの（1999年（平成11年）に北京で開催された第22回大会議において作成されたもの）に代わる新たな文書として「万国郵便連合一般規則」（以下「一般規則」という。）及び「万国郵便条約」（以下「条約」という。）が採択された（同時に「郵便送金業務に関する約定」が採択された。）。

一、追加議定書

この追加議定書は、前文、本文7箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 憲章の前文に連合の任務として「郵便物の自由な流れの保障」等の具体的な項目を明確化する。
- 2 連合の文書において使用される用語に関し「単一の郵便境域」等の定義を明確化する。
- 3 憲章及び一般規則が留保の対象とはならないことを明記する。
- 4 従来、大会議ごとに新たな文書を作成していた一般規則を恒久文書とする。

二、一般規則

この一般規則は、前文、本文35箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 大会議の開催周期を従来の5年から4年に変更する。
- 2 政府間機関等が希望する場合には、投票権なしでオブザーバーとして管理理事会及び郵便業務理事会の本会議及び委員会の会合に参加することができる。
- 3 広範な郵便分野の利益を代表し、利害関係者の間の効果的な対話のための枠組みを提供することを目的として、配達業務提供者等国際郵便に利害関係を有するものから成る諮問委員会を設置する。同委員会は、委員会の活動に関する情報を管理理事会及び郵便業務理事会に提供する。
- 4 連合の経費分担等級に45単位等級及び30単位等級を追加する。
- 5 一般規則は無期限に効力を有するものとする。

三、条約

この条約は、条約（前文、本文38箇条及び末文から成る。）及び最終議定書（前文、本文15箇条及び末文から成る。）から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 1 加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地並びに郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を国際事務局に通報する。
- 2 処罰の対象となる郵便切手等郵便料金納付の手段に関する違反行為を拡大し、不当な利得を得ることを意図して行われた郵便料金納付の手段の変造、模造、偽造又は不正な製造、変造され、模造され、又は偽造された郵便料金納付の手段の使用、流布、販売、配布、頒布、輸送、展示又は広告、既に使用した郵便料金納付の手段の郵便目的での使用又は流布、及びこれらの違反行為の未遂を処罰する。
- 3 郵政庁は、相互間で参加することを取り決められることができる業務として、電子郵便業務及びEMS業務に、統合された物流管理業務及び電子郵便認証を追加する。
- 4 普通通常郵便物の未受領に関する調査請求の受理は義務的ではなく、これを受理する郵政庁は当該郵便物の調査を配達不能の郵便物に係る業務に限定することができる。
- 5 郵政庁は、この条約に定めのない場合には責任を負わないこと、支払うべき賠償金額は、施行規則に定める額を超えることができないこと、及び二国間の合意がある場合を除くほか、郵政庁に対する賠償金の支払に関するいかなる留保も付することができないこととする。
- 6 到着料は、名宛国における業務の質に係る達成度に基づくものとし、郵便業務理事会は、業務の質に関する目標を達成した郵政庁に報いるため、追加の補償金の支払を認めることができる。

なお、追加議定書、一般規則及び条約は、いずれも2006年（平成18年）1月1日に効力を生じ、追加議定書及び一般規則は無期限に、条約は次回大会議の文書の効力発生の時まで、効力を有する。

郵便送金業務に関する約定の締結について承認を求めるの件（閣条第2号）（先議）

【要旨】

この約定は、国際郵便送金業務に関する事項について所要の変更を加えるため、現行の約定を更新するものであり、2004年（平成16年）9月から10月までルーマニアのブカレストで開催された万国郵便連合第23回大会議において採択された。この約定は、前文、本文23箇条及び末文から成り、主な改正点は次のとおりである。

- 一、加盟国は、郵便送金業務を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地並びに郵便送金業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を国際事務局に通報する。
- 二、郵便為替及び郵便振替のそれぞれに係る規定を個別に設ける。
- 三、郵便送金業務に係る指図の関係郵政庁の間における交換方式については、国際事務局又は他の機関が提供する電子回線網により行う。
- 四、従来約定において定められていた郵便保証小切手及びポストネットに関する規定を削除する。

財政金融委員会

委員一覧 (25名)

委員長	山本 孝史 (民主)	段本 幸男 (自民)	津田 弥太郎 (民主)
理事	田村 耕太郎 (自民)	野上 浩太郎 (自民)	平野 達男 (民主)
理事	中島 啓雄 (自民)	舛添 要一 (自民)	松下 新平 (民主)
理事	山下 英利 (自民)	溝手 顕正 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	櫻井 充 (民主)	若林 正俊 (自民)	山口 那津男 (公明)
理事	峰崎 直樹 (民主)	犬塚 直史 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	柏村 武昭 (自民)	尾立 源幸 (民主)	糸数 慶子 (無)
	片山 虎之助 (自民)	大久保 勉 (民主)	
	金田 勝年 (自民)	大塚 耕平 (民主)	(17.10.18 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願5種類51件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

銀行代理業制度の創設 内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性にかんがみ、預金者等の利便性の向上に資するため、銀行代理店制度について見直しを行い、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度等を創設する**銀行法等の一部を改正する法律案**が提出された。委員会では、代理店への再委託に関する銀行法と他の業法との考え方の相違点、銀行代理業の参入許可及び兼業承認の具体的要件、銀行代理店に対する検査・監督体制の在り方、顧客情報の流用を防止するための方策等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月18日、財政政策について谷垣財務大臣から、金融行政について伊藤内閣府特命担当大臣から、それぞれ発言を聴取した。

また、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく**通貨及び金融の調節に関する報告書**(平成17年6月10日提出)について、岩田日本銀行副総裁より説明を聴取した。

10月20日、政策金融機関の見直しに対する財務大臣の見解、道路特定財源の一般財源化の道筋、予算と決算との乖離の是正に向けた財務省の取組、自己資本比率規制を銀行の健全性の指標とすることの妥当性、東アジア共同体の構築に向けた日本の立場等について質疑を行った。

また、日銀報告書に関し、郵政民営化が金融市場や日銀の金融政策に与える影響、日銀の量的緩和政策に伴う国債の大量保有により国の財政規律が緩められる可能性、量的緩和政策の解除方法と解除後の金融政策のロードマップ、今後の金融政策の指標として物価目標を設定する可能性等について質疑を行った。

10月27日、参考人日本公認会計士協会会長藤沼亜起君に対し、カネボウ粉飾決算に係る監査法人の対応の在り方、監査法人の強制ローテーション導入のメリット、日本公認会計士協会が実施する品質管理レビュー制度の情報公開の内容等について質疑を行うとともに、財投機関の資金調達における財投債と財投機関債の仕分けに関する財務省の認識、所得格差拡大に伴い高額所得者に対する所得税の課税を強化する必要性、沖縄振興開発金融公庫の役割と政策金融機関統廃合の方向性等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年10月18日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行副総裁岩田一政君から説明を聴いた。

○平成17年10月20日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政策金融機関に関する件、道路特定財源に関する件、予算編成及び政策評価に関する件、自己資本比率規制に関する件、東アジア共同体に関する件等について谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、七条内閣府副大臣、上田財務副大臣、林田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村耕太郎君（自民）、池口修次君（民主）、尾立源幸君（民主）、櫻井充君（民主）、山口那津男君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について谷垣財務大臣、七条内閣府副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁福井俊彦君、同銀行副総裁武藤敏郎君、同銀行理事小林英三君、同銀行理事白川方明君及び同銀行理事武藤英二君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 田村耕太郎君（自民）、広田一君（民主）、大久保勉君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

○平成17年10月25日（火）（第3回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）（衆議院送付）について伊藤内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、七条内閣府副大臣、西銘内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政公社理事斎尾親徳君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕 山下英利君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、大久保勉君（民主）、広田一君（民主）、櫻井充君（民主）、西田実仁君（公明）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

（閣法第14号）賛成会派 自民、民主、公明、無
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成17年10月27日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 公認会計士の監査に関する件、カネボウの粉飾決算に関する件、財政投融资に関する件、税制改革に関する件、政策金融機関に関する件等について伊藤内閣府特命担当大臣、谷垣財務大臣、政府参考人及び参考人日本公認会計士協会会長藤沼重起君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 尾立源幸君（民主）、平野達男君（民主）、大門実紀史君（共産）、糸数慶子君（無）

- 請願第46号外50件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

銀行法等の一部を改正する法律案（閣法第14号）

【要旨】

本法律案は、内外の金融情勢の変化に対応し、金融資本市場の構造改革を促進する必要性を踏まえ、預金者等の利便性の向上等を図るため、銀行等の代理店制度の見直しを行うとともに、子会社規制の緩和等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、銀行代理店制度の見直し

- 1 販売チャネルを多様化し、顧客利便の向上を図るため、預金の受入れ、資金の貸付け、為替取引等を内容とする契約の締結の代理又は媒介を営業として行う銀行代理業制度を創設する。
- 2 一般の事業者が銀行代理業に参入する際に課されている出資規制や兼業規制を撤廃する一方、銀行代理業の適正・確実な遂行を確保するため、銀行代理業の参入に当たっては許可制とするほか、兼業については個別承認制とする。
- 3 銀行代理業者に対し、委託元銀行や代理・媒介の別の明示、預金等金融商品・サービス内容の説明を義務付ける。また、顧客財産の分別管理義務を負わせるほか、抱き合わせ販売や情実融資を禁止する。
- 4 委託元銀行は、銀行代理店に対し、業務の指導その他の健全・適切な運営を確保する責任を負うほか、銀行代理店が顧客に与えた損害の賠償責任を負う。
- 5 銀行法の改正に準じて、長期信用銀行代理業制度、信用金庫代理業制度等の規定を整備する。

二、子会社規制・業務規制等の緩和

- 1 複数の銀行等が共同して従属業務会社（現金自動預払機の保守等）を設立することを解禁する。
- 2 信用金庫法等に基づく信用金庫等の証券業務等の認可制を廃止し、証券取引法に基づく登録制に一元化する。

三、適切な業務運営確保のための措置

- 1 銀行等の業務委託先（システム管理等）への報告徴求及び立入検査を可能とする。
- 2 銀行等に中間決算公告を義務付ける。

四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行代理業者の参入の許可制、兼業の承認制については、可能な限りその要件を明確化し、透明性の高い仕組みを構築するとともに、代理業者による抱き合わせ販売や情実融資等の懸念を払拭すべく、代理業者はもとより委託元銀行への監督、指導を徹底すること。
- 一 代理業者が得た情報を顧客の同意なく兼業先で流用することがないように、顧客情報の適正な取扱いを徹底させるとともに、委託元銀行及び代理業者に対する監督、指導によってその実効性を確保すること。
- 一 出資規制、専業規制が撤廃されることにより、一つの代理業者が複数の金融機関の代理行為を行うことや多様な金融商品を取り扱うことが可能となることから、顧客への正確かつ十分な情報提供が行われるよう、万全を期すること。
- 一 代理業者が唯一の地域金融の担い手になるという事態をも想定し、その参入許可、兼

業承認の審査に当たっては、顧客サービス、顧客保護の充実という観点から十分かつ迅速に行えるよう適切な措置を講ずること。

- 一 代理業者への参入許可、兼業承認、立入検査などの実務を担う地方財務局等がその行政機能を発揮できるよう、組織、要員等につき、特段の努力を払うこと。
- 一 今回の改正により、金融サービスの販売部門を一般に開放する制度改革が完了し、競争原理の環境が整うことから、引き続き、顧客情報や資産保護の観点を踏まえつつ、幅広い金融サービスを対象とした利用者保護のための横断的な法制・ルールを整備を急ぐこと。

右決議する。

文教科学委員会

委員一覧 (20名)

委員長	亀井 郁夫 (自民)	河合 常則 (自民)	林 久美子 (民主)
理事	有村 治子 (自民)	小泉 顕雄 (自民)	広中 和歌子 (民主)
理事	北岡 秀二 (自民)	後藤 博子 (自民)	水岡 俊一 (民主)
理事	佐藤 泰介 (民主)	橋本 聖子 (自民)	浮島 とも子 (公明)
理事	鈴木 寛 (民主)	山本 順三 (自民)	山下 栄一 (公明)
	大仁田 厚 (自民)	興石 東 (民主)	小林 美恵子 (共産)
	荻原 健司 (自民)	西岡 武夫 (民主)	(17. 10. 27 現在)

文教科学

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願6種類26件は、いずれも保留とした。

(2) 委員会経過

○平成17年10月27日(木)(第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 請願第122号外25件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

厚生労働委員会

委員一覧 (25名)

委員長	岸	宏一 (自民)	中島	真人 (自民)	津田	弥太郎 (民主)
理事	国井	正幸 (自民)	中原	爽 (自民)	辻	泰弘 (民主)
理事	武見	敬三 (自民)	中村	博彦 (自民)	那谷屋	正義 (民主)
理事	谷	博之 (民主)	西島	英利 (自民)	森	ゆうこ (民主)
理事	円	より子 (民主)	藤井	基之 (自民)	草川	昭三 (公明)
理事	遠山	清彦 (公明)	水落	敏栄 (自民)	小林	美恵子 (共産)
	坂本	由紀子 (自民)	朝日	俊弘 (民主)	福島	みずほ (社民)
	清水	嘉与子 (自民)	家西	悟 (民主)		
	田浦	直 (自民)	島田	智哉子 (民主)		(17.10.6 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出2件（うち本院先議1件）、本院議員提出1件及び衆議院提出1件（厚生労働委員長提出）の合計4件であり、そのうち、内閣提出及び衆議院提出の合計3件を可決した。

また、本委員会付託の請願18種類100件のうち、3種類3件を採択した。

〔法律案の審査〕

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案は、働き方の多様化が進む中で、重大な労働災害の頻発、長時間労働に伴う脳・心臓疾患や精神障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化していることから、こうした問題に対処していくため、必要な措置を講じようとするものである。委員会においては、メンタルヘルス対策における産業医の活用及び地域保健との連携、面接指導の対象労働者を拡大する必要性、小規模事業場における安全衛生管理体制の強化、今後の労働時間短縮に向けた目標設定の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

障害者自立支援法案は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害種別ごとに福祉サービスや公費負担医療を提供している現行制度を、市町村を実施主体とする一元的な制度に改めるため、自立支援給付を創設するとともに、地域生活支援事業、障害福祉計画及び費用負担に係る規定を整備しようとするものである。委員会においては、定率負担制度導入の是非及び利用者負担の軽減措置の必要性、障害福祉サービスの給付水準の在り方、本法の対象となる障害者の範囲の考え方、市町村審査会と障害程度区分認定の在り方、移動支援等の地域生活支援事業の在り方、障害者に対する就労支援策等について質疑を行うとともに、大阪府に委員を派遣して大阪地方公聴会を開催したほか、

参考人からの意見聴取を行った。討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることにかんがみ、虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止等に関する施策を促進しようとするものである。委員会においては、提出者鴨下衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

10月20日、社会保障及び労働問題等に関する調査を議題とし、臓器移植に関する件について、尾辻厚生労働大臣から臓器移植の実施状況等について報告を聴取した。

続いて、医療制度構造改革試案の考え方、公的年金制度の一元化の方向性、タクシー乗務員の労働条件の改善を図る必要性、アスベスト対策の在り方、BSE対策の在り方、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う体制整備の現状、若年者雇用対策の在り方、在日外国人の無年金障害者を救済する必要性等について質疑を行った。

10月27日、医療制度改革に関する件を議題とし、都道府県医療費適正化計画の考え方、医療に係る都道府県の責任と権限の範囲の在り方、経済財政諮問会議が提唱する高齢化修正GDPの考え方、保険免責制の考え方、政管健保の都道府県単位化の考え方、高齢者医療制度の在り方、医療保険制度の改革と併せて医療の質の向上を図る必要性、平均在院日数の短縮化に向けた医学的検証の必要性、レセプト電算処理システムを推進する必要性、ハンセン病補償法の厚労省告示を見直し対象者の範囲を拡大する必要性等について質疑を行った。

（2）委員会経過

○平成17年10月6日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者自立支援法案（閣法第11号）について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕小林正夫君（民主）、朝日俊弘君（民主）、坂本由紀子君（自民）、中村博彦君（自民）、西島英利君（自民）、草川昭三君（公明）、遠山清彦君（公明）、小林美恵子君（共産）、福島みずほ君（社民）

また、同法案の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成17年10月11日（火）（第2回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 障害者自立支援法案（閣法第11号）について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕家西悟君（民主）、辻泰弘君（民主）、森ゆうこ君（民主）、中原爽君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、紙智子君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成17年10月12日（水）（第3回）

- 障害者自立支援法案（閣法第11号）について参考人社会福祉法人桑友統括施設長武田牧子君、日本難病・疾病団体協議会代表伊藤建雄君、日本ALS協会会長橋本操君、特定非営利活動法人大阪障害者センター事務局長塩見洋介君及びピープルファーストジャパン会長小田島栄一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、谷博之君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

○平成17年10月13日（木）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 障害者自立支援法案（閣法第11号）について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、上田財務副大臣、西川厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、家西悟君（民主）、島田智哉子君（民主）、津田弥太郎君（民主）、下田敦子君（民主）、谷博之君（民主）、草川昭三君（公明）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第11号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

なお、附帯決議を行った。

○平成17年10月20日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 臓器移植に関する件について尾辻厚生労働大臣から報告を聴いた後、医療制度改革に関する件、公的年金の一元化に関する件、タクシー乗務員の労働条件適正化に関する件、アスベスト対策に関する件、牛海綿状脳症（BSE）問題に関する件、心神喪失者等医療観察法の施行に伴う体制整備に関する件、若年者雇用対策に関する件、在日外国人の無年金障害者に関する件等について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣、中野厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕武見敬三君（自民）、中島真人君（自民）、西島英利君（自民）、辻泰弘君（民主）、森ゆうこ君（民主）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。
- 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第2号）について発議者参議院議員浅尾慶一郎君から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月25日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）（衆議院送付）について尾辻厚生労働大臣、中野厚生労働副大臣、塩谷文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕西島英利君（自民）、谷博之君（民主）、津田弥太郎君（民主）、朝日俊弘君（民主）、鰐淵洋子君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

（閣法第10号）賛成会派 自民、民主、公明、社民
反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成17年10月27日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 医療制度改革に関する件について尾辻厚生労働大臣、西厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕清水嘉与子君（自民）、中原爽君（自民）、朝日俊弘君（民主）、遠山清彦君（公明）、小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）

- 請願第170号外2件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第22号外96件を審査した。

○平成17年11月1日（火）（第8回）

- 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆第25号）（衆議院提出）について提出者衆議院厚生労働委員長鴨下一郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第25号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民
反対会派 なし

- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

①成立した議案

労働安全衛生法等の一部を改正する法律案（閣法第10号）

【要旨】

本法律案は、働き方の多様化が進む中で、重大な労働災害の頻発、長時間労働に伴う脳・心臓疾患や精神障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化していることから、こうした問題に対処していくため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 労働安全衛生法の一部改正

1 事業者の行うべき調査等及び計画の届出の免除

イ 事業者は、建設物、設備、作業等の危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるように努めなければならない。

ロ イに定める措置等を講じているものとして、労働基準監督署長が認定した事業者については、労働安全衛生法に基づく建設物又は機械等の設置等の計画の届出義務を免除する。

2 製造業等の元方事業者の講ずべき措置

元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整その他必要な措置を講じなければならない。

3 化学物質等に係る表示等の改善

危険を生ずるおそれのある物で政令で定めるものを、その譲渡又は提供に際して容器又は包装に名称等を表示しなければならない物に追加するとともに、容器又は包装に表示しなければならないものとして、当該物を取り扱う労働者に注意を喚起するための標章で厚生労働大臣が定めるものを追加等する。

4 面接指導等

イ 事業者は、その労働時間の状況等が厚生労働省令で定める要件に該当する労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による面接指導を行わなければならない。

ロ 事業者は、面接指導の結果の記録、面接指導の結果に基づく必要な措置についての医師の意見の聴取、その必要があると認める場合の作業等の変更等の措置を講じなければならない。

二 労働者災害補償保険法の一部改正

就業の場所から他の就業の場所への移動及び住居と就業の場所との間の往復に先行し、又は後続する住居間の移動を通勤災害保護制度における通勤に含める。

三 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

事業場ごとの災害率により保険料を増減させるメリット制について、建設事業等の有期事業における保険料調整幅の最高限度を、40パーセント（現行35パーセント）に拡大

する。

四 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正

1 題名及び目的

題名を「労働時間等の設定の改善に関する特別措置法」に改め、法の目的を「我が国における労働時間等の現状及び動向にかんがみ、労働時間等設定改善指針を策定するとともに、事業主等による労働時間等の設定の改善に向けた自主的な努力を促進するための特別の措置を講ずることにより、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、もって労働者の健康で充実した生活の実現と国民経済の健全な発展に資すること」に改める。

2 事業主の責務

事業主は、労働時間等の設定の改善を図るため、業務の繁閑に応じた労働者の始業及び終業の時刻の設定、年次有給休暇を取得しやすい環境の整備等の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 労働時間等設定改善指針

労働時間短縮推進計画に代えて、厚生労働大臣は、2に定める事項に関し、事業主等が適切に対処するための指針を定める。

4 労働時間等の設定の改善の実施体制の整備

事業主は、労働時間等の設定の改善に関する事項を調査審議し、事業主に意見を述べることを目的とする委員会を設置する等必要な体制の整備に努めなければならない。

5 労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例等

「労働時間短縮推進委員会」を「労働時間等設定改善委員会」に改め、労働時間等設定改善委員会の決議を労使協定に代えることができること等とする。

6 労働時間短縮支援センターの廃止

指定法人である労働時間短縮支援センターを廃止する。

五 施行期日

この法律は、一部を除き、平成18年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、労働時間に着目した健康確保対策の実行に万全を期するとともに、賃金不払残業への厳正な対応や時間外限度基準の遵守の徹底に取り組むこと。また、始業・終業時刻の把握等労働時間管理の徹底を指導するなど、重点的な監督指導を行うこと。
- 二、面接指導制度は、事業者に法的に課せられたものであることにかんがみ、その適切な実施を図るため、義務規定に違反している場合又は努力義務規定の趣旨を満たしていない場合において、事業者に対し必要な指導等を行うこと。また、労働者の意思を尊重しつつ、確実に申出を行うことができるよう労働者が時間外労働時間数を確認できる仕組みの整備、申出手続の整備及び労働者に対する実施体制の周知並びに個人情報の保護の

徹底などについて事業者を指導すること。さらに、メンタルヘルス対策として、地域産業保健センターや精神保健福祉センターにおいて、労働者の家族を含め、相談をしやすい体制を整えること。

三、過重労働対策・メンタルヘルス対策を衛生委員会等の調査審議事項に追加するなど、衛生委員会等の機能強化に努めるとともに、小規模事業場における安全衛生管理体制を強化するため、その在り方について調査検討を進めること。また、中小企業に対し過重労働対策・メンタルヘルス対策の必要性について周知徹底を図るとともに、地域における労使の参加と協力を進め、地域産業保健センターの機能と活動の強化を図ること。

四、製造業における元方事業者等を通じた請負事業者との安全衛生管理体制に関しては、製造現場の実情を踏まえ、元方事業者による安全衛生協議会の設置や作業場巡視、教育指導と援助、安全衛生管理指導等一体的な管理体制の普及について、所要の措置を講ずるよう速やかに調査検討を進めること。

五、労働時間等設定改善指針の策定に当たっては、育児・介護、地域活動、単身赴任、自己啓発等を行う労働者の実情に応じた労働時間等の設定の改善を促進するものとなるよう留意するとともに、年次有給休暇の取得率向上に向けて、計画的付与制度や長期休暇制度の普及促進等実効性ある施策を推進し、一般労働者の労働時間短縮対策に尽力すること。

六、労働時間等設定改善委員会の設置を促進するよう周知徹底を含め実効性ある施策を図るとともに、一定要件を満たした衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなすに当たっては、法に定める要件が遵守されるよう、制度運用に万全を尽くすこと。

七、複数就業者に係る労災保険給付基礎日額の算定方法については、その賃金の実態を調査し、早期に結論を得ること。

八、建設業等の有期事業におけるメリット制の改正に当たっては、いわゆる労災かくしの増加につながることをないよう建設業関係者から意見を聴く場を設けるなど、災害発生率の確実な把握と安全の措置を図るとともに、建設業の元請けの安全管理体制の強化・徹底等の措置を図り、労災かくしを行った事業場に対しては司法処分を含め厳正に対処すること。また、労働安全衛生マネジメントシステムの導入拡大による労働災害の予防を図るとともに、導入企業に対する公共事業の企業評価における優遇措置など導入促進を図るための多様なインセンティブを与える具体策について調査検討すること。

九、企業間競争の激化や働き方の多様化が進む中で、労働者の協力・参加の下で行う事業者の自主的な安全衛生活動の役割が一層重要となることを踏まえ、その促進に向け格別の配慮を行うとともに、学校教育の場においても労働安全衛生の必要性について指導の徹底を図ること。

十、本法の内容と密接に関わるILO第155号条約の早期批准に向けて、検討を行うこと。
右決議する。

障害者自立支援法案（閣法第11号）（先議）

【要旨】

本法律案は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービス等が総合的に提供されるよう、自立支援給付を創設する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、自立支援給付

1 自立支援給付は、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費及び補装具費等の支給とする。

2 介護給付費及び訓練等給付費の支給

イ 介護給付費及び訓練等給付費の支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村に申請をしなければならない。

ロ 市町村は、市町村審査会が行う障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分認定を行い、障害者又は障害児の障害程度区分、介護者の状況、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事項を勘案して支給要否決定を行う。

ハ 市町村は、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者が、都道府県知事が指定する指定障害福祉サービス事業者等から障害福祉サービスを受けたときは、介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

3 自立支援医療費の支給

イ 自立支援医療費の支給認定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村又は都道府県に申請をしなければならない。

ロ 市町村又は都道府県は、自立支援医療を受ける必要があり、かつ、政令で定める基準に該当する場合には、自立支援医療の種類ごとに支給認定を行う。

ハ 市町村又は都道府県は、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者が、都道府県知事が指定する指定自立支援医療機関から自立支援医療を受けたときは、自立支援医療費を支給する。

4 補装具費の支給

市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費を支給する。

5 自立支援給付の額は、障害福祉サービス等に通常要する額の100分の90を原則とする。なお、利用者の負担が多額となる場合等については、家計に与える影響等を考慮して給付割合の引上げを行う等、負担の軽減措置を講ずる。

二、地域生活支援事業

1 市町村は、地域生活支援事業として、障害者、障害児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を供与するとともに、障害者又は障害児の権利の擁護のために必要な援助を行う事業、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付又は貸与、障害者又は障害児の移動を支援する事業等を行う。

2 都道府県は、地域生活支援事業として、特に専門性の高い相談支援事業その他の広域的な対応が必要な事業等を行う。

三、事業及び施設

1 国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て、障害福祉サービス事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、障害者支援施設を設置することができる。

四、障害福祉計画

市町村及び都道府県は、国の定める基本指針に即して障害福祉サービスや地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する障害福祉計画を定める。

五、費用

自立支援給付に要する費用は、一部都道府県が支弁するものを除き市町村が支弁し、その4分の1を都道府県が、2分の1を国が、それぞれ負担する。

六、その他

精神分裂病の呼称の統合失調症への変更、改善命令等に従わない精神病院の管理者に関する公表制度等の導入、緊急時における入院等に係る診察の特例措置の導入及び市町村における相談体制の強化等を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正するほか、関係法律について所要の改正を行う。

七、施行期日

この法律は、一部を除いて、平成18年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、附則第3条第1項に規定する障害者の範囲の検討については、障害者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと。また、現在、個別の法律で規定されている障害者の定義を整合性のあるものに見直すこと。

二、附則第3条第3項に規定する検討については、就労の支援を含め、障害者の生活の安定を図ることを目的とし、社会保障に関する制度全般についての一体的な見直しと併せて、障害者の所得の確保に係る施策の在り方の検討を速やかに開始し、3年以内にその結論を得ること。

三、障害福祉サービス及び自立支援医療の利用者負担の上限を決める際の所得の認定に当たっては、障害者の自立の観点から、税制及び医療保険において親・子・兄弟の被扶養者でない場合、生計を一にする世帯の所得ではなく、障害者本人及び配偶者の所得に基づくことも選択可能な仕組みとすること。また、今回設けられる障害福祉サービス及び自立支援医療の負担軽減の措置が必要な者に確実に適用されるよう、障害者及び障害児の保護者に周知徹底すること。

四、障害福祉サービスの利用者に対しては、社会福祉法人による利用者負担減免制度の導

入等により、きめ細かな低所得者対策を講ずること。また、この場合においては、実施主体に過重な負担とならないよう、適切な措置を検討すること。

五、自立支援医療については、これまでの更生医療、育成医療及び精神通院医療の趣旨を継承した公費負担医療制度としての位置付けを明確にすること。また、医療上の必要性から継続的に相当額の医療費負担が発生することを理由に、月ごとの利用者負担の上限を設ける者の範囲については、速やかに検討を進め、施行前において適切に対応するとともに、施行後も必要な見直しを図ること。さらに、自立支援医療の「重度かつ継続」の範囲の検討に当たっては、関係患者団体の意見にも配慮すること。

六、自立支援医療のうち育成医療については、国会答弁を踏まえて、適切な水準を制度化すること。

七、介護給付における障害程度区分について介護サービスの必要度が適切に反映されるよう、障害の特性を考慮した基準を設定するとともに、主治医の意見書を踏まえるなど審査の在り方についての適正な措置を講ずること。また、支給決定に係る基準や手続きについては、生活機能や支援の状況、本人の就労意欲等利用者の主体性を重視したものとなるよう必要に応じて適宜見直しを行い、関係団体とも十分協議した上で策定すること。さらに、障害程度区分認定を行わないこととなる障害児については、障害児に対する福祉サービスが障害児の成長過程において生活機能を向上させる重要な意義を持つものであることにかんがみ、市町村が適切なサービスを提供できるように体制を整備するとともに、障害程度の評価手法の開発を速やかに進め、勘案事項についても必要な措置を講ずること。

八、市町村審査会の委員については、障害者の実情に通じた者が選ばれるようにすること。特に、障害保健福祉の経験を広く有する者であって、地域生活に相当の実績を持ち、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことを市町村に周知すること。また、市町村審査会の求めに応じ、サービス利用申請者が意見を述べることを市町村に周知すること。

九、介護給付や訓練等給付の支給決定については、障害者の実情をよりよく反映したものとなるよう、市町村職員による面接調査の結果や福祉サービスの利用に関する意向を十分踏まえることを市町村に周知するとともに、決定に不服がある場合には都道府県知事に申立てを行い、自ら意見を述べる機会が与えられていることを障害者及び障害児の保護者に十分周知すること。

十、基本指針の策定に当たっては、現行のサービス水準の低下を招くことなく、障害者が居住する地域において円滑にサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備を図ることを障害福祉計画に盛り込むこと、計画の策定の際に、障害当事者等の関係者の意見を聴く機会を設けることについて明記すること。また、移動支援事業、コミュニケーション支援事業、相談支援事業、地域活動支援センター事業などについては、障害者の社会参加と自立生活を維持、向上することを目的として、障害福祉計画の中に地域の実情に応じてこれらサービスの計画期間における数値目標を記載することについて明記すること。さらに、これら障害福祉計画に定めた事項が確実に実施できるよう予算を十分

に確保すること。

- 十一、ALS、進行性筋ジストロフィー等の長時間サービスを必要とする重度障害者については、受け入れる事業者が少ない現状にもかんがみ、その居住する地域において必要なサービス提供が遅滞なく行われるよう、社会資源の基盤整備などの措置を早急に講ずること。また、現行のサービス水準の低下を招くことのないよう重度障害者等包括支援や重度訪問介護の対象者の範囲については、重度の障害のある者のサービスの利用実態やニーズ等を把握した上で設定することとし、そのサービス内容や国庫負担基準については、適切な水準となるよう措置すること。
- 十二、重症心身障害児施設の入所者に対する福祉サービスについては、現行のサービス水準を後退させることなく、継続して受けられるよう配慮すること。
- 十三、介護給付等において特別な栄養管理を必要とする場合には、サービス提供に係る報酬面での配慮の必要性について十分検討すること。
- 十四、居住支援サービスの実施に当たっては、重度障害者であっても入居可能なサービス水準を確保するとともに、利用者が希望していないにもかかわらず障害程度別に入居の振り分けが行われることがないような仕組みの構築や、グループホームの事業者の責任においてホームヘルパーの利用を可能とすることなど必要な措置を講ずること。
- 十五、障害者の雇用の促進に当たっては、障害者雇用促進法に盛り込まれている内容等を踏まえ、障害者雇用の場の創出・拡大に一層努めるとともに、雇用促進のための就労支援サービスと福祉サイドの生活支援サービス等が相互にかつ適切に利用できるためのマネジメント体制の充実を図ること。また、就労移行支援については、障害の特性を踏まえた就労訓練期間等が設定されるよう必要な措置を講ずること。
- 十六、障害者の地域生活の充実及びその働く能力を十分に発揮できるような社会の実現に向け、非雇用型の就労継続支援の実施に当たっては、目標工賃水準の設定や官公需の発注促進など、工賃収入の改善のための取組のより一層の推進を図ること。
- 十七、良質なサービスを提供する小規模作業所については、新たな障害福祉サービス体系において、その柔軟な機能が発揮できるよう位置付けるとともに、新たな施設体系への移行がスムーズに行えるよう必要な措置を講ずること。
- 十八、障害者の自立と社会参加に欠かせないサービスである移動支援については、地域生活支援事業の実施状況を踏まえ、必要な措置を講ずるための検討を行うこと。
- 十九、医療法に基づく医療計画とあいまって、精神病院におけるいわゆる7.2万人の社会的入院の解消を図るとともに、それらの者の地域における生活が円滑に行われるよう必要な措置を講ずること。また、精神保健福祉法に基づく医療保護入院の適切な運用について、精神医療審査会の機能の在り方、保護者の制度の在り方等、同法に係る課題について引き続き検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を速やかに講ずること。
- 二十、障害者が地域社会で必要な支援を活用しつつ自立した生活を送ることができるようにするため、障害を理由とする差別を禁止するための取組、障害者の虐待防止のための取組及び成年後見制度その他障害者の権利擁護のための取組については、実施状況を踏まえてより実効的なものとなるよう検討し、必要な見直しを行うこと。

二十一、地域生活支援事業に盛り込まれたコミュニケーション支援事業を充実する観点から、国及び地方公共団体において手話通訳者の育成と人的確保に取り組むとともに、聴覚障害者情報提供施設の設置の推進や点字図書館の機能の充実を図ること。また、視覚障害者の通信ネットワークを利用した情報コミュニケーション支援を進めるため、日常生活用具給付事業の対象の見直しの検討など必要な方策を講じ、視聴覚障害者の社会参加を促進すること。

二十二、市町村の相談支援事業が適切に実施されるようにするため、在宅介護支援センターなど、高齢者に係る相談支援を行う事業者を含め、専門性と中立・公平性が確保されている相談支援事業者に対し、委託が可能であることを市町村に周知すること。

二十三、本法の施行状況の定期的な検証に資するため、施行後の状況及び附則規定に係る検討の状況について、本委員会の求めに応じ、国会に報告を行うこと。

右決議する。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律案（衆第25号）

【要旨】

本法律案は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者虐待を防止することが重要であることにかんがみ、虐待を受けた高齢者に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止等に関する施策を促進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

1 高齢者の定義

この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。

2 高齢者虐待の定義

この法律において「高齢者虐待」とは、養護者等又は養介護施設従事者等による行為であつて、高齢者に対し暴行を加えること、養護を著しく怠ること、心理的外傷を与える言動を行うこと若しくはわいせつな行為をすること等又は高齢者から不当に財産上の利益を得ることのいずれかに該当するものをいう。

二、高齢者虐待の早期発見

高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

三、養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

1 市町村への通報

養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。また、それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。

2 市町村の対応

イ 市町村は、高齢者虐待の通報を受けたときは、速やかに、安全の確認その他事実

確認のための措置を講ずるものとする。

ロ 市町村は、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人短期入所施設に入所させる等、適切に、老人福祉法による措置を講ずるとともに、そのために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

ハ 市町村長は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合は、その職員をして、高齢者の住所等に立入調査をさせることができる。立入調査を行うに当たっては、所轄の警察署長に援助を求めることができる。

3 養護者に対する支援

市町村は、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言のほか、緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置等を講ずるものとする。

4 連携協力体制の整備

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止等を適切に実施するため、地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。

四、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

1 市町村への通報

イ 養介護施設従事者等は、当該施設等において高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。

ロ 養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならない。また、それ以外の場合は、市町村に通報するよう努めなければならない。

2 都道府県への報告

市町村は、1による通報を受けた場合は、当該施設又は事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。

3 市町村長又は都道府県知事の対応

市町村長又は都道府県知事は、1による通報又は2による報告を受けたときは、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法による権限を適切に行使するものとする。

五、その他

市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引による高齢者の被害について、相談に応じ、又は関係機関の紹介等を行うものとする。

六、施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成18年4月1日から施行する。

2 検討

- イ 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- ロ 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

②審査未了となった議案

労働安全衛生法の一部を改正する法律案（参第2号）

【要旨】

我が国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化を背景として歯科保健の重要性がますます高まっていることにかんがみ、職場における歯科疾患対策の充実を図るため、産業歯科医の法定化、一般健康診断における歯科医師による健康診断の実施等の措置を講じようとするものである。

農林水産委員会

委員一覧 (20名)

委員長	岩城	光英 (自民)	小泉	昭男 (自民)	ツルネン	マルテイ (民主)
理事	岩永	浩美 (自民)	小齊平	敏文 (自民)	松下	新平 (民主)
理事	田中	直紀 (自民)	常田	享詳 (自民)	和田	ひろ子 (民主)
理事	小川	勝也 (民主)	野村	哲郎 (自民)	谷合	正明 (公明)
理事	小川	敏夫 (民主)	松山	政司 (自民)	福本	潤一 (公明)
	加治屋	義人 (自民)	郡司	彰 (民主)	紙	智子 (共産)
	岸	信夫 (自民)	主濱	了 (民主)		(17.10.18 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

10月18日、当面の農林水産行政の課題について、岩永農林水産大臣から説明を聴取した。

10月25日、農林水産に関する調査を議題とし、WTO農業交渉に関する件、品目横断的経営安定対策に関する件、米国産牛肉輸入再開問題に関する件、高病原性鳥インフルエンザ問題に関する件、台風第14号被害の状況と対策に関する件、燃油価格高騰対策に関する件、農水産物の流通コスト削減対策等に関する件等について岩永農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年10月18日 (火) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○平成17年10月25日 (火) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- WTO農業交渉に関する件、品目横断的経営安定対策に関する件、米国産牛肉輸入再開問題に関する件、高病原性鳥インフルエンザ問題に関する件、台風第14号被害の状況と対策に関する件、燃油価格高騰対策に関する件、農水産物の流通コスト削減対策等に関する件等について岩永農林水産大臣、常田農林水産副大臣、加治屋農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 岩永浩美君（自民）、小齊平敏文君（自民）、郡司彰君（民主）、松下新平君（民主）、谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）

○平成17年10月27日（木）（第3回）

- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

経済産業委員会

委員一覧 (21名)

委員長	佐藤	昭郎 (自民)	沓掛	哲男 (自民)	直嶋	正行 (民主)
理事	加納	時男 (自民)	倉田	寛之 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	小林	温 (自民)	保坂	三蔵 (自民)	山根	隆治 (民主)
理事	若林	秀樹 (民主)	松田	岩夫 (自民)	浜田	昌良 (公明)
理事	渡辺	秀央 (民主)	松村	祥史 (自民)	松	あきら (公明)
	泉	信也 (自民)	岩本	司 (民主)	田	英夫 (社民)
	魚住	汎英 (自民)	小林	正夫 (民主)	鈴木	陽悦 (無)

(17.10.25 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案はなく、付託された請願2種類47件は、いずれも保留とした。

〔国政調査等〕

10月25日、経済産業省職員の不正行為問題、地球温暖化対策、アスベスト対策、東シナ海における中国の油ガス田開発、景気の現況、政府系金融機関改革の在り方等について質疑を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年10月25日 (火) (第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業省職員の不正行為に関する件、地球温暖化対策に関する件、アスベスト対策に関する件、東シナ海における中国の油ガス田開発に関する件、景気の現況に関する件、政府系金融機関改革の在り方に関する件等について中川経済産業大臣、保坂経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕加納時男君 (自民)、小林正夫君 (民主)、山根隆治君 (民主)、浜田昌良君 (公明)、鈴木陽悦君 (無)

○平成17年10月27日 (木) (第2回)

- 請願第50号外46件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国土交通委員会

委員一覧 (25名)

委員長	羽田 雄一郎 (民主)	北川 イッセイ (自民)	輿石 東 (民主)
理事	田村 公平 (自民)	小池 正勝 (自民)	佐藤 雄平 (民主)
理事	脇 雅史 (自民)	末松 信介 (自民)	田名部 匡省 (民主)
理事	大江 康弘 (民主)	鈴木 政二 (自民)	前田 武志 (民主)
理事	山下 八洲夫 (民主)	伊達 忠一 (自民)	魚住 裕一郎 (公明)
理事	山本 香苗 (公明)	中川 義雄 (自民)	仁比 聡平 (共産)
	岩井 國臣 (自民)	藤野 公孝 (自民)	淵上 貞雄 (社民)
	太田 豊秋 (自民)	池口 修次 (民主)	
	岡田 広 (自民)	北澤 俊美 (民主)	(17.10.25 現在)

経済産業

国土交通

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出1件であり、可決した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

昨年10月の新潟県中越地震や本年3月の福岡県西方沖地震など、大規模地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にある。また、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震などの発生する可能性も指摘されている。このように大規模地震が切迫する状況にある中、想定されている被害を未然に防止するためには、国家的課題として、建築物の耐震改修を強力に推進していくことが不可欠であるとして、**建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案**が提出された。委員会においては、補助、融資、税制等国による支援措置の強化、関係機関の施策の整合性と連携の確立、改修目標の徹底と地域防災意識の涵養、学校・病院等の災害時応急対策拠点施設の耐震化促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月25日、質疑を行い、鉄道・航空等公共交通機関の安全確保に対する北側国交大臣の決意と対応、社会資本の整備方針と我が国物流の国際競争力の向上・維持策、原油高騰によるトラック運送事業・内航海運業への影響と対応、耐震強化岸壁・海岸堤防・緊急輸送道路の橋梁の耐震化の現状と対策、東シナ海における中国の資源開発の現状と海上保安庁の対応、小泉総理の道路特定財源見直し指示と国土交通省の対応、ユーザーの視点に立った道路特定財源見直しの必要性、自動車関係諸税水準の国際比

較及び負担と応益の地域間格差に対する認識、山陽自動車道盛土のり面崩落事故原因と復旧見通し、交通バリアフリー化推進等における国土交通行政の課題と対応、タクシー事業の名義貸しの禁止理由とその適否の判断基準、タクシー運賃のダンピング対策の急務性、JR西日本福知山線脱線事故調査・中間報告に対する所見と今後の調査方針、改築・解体に伴うアスベスト飛散防止策の必要性と除去支援措置などの諸問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成17年10月25日（火）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 鉄道・航空の安全対策に関する件、今後の社会資本整備の推進に関する件、トラック事業・内航海運事業における原油高騰対策に関する件、テクノスーパーライナーの現況と今後の取組に関する件、地籍調査の現状と今後の取組に関する件、岸壁・海岸堤防・橋梁の耐震強化に関する件、東シナ海における海上保安庁の警備の在り方に関する件、日本道路公団民営化後の対応に関する件、道路特定財源及び自動車関係諸税の見直しに関する件、基幹道路・大規模造成地の盛土補強対策に関する件、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する件、タクシー料金等事業運営の適正化に関する件、JR西日本福知山線事故の調査体制に関する件、鉄道災害復旧に関する件、アスベスト対策に関する件等について北側国土交通大臣、政府参考人及び参考人西日本高速道路株式会社専務取締役山本正堯君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤野公孝君（自民）、大江康弘君（民主）、池口修次君（民主）、魚住裕一郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月27日（木）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第23号）（衆議院送付）について北側国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕加藤敏幸君（民主）、神本美恵子君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）、淵上貞雄君（社民）

（閣法第23号）賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第23号)

【要旨】

本法律案は、建築物の耐震改修の一層の促進を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための「基本方針」を定めなければならない。
- 二、都道府県は、基本方針に基づき、「都道府県耐震改修促進計画」を定める。
- 三、市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 四、耐震改修の対象となる特定建築物を追加する。
 - 1 火薬類、石油類等の危険物であって一定の数量以上の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
 - 2 その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある一定の建築物
- 五、所管行政庁による指示の対象に、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものであって一定の規模以上を有する小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用するもの及び四の1に掲げるものを追加する。

所管行政庁は、指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。
- 六、建築物の耐震改修計画の認定対象に、一定の要件を内容とする増改築等の工事を追加する。
- 七、建築物の耐震改修に係る特例
 - 1 特定優良賃貸住宅の認定事業者は、一定の要件に該当するときは、都道府県知事等の承認を受けて、住宅の耐震改修の際に仮住居を必要とする者に賃貸することができるものとする。
 - 2 都市再生機構又は地方住宅供給公社は、委託に基づき、建築物の耐震診断及び耐震改修に係る業務を行うことができるものとする。
- 八、国土交通大臣は、認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係

る債務の保証等の業務に関し、一定の基準に適合するものを、その申請により、耐震改修支援センターとして指定することができる。

九、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、大規模地震の切迫性を深く認識し、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、住宅・建築物が国民生活の安全に深くかかわることにかんがみ、その所有者等に対し耐震改修の必要性や効果について、地方公共団体、関係機関との協力のもと、積極的に普及啓発を図ること。

また、悪質なリフォーム業者等による被害の未然防止を図るためにも、所有者等に対する総合的かつ信頼性を有する相談体制の整備充実に努めること。

二、都道府県耐震改修促進計画の策定において、都道府県の自主性を尊重しつつ、建築物等の実情に合った実効性のある計画となるよう、必要な技術的指導、情報提供等に万全を期すとともに、市町村の意見が的確に反映されるよう努めること。

あわせて、市町村においても耐震改修促進計画が策定されるよう特段の配慮をすること。

三、住宅・建築物の耐震化の促進に支障が生じることのないよう、補助、融資、税制等について効果的かつ継続的な耐震化支援制度の早急な整備充実に努めること。

四、必要な耐震診断や耐震改修が行われていない特定建築物については、地震被害の甚大性にかんがみ、効果的な方法で適時適切な公表を行うとともに、建築基準法の関係規定の発動により、その耐震化の実効性を確保すること。なお、耐震診断及び耐震改修が適切に実施されている場合であっても情報提供の在り方について検討すること。

五、学校、病院等については、地域の災害時応急対策拠点となることにもかんがみ、目標期間内にこれら施設の耐震化を迅速かつ確実にを行うこと。

六、耐震改修支援センターの指定に当たっては、客観性、透明性のある手続に基づき、資質、能力等を厳正に審査するとともに公募制の導入等も含めて検討し、債務保証の在り方も含めて健全性、透明性等を確保することにより国民の納得の得られる業務運営を図ること。

また、耐震改修支援センターがいわゆる天下り機関等との指摘を受けることがないよう配慮すること。

七、住宅の売買及び賃貸借の契約に係る重要事項説明の中に、耐震診断の有無及び耐震診断に基づく耐震性の状況について記載するよう検討すること。

なお、地震保険について、耐震診断、耐震改修に係る割引制度の在り方に関して関係機関と調整を図りつつ早急に検討を進めること。

右決議する。

環境委員会

委員一覧 (20名)

委員長	福山	哲郎 (民主)	関口	昌一 (自民)	広野	ただし (民主)
理事	大野	つや子 (自民)	竹中	平蔵 (自民)	草川	昭三 (公明)
理事	真鍋	賢二 (自民)	中川	雅治 (自民)	高野	博師 (公明)
理事	岡崎	トミ子 (民主)	西田	吉宏 (自民)	市田	忠義 (共産)
理事	加藤	修一 (公明)	足立	信也 (民主)	荒井	広幸 (国日)
	阿部	正俊 (自民)	大石	正光 (民主)	田村	秀昭 (国日)
	狩野	安 (自民)	小林	元 (民主)		(17.10.11 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において、本委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

環 境

〔国政調査等〕

10月18日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、質疑を行った。

主な質疑は、アスベスト（石綿）健康被害者の救済に対する政府の基本的な考え方、アスベスト関連事業場の周辺住民への健康対策、建築物解体時のアスベスト飛散防止対策と廃アスベストの処理体制、アスベストの飛散防止及び除去対策に関する中小企業への支援措置、国際的なアスベスト対策における日本のイニシアティブの重要性、京都議定書目標達成計画を踏まえた平成18年度予算編成に向けての方針、京都メカニズムの活用によるクレジット取得に向けての対処方針、さとうきびを利用したバイオエタノール燃料の普及促進等である。

(2) 委員会経過

○平成17年10月11日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。

○平成17年10月18日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- アスベスト問題に対する環境省等の取組に関する件、京都議定書の目標達成に向けた施策と来年度予算に関する件、バイオエタノール燃料の普及に関する件等について小池環境大臣、高野環境副大臣、竹下環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中川雅治君（自民）、足立信也君（民主）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、荒井広幸君（国日）

○平成17年10月27日（木）（第3回）

- 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

国家基本政策委員会

委員一覧 (20名)

委員長	今泉	昭 (民主)	河合	常則 (自民)	輿石	東 (民主)
理事	岩城	光英 (自民)	国井	正幸 (自民)	西岡	武夫 (民主)
理事	鈴木	政二 (自民)	櫻井	新 (自民)	平田	健二 (民主)
理事	北澤	俊美 (民主)	陣内	孝雄 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
理事	小林	元 (民主)	真鍋	賢二 (自民)	白浜	一良 (公明)
	有村	治子 (自民)	山本	一太 (自民)	井上	哲士 (共産)
	岡田	直樹 (自民)	江田	五月 (民主)		(17. 10. 5 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を2回開き討議を行った。

〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、2回開かれ、前原誠司君が発言者となって、小泉内閣総理大臣との間で討議が行われた。

10月19日の合同審査会（第1回）では、丹羽雄哉衆議院国家基本政策委員長が会長を務め、冷戦後において日米同盟関係を維持していくことの意義、日米分断という両面作戦をとっている中国に対する総理の見解、普天間飛行場移設の履行に向けての総理のリーダーシップの必要性、東アジア首脳会議へのアメリカ参加交渉に見られる日本外交の戦略的欠如、日米間のF T A早期締結、米国依存から脱却しての日本独自の情報網構築の必要性、東シナ海ガス田開発問題への対策の必要性、総理の靖国神社参拝の是非等について討議が行われた。

10月26日の合同審査会（第2回）では、今泉昭参議院国家基本政策委員長が会長を務め、20か月以下・危険部位の除去等のリスク管理が確認できない状況下での米国産牛肉輸入再開問題、アスベストの危険性指摘から長期間経過後に原則禁止に至った政府の取組、危機管理における政治のリーダーシップの必要性、無駄を削る改革と「小さな政府」競争、総理が在任中に消費税増税をしないとする理由、総理の抱く地方分権改革の最終像の明示等について討議が行われた。

(2) 委員会経過

○平成17年10月5日(水)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。

○平成17年10月14日(金)(第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
 - 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
 - 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。
-

○平成17年10月19日(水)(合同審査会第1回)

- 国家の基本政策に関する件について前原誠司君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

○平成17年10月26日(水)(合同審査会第2回)

- 国家の基本政策に関する件について前原誠司君が小泉内閣総理大臣と討議を行った。

予算委員会

委員一覧 (45名)

委員長	小野	清子 (自民)	大仁田	厚 (自民)	喜納	昌吉 (民主)
理事	阿部	正俊 (自民)	大野	つや子 (自民)	櫻井	充 (民主)
理事	椎名	一保 (自民)	岡田	広 (自民)	主濱	了 (民主)
理事	野上	浩太郎 (自民)	世耕	弘成 (自民)	辻	泰弘 (民主)
理事	舩添	要一 (自民)	関口	昌一 (自民)	内藤	正光 (民主)
理事	若林	正俊 (自民)	田村	耕太郎 (自民)	広田	一 (民主)
理事	池口	修次 (民主)	中島	啓雄 (自民)	松下	新平 (民主)
理事	小林	正夫 (民主)	松村	龍二 (自民)	山根	隆治 (民主)
理事	平野	達男 (民主)	山崎	力 (自民)	若林	秀樹 (民主)
理事	荒木	清寛 (公明)	山谷	えり子 (自民)	魚住	裕一郎 (公明)
	秋元	司 (自民)	脇	雅史 (自民)	福本	潤一 (公明)
	浅野	勝人 (自民)	浅尾	慶一郎 (民主)	山本	香苗 (公明)
	泉	信也 (自民)	犬塚	直史 (民主)	小池	晃 (共産)
	市川	一朗 (自民)	小川	敏夫 (民主)	大門	実紀史 (共産)
	岩永	浩美 (自民)	木俣	佳丈 (民主)	福島	みずほ (社民)
						(17.10.4 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において、本委員会は予算の執行状況に関する調査を行った。
なお、本委員会に付託された請願はなかった。

〔国政調査等〕

小泉内閣総理大臣の所信表明演説に対する各党代表質問を受けて、10月4日、5日の2日間、予算の執行状況に関する調査として、予算委員会が開かれ質疑が行われた。

質疑では、衆議院総選挙についての評価、郵政民営化法案の問題点、公務員制度改革への取組、北朝鮮問題に対する我が国の対応、国連安全保障理事会改革についての考え方、在日米軍基地再編への対応、原油価格高騰の経済への影響、所得と資産の二極化傾向に対する考え方、財政が抱える金利上昇リスクへの対応、道路特定財源の見直し、医療制度改革への取組、障害者自立支援法案の問題点、アスベスト問題での政府の責任と対応、教員免許更新制の必要性、小学校における性教育の問題点、オリンピック誘致に向けた国の支援、NHK受信料不払いの現状と対応策、悪質リフォーム業者問題への対応、川辺川ダム建設に対する政府の姿勢、女川原子力発電所の運転再開の是非等の問題が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成17年10月4日(火)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について小泉内閣総理大臣、谷垣財務大臣、竹中国務大臣、麻生総務大臣、細田内閣官房長官、町村外務大臣、岩永農林水産大臣、北側国土交通大臣、中川経済産業大臣、村上国務大臣、尾辻厚生労働大臣、小池環境大臣、中山文部科学大臣、村田国務大臣及び佐藤人事院総裁に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 浅尾慶一郎君(民主)、*若林秀樹君(民主)、*池口修次君(民主)、若林正俊君(自民)、*阿部正俊君(自民)、*椎名一保君(自民)、魚住裕一郎君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民) ※関連質疑

○平成17年10月5日(水)(第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 予算の執行状況に関する件について中川経済産業大臣、谷垣財務大臣、尾辻厚生労働大臣、細田国務大臣、北側国土交通大臣、小池環境大臣、町村外務大臣、竹中内閣府特命担当大臣、大野防衛庁長官、南野法務大臣、麻生総務大臣、塩谷文部科学副大臣、下村文部科学大臣政務官、政府参考人、参考人日本銀行理事白川方明君及び日本放送協会会長橋本元一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 山谷えり子君(自民)、櫻井充君(民主)、*喜納昌吉君(民主)、山根隆治君(民主)、荒木清寛君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民) ※関連質疑

○平成17年10月28日(金)(第3回)

- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	中島	真人 (自民)	中原	爽 (自民)	佐藤	雄平 (民主)
理事	荒井	正吾 (自民)	中村	博彦 (自民)	谷	博之 (民主)
理事	田浦	直 (自民)	西島	英利 (自民)	那谷屋	正義 (民主)
理事	山内	俊夫 (自民)	野村	哲郎 (自民)	藤末	健三 (民主)
理事	直嶋	正行 (民主)	森元	恒雄 (自民)	築瀬	進 (民主)
理事	松井	孝治 (民主)	山下	英利 (自民)	和田	ひろ子 (民主)
理事	山下	栄一 (公明)	山本	順三 (自民)	遠山	清彦 (公明)
	小池	正勝 (自民)	尾立	源幸 (民主)	西田	実仁 (公明)
	坂本	由紀子 (自民)	加藤	敏幸 (民主)	小林	美恵子 (共産)
	武見	敬三 (自民)	神本	美恵子 (民主)	瀧上	貞雄 (社民)
						(17.10.19 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

〔国政調査等〕

10月19日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴いた後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

決 算

〔法律案の提出〕

10月19日、会計検査院法の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から説明を聴いた後、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。その主な内容は、会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院が国の役務の請負人、事務・業務の受託者等の契約に関する会計についての検査及び意見を表示し又は処置を要求した事項等についての国会等への随時の報告を行うことができることとするとともに、実地の検査等に応じる義務を明記しようとするものである。なお、同法律案は、第162回国会において本委員会が提出し、衆議院解散に伴い審査未了となった「会計検査院法の一部を改正する法律案」と同じ内容のものである。

(2) 委員会経過

○平成17年10月19日 (水) (第1回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。

- 会計検査院法の一部を改正する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○平成17年10月28日（金）（第2回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨

○成立した議案

会計検査院法の一部を改正する法律案（参第3号）

【要旨】

本法律案は、会計検査の機能の強化及び活用を図るため、会計検査院が国の役務の請負人等の契約に関する会計についての検査及び意見を表示し又は処置を要求した事項等についての国会等への随時の報告を行うことができることとするとともに、実地の検査等に応じる義務を明記しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、選択的検査対象の拡大

会計検査院は、次に掲げる会計についても検査をすることができるものとする。

- ① 国の工事以外の役務の請負人又は事務若しくは業務の受託者のその契約に関する会計
- ② 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国が資本金の2分の1以上を出資している法人に対する物品の納入者のその契約に関する会計

二、実地の検査等に応じる義務

- 1 会計検査院による実地の検査を受けるものは、これに応じなければならないものとする。
- 2 会計検査院から、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならないものとする。

三、国会等への随時の報告

- 1 会計検査院は、第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、随時、国会及び内閣に報告することができるものとする。
- 2 1による報告は、検査官会議でこれを決するものとする。

四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行うものとする。

行政監視委員会

委員一覧（30名）

委員長	山口 那津男（公明）	佐藤 泰三（自民）	岡崎 トミ子（民主）
理事	後藤 博子（自民）	山東 昭子（自民）	芝 博一（民主）
理事	鶴保 庸介（自民）	田中 直紀（自民）	田名部 匡省（民主）
理事	岩本 司（民主）	中川 義雄（自民）	松岡 徹（民主）
理事	浜田 昌良（公明）	橋本 聖子（自民）	渡辺 秀央（民主）
理事	松 あきら（公明）	水落 敏栄（自民）	浮島 とも子（公明）
	加納 時男（自民）	吉田 博美（自民）	吉川 春子（共産）
	狩野 安（自民）	足立 信也（民主）	近藤 正道（社民）
	柏村 武昭（自民）	小川 勝也（民主）	荒井 広幸（国日）
	北岡 秀二（自民）	大塚 耕平（民主）	長谷川 憲正（国日）

（17.10.24 現在）

（1）審議概観

第163回国会において、本委員会は、「行政の活動状況に関する件」をテーマに調査を行った。

また、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願として、「松江市における交通事故死の疑いのある事案の明確な説明を求めることに関する請願」が付託され、これを採択した。

行政監視

〔国政調査等〕

10月24日、行政の活動状況に関する件について質疑を行った。

質疑では、文部科学省による広島県教育委員会への是正指導の経緯と成果、義務教育費国庫負担問題についての文部科学省の対応方針、苦情請願の事案について事件後の緊急配備解除の理由、大量差別はがき事件の被害者の救済方法に対する法務大臣の見解、青少年に対するゲームソフトの販売規制の枠組み、学校での動物飼育についてのPTA・地域住民との連携、小・中学校の非常勤講師の給与を正規教員の給与と同一にする必要性、電源開発促進対策特別会計を抜本的に見直す必要性、保険金不払い問題と国民誰もが手軽に入れ安心できる保険の必要性などの諸問題が取り上げられた。

（2）委員会経過

○平成17年10月24日（月）（第1回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政の活動状況に関する件について南野法務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、竹中国務大臣、塩谷文部科学副大臣、小島文部科学副大臣、保坂経済産業副大臣、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。
〔質疑者〕北岡秀二君（自民）、松岡徹君（民主）、浮島とも子君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）、荒井広幸君（国日）
- 請願第7号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。

○平成17年10月28日（金）（第2回）

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

議院運営委員会

委員一覧 (25名)

委員長	溝手 頌正 (自民)	北川 イッセイ (自民)	芝 博一 (民主)
理事	金田 勝年 (自民)	小泉 昭男 (自民)	下田 敦子 (民主)
理事	小齊平 敏文 (自民)	末松 信介 (自民)	藤本 祐司 (民主)
理事	松山 政司 (自民)	中川 雅治 (自民)	藤原 正司 (民主)
理事	櫻井 充 (民主)	二之湯 智 (自民)	柳澤 光美 (民主)
理事	平田 健二 (民主)	松村 祥史 (自民)	谷合 正明 (公明)
理事	弘友 和夫 (公明)	三浦 一水 (自民)	鰐淵 洋子 (公明)
	荻原 健司 (自民)	大江 康弘 (民主)	
	岸 信夫 (自民)	工藤 堅太郎 (民主)	(17.9.21 現在)

庶務関係小委員 (15名)

小委員長	三浦 一水 (自民)	中川 雅治 (自民)	下田 敦子 (民主)
	金田 勝年 (自民)	松村 祥史 (自民)	平田 健二 (民主)
	岸 信夫 (自民)	松山 政司 (自民)	藤原 正司 (民主)
	小泉 昭男 (自民)	工藤 堅太郎 (民主)	谷合 正明 (公明)
	小齊平 敏文 (自民)	櫻井 充 (民主)	弘友 和夫 (公明)
			(召集日 現在)

図書館運営小委員 (15名)

小委員長	大江 康弘 (民主)	小齊平 敏文 (自民)	芝 博一 (民主)
	荻原 健司 (自民)	末松 信介 (自民)	平田 健二 (民主)
	金田 勝年 (自民)	二之湯 智 (自民)	柳澤 光美 (民主)
	岸 信夫 (自民)	松山 政司 (自民)	弘友 和夫 (公明)
	北川 イッセイ (自民)	櫻井 充 (民主)	鰐淵 洋子 (公明)
			(召集日 現在)

議院運営

(1) 審議概観

第163回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院提出3件（うち、議院運営委員長提出2件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願3種類12件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、平成17年8月の人事院勧告に基づき、本年12月に受ける期末手当の額の調整を行うとともに、平成18年4月から、議長、副議長及び議員の歳費の額を1.7パーセント減額する等の措置を講ずるものである。

本法律案は、10月25日に衆議院から提出、28日、本委員会に付託され、同日、多数

をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料の額を改定するものである。

本法律案は、10月25日に衆議院から提出、28日、本委員会に付託され、同日、全会一致をもって可決された。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案は、国会職員の昇給時期が年一回となることに伴い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行うものである。

本法律案は、10月25日に衆議院から提出、28日、本委員会に付託され、同日、全会一致をもって可決された。

(2) 委員会経過

○平成17年9月21日(水)(第1回)

- 一、事務総長から内閣総辞職の報告を聴いた。
- 一、予算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会及び郵政民営化に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

自由民主党10人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会12人、公明党3人、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会各1人 計35人

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会

自由民主党19人、民主党・新緑風会14人、公明党4人、日本共産党2人、社会民主党・護憲連合1人 計40人

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

自由民主党9人、民主党・新緑風会7人、公明党2人、日本共産党及び国民新党・新党日本の会各1人 計20人

郵政民営化に関する特別委員会

自由民主党17人、民主党・新緑風会12人、公明党4人、日本共産党及び社会民主

党・護憲連合各1人 計35人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。

自由民主党8人、民主党・新緑風会5人、公明党2人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、国民新党・新党日本の会を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。
- 一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。
- 一、会期を42日間とすることに決定した。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年9月26日（月）（第2回）

- 一、内閣委員長、財政金融委員長、国土交通委員長、環境委員長、国家基本政策委員長及び懲罰委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 9月29日

ロ、時間 自由民主党50分、民主党・新緑風会80分、公明党30分

ハ、人数 民主党・新緑風会3人、自由民主党2人、公明党1人

ニ、順序 1 民主党・新緑風会 2 自由民主党 3 公明党 4 民主党・新緑風会
5 自由民主党 6 民主党・新緑風会

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年9月29日（木）（第3回）

- 一、理事の補欠選任を行った。
- 一、小委員長の補欠選任を行った。
- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月5日（水）（第4回）

- 一、裁判官訴追委員、皇室経済会議予備議員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選任について決定した。
- 一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。
- 一、障害者自立支援法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会15分

ロ、人数 1人

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月12日（水）（第5回）

- 一、農林水産委員長及び決算委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。
- 一、郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月14日（金）（第6回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月19日（水）（第7回）

一、労働安全衛生法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月21日（金）（第8回）

一、銀行法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、電波法及び放送法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月26日（水）（第9回）

一、次の件について山崎内閣官房副長官、七条内閣府副大臣、山本総務副大臣、富田法務副大臣、中野厚生労働副大臣及び高野環境副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、国家公務員倫理審査会会長の任命同意に関する件

ロ、検査官の任命同意に関する件

ハ、総合科学技術会議議員の任命同意に関する件

ニ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ホ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件

ヘ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ト、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件

チ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

リ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ヌ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

ル、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年10月28日（金）（第10回）

一、国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第20号）（衆議院提出）について衆議院議院運営委員長川崎二郎君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第20号）賛成会派 自民、公明

反対会派 民主

一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第21号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 なし

一、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）を可決した。

（衆第22号）賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 なし

一、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

○平成17年11月1日（火）（第11回）

一、総務委員長、法務委員長、外交防衛委員長、文教科学委員長、厚生労働委員長、経済産業委員長及び行政監視委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

国会法及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第20号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、国会法の一部改正

議員は、一般職の国家公務員の最高の給与額（地域手当等の手当を除く。）より少ない歳費を受けるものとする。

二、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正

1 各議院の議長は218万2,000円を、副議長は159万3,000円を、議員は130万1,000円を、それぞれ歳費月額として受けること。

2 平成17年12月に受ける期末手当の額について、内閣総理大臣等と同様の調整を行うこと。

三、この法律は、平成18年4月1日から施行すること。ただし、二の2は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行すること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第21号）

【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、平成17年度の国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、平成17年12月期の勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。

二、平成18年度以後の国会議員の秘書の給料月額を特別職の秘書官に準じて改定するとともに、勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。

三、この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。ただし、二は平成18年4月1日から施行すること。

四、その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）

【要旨】

本法律案の改正点は、以下のとおりである。

一 国会職員の昇給時期が年1回となることに伴い、職務復帰後における給与の取扱いの規定について所要の整理を行う。

二 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

懲罰委員会

委員一覧 (10名)

委員長	山下 八洲夫 (民主)	沓掛 哲男 (自民)	柳田 稔 (民主)
理事	西田 吉宏 (自民)	竹山 裕 (自民)	草川 昭三 (公明)
	青木 幹雄 (自民)	佐藤 泰介 (民主)	
	片山 虎之助 (自民)	森 ゆうこ (民主)	(召集日 現在)

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	風間	昶（公明）	小泉	昭男（自民）	芝	博一（民主）
理事	岩城	光英（自民）	田村	公平（自民）	那谷屋	正義（民主）
理事	大仁田	厚（自民）	西島	英利（自民）	水岡	俊一（民主）
理事	小林	元（民主）	野村	哲郎（自民）	森	ゆうこ（民主）
理事	高橋	千秋（民主）	松村	祥史（自民）	山本	香苗（公明）
	岩永	浩美（自民）	三浦	一水（自民）	仁比	聡平（共産）
	小池	正勝（自民）	足立	信也（民主）		（17.9.21 現在）

（1）審議概観

第163回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

〔国政調査等〕

9月21日、平成17年台風第14号による災害について、村田内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から報告を聴取した。

10月28日、質疑を行い、平成17年台風第14号被害に対する所見と土砂災害対策の必要性、携帯電話通信不能地域の解消と道路の確保による被災地孤立化の回避、近年の異常気象発生の傾向について気象庁の分析と対応、被災者生活再建支援制度の支給要件・対象・金額の見直しの必要性、被災に係るメンタルヘルスや行政手続のワンストップ・サービス化への対応、被災体験や教訓の共有化の推進とマニュアル・ガイドラインの周知状況、改正建築物耐震改修促進法の成立と学校耐震化に向けての政府の対応、氾濫防止に資する河床浚渫の必要性和川砂利採取規制の現状と許可基準、床上浸水家屋に対する被災者再建支援制度適用範囲の周知徹底の必要性などの諸問題が取り上げられた。

（2）委員会経過

○平成17年9月21日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成17年台風第14号による災害について村田内閣府特命担当大臣から報告を聴いた。

○平成17年10月14日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。

○平成17年10月28日（金）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成17年台風第14号の被災地の通信網及び道路網の確保並びに河川改修に関する件、

近年の台風被害の傾向及び今後の対応に関する件、被災者生活再建支援制度の改善に関する件、被災者のメンタルヘルスケアの在り方に関する件、被災時の行政手続の簡素化に関する件、市町村合併に伴う消防団員の確保に関する件、過去の災害の教訓とその活用に関する件、災害時要援護者の避難体制に関する件、学校の耐震化の推進に関する件等について村田内閣府特命担当大臣、林田内閣府副大臣、江渡内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕三浦一水君（自民）、松下新平君（民主）、山本香苗君（公明）、仁比聡平君（共産）

- 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員一覧 (20名)

委員長	木俣	佳丈 (民主)	佐藤	泰三 (自民)	藤本	祐司 (民主)
理事	橋本	聖子 (自民)	中島	啓雄 (自民)	峰崎	直樹 (民主)
理事	脇	雅史 (自民)	西田	吉宏 (自民)	遠山	清彦 (公明)
理事	榛葉	賀津也 (民主)	水落	敏栄 (自民)	渡辺	孝男 (公明)
理事	ソルネン	マルテイ (民主)	吉田	博美 (自民)	紙	智子 (共産)
	秋元	司 (自民)	池口	修次 (民主)	大田	昌秀 (社民)
	魚住	汎英 (自民)	喜納	昌吉 (民主)		(17.9.21 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成17年9月21日 (水) (第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年9月29日 (木) (第2回)

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○平成17年10月28日 (金) (第3回)

○沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○閉会中に委員派遣を行うことを決定した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	泉 信也 (自民)	河合 常則 (自民)	下田 敦子 (民主)
理事	市川 一朗 (自民)	山東 昭子 (自民)	千葉 景子 (民主)
理事	鶴保 庸介 (自民)	世耕 弘成 (自民)	羽田 雄一郎 (民主)
理事	森元 恒雄 (自民)	中村 博彦 (自民)	平田 健二 (民主)
理事	朝日 俊弘 (民主)	藤野 公孝 (自民)	松下 新平 (民主)
理事	佐藤 泰介 (民主)	真鍋 賢二 (自民)	山根 隆治 (民主)
理事	佐藤 道夫 (民主)	山下 英利 (自民)	澤 雄二 (公明)
理事	福本 潤一 (公明)	吉田 博美 (自民)	西田 実仁 (公明)
	浅野 勝人 (自民)	吉村 剛太郎 (自民)	大門 実紀史 (共産)
	荒井 正吾 (自民)	伊藤 基隆 (民主)	又市 征治 (社民)
	岡田 広 (自民)	家西 悟 (民主)	長谷川 憲正 (国日)
	荻原 健司 (自民)	島田 智哉子 (民主)	(17.9.21 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出2件(うち、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長提出1件)であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

政治資金規正 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第4号)は、政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を同一の政治団体に対しては年間5,000万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方法について預貯金の口座への振込みによることを義務付けようとするものである。また、**政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第9号)**は、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で起草されたものであり、その内容は政治団体の支部が解散したときは当該政治団体の本部が支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって支部が解散した旨を届け出ることができるようにするものである。

委員会では、両案を一括議題として審査を行い、今回の法改正による政治団体間の寄附制限の実効性、迂回献金の規制を導入しなかった理由、インターネットやメディアを活用した選挙制度の構築、政治資金の透明性確保に関する提案者及び政府の見解、政治資金報告書についての外部監査導入の是非、企業・団体献金が抱える問題を国会議員が認識する必要性、政治資金規正法に関する課題への今後の取組、政治団体の本部が支部の解散届を提出できることとした趣旨、政党支部が解散した事実がない場合に政党本部が提出した解散届の有効性等の質疑が行われ、両案はそれぞれ多数をもって可決された。

沖縄・北方

倫理選挙

(2) 委員会経過

○平成17年9月21日(水)(第1回)

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年10月19日(水)(第2回)

○理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第4号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員佐田玄一郎君から趣旨説明を聴き、

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第9号)(衆議院提出)について提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長遠藤武彦君から趣旨説明を聴いた。

○平成17年10月21日(金)(第3回)

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第4号)(衆議院提出)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第9号)(衆議院提出)

以上両案について発議者衆議院議員佐田玄一郎君、同早川忠孝君、同高木陽介君、同佐藤茂樹君、提出者衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長代理鳩山邦夫君及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕家西悟君(民主)、小川勝也君(民主)、大門実紀史君(共産)、長谷川憲正君(国日)

(衆第4号)賛成会派 自民、公明、国日

反対会派 民主、共産

欠席会派 社民

(衆第9号)賛成会派 自民、民主、公明

反対会派 共産、国日

欠席会派 社民

○平成17年10月28日(金)(第4回)

○政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

(3) 議案の要旨

○成立した議案

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第4号)

【要旨】

本法律案は、政党及び政治資金団体以外の政治団体間の寄附を、同一の政治団体に対しては年間5,000万円以下に制限する措置を講ずるとともに、政治資金団体に係る寄附の方

法について預貯金の口座への振込みによることを義務付けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政治団体間における寄附の制限

政治団体（政党及び政治資金団体を除く。以下同じ。）のする政治活動に関する寄附は、同一の政治団体に対しては、年間5,000万円を超えてすることができない。

二、政治資金団体に係る寄附の銀行振込み

- 1 何人も、預金等の口座への振込みによることなく、政治資金団体に対して寄附（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く。）をしてはならない。
- 2 政治資金団体は、預金等の口座への振込みによることなく、政治活動に関する寄附（1,000円以下の寄附及び不動産の譲渡又は貸付けによる寄附を除く。）をしてはならない。
- 3 何人も、1又は2に違反してされる寄附を受けてはならない。
- 4 1又は2に違反してされる寄附及び3に違反して受けた寄附に係る金銭又は物品の所有権は、国庫に帰属するものとする。

三、罰則

一に違反して寄附をした者及び一に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、1年以下の禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

四、施行期日

この法律は、平成18年1月1日から施行する。

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第9号）

【要旨】

本法律案は、政治団体の支部が解散したときは、当該政治団体の本部が、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、当該支部が解散した旨を届け出ることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、政治団体の本部による支部の解散の届出

政治団体の本部は、当該政治団体の支部が解散したときは、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に代わって、当該支部が解散した旨及びその年月日の届出をすることができる。この場合においては、当該政治団体の本部は、当該支部の代表者及び会計責任者であった者に対し、当該届出をした旨を通知しなければならない。

二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。

イラク人道復興支援活動等及び武力攻撃事態等 への対処に関する特別委員会

委員一覧（40名）

委員長	太田 豊秋（自民）	坂本 由紀子（自民）	主濱 了（民主）
理事	阿部 正俊（自民）	鈴木 政二（自民）	榛葉 賀津也（民主）
理事	田村 耕太郎（自民）	田浦 直（自民）	富岡 由紀夫（民主）
理事	山内 俊夫（自民）	田村 公平（自民）	広野 ただし（民主）
理事	山本 一太（自民）	中川 雅治（自民）	福山 哲郎（民主）
理事	大塚 耕平（民主）	二之湯 智（自民）	若林 秀樹（民主）
理事	平野 達男（民主）	松村 龍二（自民）	高野 博師（公明）
理事	柳田 稔（民主）	山崎 力（自民）	谷合 正明（公明）
理事	荒木 清寛（公明）	山本 順三（自民）	遠山 清彦（公明）
	有村 治子（自民）	浅尾 慶一郎（民主）	緒方 靖夫（共産）
	大野 つや子（自民）	犬塚 直史（民主）	仁比 聡平（共産）
	加納 時男（自民）	岩本 司（民主）	大田 昌秀（社民）
	岸 信夫（自民）	尾立 源幸（民主）	
	後藤 博子（自民）	大江 康弘（民主）	
			(17.9.21 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

(2) 委員会経過

○平成17年9月21日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年10月28日（金）（第2回）

- 理事の補欠選任を行った。
- イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等並びに武力攻撃事態等への対処に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

委員一覧（20名）

委員長	内藤 正光（民主）	椎名 一保（自民）	白 眞勲（民主）
理事	景山 俊太郎（自民）	末松 信介（自民）	林 久美子（民主）
理事	小林 温（自民）	関口 昌一（自民）	木庭 健太郎（公明）
理事	小川 敏夫（民主）	田中 直紀（自民）	渡辺 孝男（公明）
理事	広野 ただし（民主）	山谷 えり子（自民）	緒方 靖夫（共産）
	岡田 直樹（自民）	今泉 昭（民主）	田村 秀昭（国日）
	北川 イッセイ（自民）	津田 弥太郎（民主）	(17.9.21 現在)

（1）審議概観

第163回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

（2）委員会経過

○平成17年9月21日（水）（第1回）

○特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年9月29日（木）（第2回）

○特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○理事の補欠選任を行った。

○平成17年10月28日（金）（第3回）

○北朝鮮による拉致問題等に関しての対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

郵政民営化に関する特別委員会

委員一覧 (35名)

委員長	陣内 孝雄 (自民)	小池 正勝 (自民)	櫻井 充 (民主)
理事	市川 一朗 (自民)	小泉 昭男 (自民)	高橋 千秋 (民主)
理事	世耕 弘成 (自民)	椎名 一保 (自民)	峰崎 直樹 (民主)
理事	山崎 力 (自民)	関口 昌一 (自民)	山根 隆治 (民主)
理事	伊藤 基隆 (民主)	中原 爽 (自民)	若林 秀樹 (民主)
理事	平野 達男 (民主)	野上 浩太郎 (自民)	渡辺 秀央 (民主)
理事	山下 八洲夫 (民主)	藤野 公孝 (自民)	西田 実仁 (公明)
理事	弘友 和夫 (公明)	山下 英利 (自民)	山口 那津男 (公明)
	愛知 治郎 (自民)	山本 順三 (自民)	山本 香苗 (公明)
	有村 治子 (自民)	大塚 耕平 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	岩城 光英 (自民)	岡崎 トミ子 (民主)	近藤 正道 (社民)
	国井 正幸 (自民)	小林 正夫 (民主)	(17.9.21 現在)

(1) 審議概観

第163回国会において本特別委員会に付託された法律案は、内閣提出法律案 6 件であり、いずれも可決した。

また、本特別委員会付託の請願 2 種類 3 件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

郵政民営化関連 6 法案 今国会に内閣から提出された 6 法律案は、前国会における衆議院の修正内容を盛り込むとともに、法案成立の遅れに伴うシステム開発の作業期間を確保するため、民営化の実施時期を半年遅らせて平成19年10月1日とする変更を行ったほかは、前国会に提出された法律案とほぼ同内容のものであった。

郵政民営化法案は、郵政民営化の基本的な理念等を定めるほか、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会を平成29年9月30日まで設置し、同委員会が3年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、同本部がその見直し等について国会に報告すること、持株会社となる日本郵政株式会社をあらかじめ設立し、その子会社となる郵便貯金銀行及び郵便保険会社を設立すること、及び公社の業務等の承継計画の策定等について定めるとともに、平成19年10月1日に、郵便事業株式会社、郵便局株式会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立し、郵便貯金銀行及び郵便保険会社について、銀行業又は生命保険業の免許を受けたものとみなし、最終的な民営化を実現するまでの移行期間中に、持株会社は両会社の株式のすべてを処分しなければならないこと、両会社の定款に議決権の行使に関する事項を定めなければならないこと等について定めようとするものである。

日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案及び郵便局株式会社法案は、政府が、

常時、持株会社の発行済株式総数の3分の1を超えて保有していなければならないことを定めるほか、持株会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有しなければならないこと、両会社が実施する社会貢献業務及び地域貢献業務に要する費用に充てる資金を交付するため、社会・地域貢献基金を設け、1兆円に達するまで積み立てなければならないこと、基金の額は1兆円を超えて積み立てることができ、2兆円まで積み立てる場合には、1兆円までと同じルールで積み立てなければならないこと等について定めようとするものである。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案は、機構が、公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、債務を履行すること等を定めようとするものである。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等13の関係法律を廃止するほか、郵便法において、特別送達等につき信用力を確保するため郵便認証司の制度を設けるなど、関係法律について規定の整備等を行おうとするものである。

衆議院においては、内閣提出6法律案と民主党提出の「郵政改革法案」が一括して審議されたが、「郵政改革法案」は否決され、内閣提出6法律案が、10月11日、本院に送付された。

本院では、10月12日、本会議において、6法律案の趣旨説明及び質疑が行われた。委員会においては、同日、6法律案を一括して議題とし、趣旨説明を聴取した後、13日に小泉内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行い、14日に一般質疑を行った。

委員会においては、総選挙の結果を踏まえた郵政民営化についての総理の所感、郵便局ネットワークの維持、民営化委員会が3年ごとに行う見直しの対象範囲、民営化委員会の委員の人選、公社の国際物流事業への進出、公社の国際貢献活動の現状と民営化後の継続可能性、財投対象機関の整理縮小等に伴う国民負担の軽減策、金融ユニバーサルサービスの確保、今後の構造改革に向けた政府の取組、郵政民営化と小さな政府との関係、アメリカの対日要求と民営化の関連、民営化に伴う職員の雇用・勤務条件への配慮等について質疑が行われた。

質疑、討論の後、6法律案について順次採決の結果、いずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定した。

なお、6法律案に対し、簡易郵便局を含めた郵便局ネットワークの現行水準が維持されるとともに、万が一にも国民の利便に支障がないよう万全を期すこと等15項目から成る附帯決議を行った。

(2) 委員会経過

○平成17年9月21日（水）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

○平成17年10月12日（水）（第2回）

- 郵政民営化法案（閣法第1号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第2号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第3号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第4号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第5号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上6案について竹中国務大臣から趣旨説明を聴いた。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成17年10月13日（木）（第3回）

- 郵政民営化法案（閣法第1号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第2号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第3号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第4号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第5号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上6案について小泉内閣総理大臣、竹中国務大臣、谷垣財務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、細田内閣官房長官、麻生総務大臣、阪田内閣法制局長官及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕世耕弘成君（自民）、小泉昭男君（自民）、野上浩太郎君（自民）、山口那津男君（公明）、西田実仁君（公明）、平野達男君（民主）、山根隆治君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、大塚耕平君（民主）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

○平成17年10月14日（金）（第4回）

- 郵政民営化法案（閣法第1号）（衆議院送付）
日本郵政株式会社法案（閣法第2号）（衆議院送付）
郵便事業株式会社法案（閣法第3号）（衆議院送付）
郵便局株式会社法案（閣法第4号）（衆議院送付）
独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第5号）（衆議院送付）
郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第6号）（衆議院送付）

以上6案について竹中国務大臣、谷垣財務大臣、北側国土交通大臣、麻生総務大臣、伊藤内閣府特命担当大臣、町村外務大臣、細田内閣官房長官、政府参考人及び参考人日本郵政公社総裁生田正治君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕 田村耕太郎君（自民）、藤本祐司君（民主）、大久保勉君（民主）、櫻井充君（民主）、山本香苗君（公明）、吉川春子君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第1号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民
（閣法第2号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民
（閣法第3号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民
（閣法第4号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民
（閣法第5号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民
（閣法第6号）賛成会派	自民、公明
反対会派	民主、共産、社民

なお、6案について附帯決議を行った。

○平成17年10月28日（金）（第5回）

- 請願第141号外2件を審査した。
- 郵政民営化に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

郵政民営化法案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、日本郵政株式会社等の設立、日本郵政株式会社等に関して講ずる措置、日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要となる事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運

用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

二、平成19年9月30日まで（準備期間）に執られる措置

- 1 郵政民営化を推進するとともに、その状況を監視するため、政府に、内閣総理大臣を本部長とする郵政民営化推進本部及び内閣総理大臣の任命に係る委員5人からなる郵政民営化委員会を設置する。
- 2 公社の国際物流事業への進出を可能とする。
- 3 郵政民営化委員会は、3年ごとに、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行うとともに、民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、本部長に意見を述べる。

主務大臣は、日本郵政株式会社が作成する公社の業務等の承継に関する実施計画（以下「実施計画」という。）を認可しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

総務大臣は、公社から国際物流事業を行う申請があったときは、民営化委員会の意見を聴かなくてはならない。

- 4 準備企画会社として持株会社である日本郵政株式会社をあらかじめ設立し、同社に経営委員会を置く。経営委員会は、実施計画を策定する。
- 5 日本郵政株式会社は、郵便貯金銀行、郵便保険会社となる子会社をあらかじめ設立する。

三、平成19年10月1日（民営化時）に執られる措置

- 1 公社は、この法律の施行の時（平成19年10月1日）に解散し、日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が認可を受けた実施計画に従って公社の業務等を承継する。公社の職員は国家公務員の身分を離れて各会社のいずれかの職員となる。

なお、日本郵政株式会社は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の全部を保有する。

- 2 郵便貯金銀行・郵便保険会社に、安定的な代理店契約があること等を条件として銀行業・保険業の免許を付与する（みなし免許）。

四、平成19年10月1日から平成29年9月30日まで（移行期間）に執られる措置

- 1 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式は、移行期間中にその全部を処分するものとする。
- 2 各会社の業務について、同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために必要な制限を加えるとともに、移行期間中に、郵政民営化に関する状況に応じ、これを緩和するものとする。
- 3 移行期間中における、銀行法及び保険業法の特例等を定める。

4 郵便事業株式会社及び郵便局株式会社は、同種の業務を営む事業者へ配慮しなくてはならない。

五、平成29年10月1日（民営化移行完了）後

郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会は廃止され、郵便貯金銀行等に関する特例規定は失効する。

郵便貯金銀行、郵便保険会社については、他の民間金融機関と同様に、銀行法、保険業法等の一般に適用される金融関係法令に基づき業務を行い、特殊会社である日本郵政株式会社等の3社については、必要な監督が行われることとする。

六、施行期日等

1 本法律は、一部の規定を除き、平成19年10月1日から施行する。

2 郵政民営化推進本部が、郵政民営化のための情報システムの開発が大幅に遅延するおそれがあり、かつ、そのために郵政民営化の円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、閣議決定により、施行期日を平成20年4月1日とすることとし、そのための所要の規定を置く。

【郵政民営化法案、日本郵政株式会社法案、郵便事業株式会社法案、郵便局株式会社法案、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、国民の貴重な財産であり、国民共有の生活インフラ、セーフティネットである郵便局ネットワークが維持されるとともに、郵便局において郵便の他、貯金、保険のサービスが確実に提供されるよう、関係法令の適切かつ確実な運用を図り、現行水準が維持され、万が一にも国民の利便に支障が生じないよう、万全を期すること。

簡易郵便局についても郵便局ネットワークの重要な一翼を構成するものであり、同様の考え方の下で万全の対応をすること。

二、長期の代理店契約、基金の活用等により、郵便局が長年提供してきた貯金、保険のサービスが民営化後も引き続き提供されるよう配慮すること。そのため、承継計画において、郵便局株式会社と郵便貯金銀行、郵便保険会社の間で移行期間を超える長期・全国一括の代理店契約の締結を明確にすること。なお、基金についても、2兆円規模まで積み立てること。

三、持株会社及び4子会社が、統合的な経営戦略に基づき、郵便局ネットワークを維持・活用できるよう、以下のとおり株式の持ち合いを認めること。

1 持株会社について、移行期が終了した後は、特殊会社としての性格を考慮しつつ経営判断により他の民間金融機関と同様な株式保有を可能とし、その結果、株式の連続的保有が生じることを妨げないこと。そのため、郵政民営化法第106条、第136条の趣旨を踏まえ、株主総会に係る株主の権利行使の基準日を適切に定款に規定すること。

2 移行期間中と言えども、郵政民営化法第105条、第135条の決定がなされた場合及び持株会社が郵便貯金銀行、郵便保険会社の全株式を処分した後は、郵便局株式会社が、

特殊会社としての性格を考慮しつつ、経営判断により密接な取引関係を有する郵便貯金銀行、郵便保険会社株式を他の民間金融機関の例と同様に保有しグループとしての経営が可能であること。

3 前記1、2によりグループとして株式の連続保有が可能となっていることに加え、民営化委員会が行う3年ごとの経営形態のあり方を含めた総合的な見直しの中で必要があれば更なる措置を講ずること。

4 新たに設立される株式会社がそれぞれの経営判断により、新規事業への投資に加え、必要に応じ前記1、2、3を踏まえた適切な経営形態を採ることを可能とするため、持株会社において財務計画を定めるなど必要な措置を講ずること。

四、民営化委員会が行う3年ごとの見直しには、設置基準に基づく郵便局の設置状況、金融保険サービスの提供状況を含めること。また、民営化の進捗状況及び民営化会社の経営状況を総合的に点検・見直しを行うとともに、国際的な金融市場の動向等を見極めながら、必要があれば経営形態のあり方を含めた総合的な見直しを行うこと。

なお、民営化委員会の3年ごとの見直しに関する意見については、郵政民営化法第11条第2項によって国会へ報告されることとされているが、更に、郵政民営化推進本部がその意見を受けて施策を講ずるに当たっては、国会へ報告し、その意見を十分聴取するよう求める。

五、民営化後の各会社については、ロゴマークの統一、活発な人事交流等により、郵政グループとしての一体感の醸成を図り、職員のモラルの維持・向上に万全を期すること。特にロゴマークについては、国営、公社の時代を通じて長年国民に親しまれてきた貴重な財産であり、引き続き使用すること。

六、郵政民営化法附則第3条の運用に当たっては、郵政民営化のための情報システムについて、万が一にもシステムリスクが顕在化し、国民生活に支障の生ずることのないよう、日本郵政公社と協力しつつ適切に対応すること。

七、日本郵政公社は、民営化後の郵便貯金銀行、郵便保険会社が、預金保険機構、生命保険契約者保護機構に加入することに鑑み、民営化までに郵便貯金の限度額、簡易保険の保険金額の管理や口座の管理の徹底を含めコンプライアンス面での態勢を確立すること。

八、移行期間における業務範囲の段階的拡大を的確かつ円滑に実現するため、経営委員会（準備企画会社）及び民営化委員会を準備期間内のできるだけ早い時期に設置し、関係会社及び関係行政機関で予め先行的に検討と準備を進めること。

なお、経営委員会（準備企画会社）と日本郵政公社が一体となって円滑に民営化の準備を進められるよう配慮すること。

九、民営化委員会の運営については、透明性の高いルールの下、積極的な情報公開に努めること。

また、民営化委員会の人選については、広く国民各層の声を反映できるよう公平・中立を旨とすること。

十、毎年巨額の国債を発行しているわが国の財政体質を早急に改善するとともに、それま

での間、郵政民営化法第162条の適切な運用により国債の消化に支障を生ずることのないよう対応すること。

十一、職員が安心して働ける環境づくりについて、以下の点にきめ細やかな配慮をするなど適切に対応すること。

- 1 現行の労働条件及び処遇が将来的にも低下することなく職員の勤労意欲が高まるよう十分配慮すること。
- 2 民営化後の職員の雇用安定化に万全を期すること。
- 3 民営化の円滑な実施のため、計画の段階から労使交渉が支障なく行われること。
- 4 労使交渉の結果が誠実に実施されること。
- 5 新会社間の人事交流が円滑に行われること。

十二、民営化後においても良好な労使関係の維持に努めるとともに、万一、労働争議が発生した場合にも特別送達等の公的サービスはしっかり担保されるよう、万全の体制を構築すること。

十三、特定郵便局の局舎の賃貸借契約の期間については、業務基盤の安定性を確保する観点から、民間における契約の状況を参考としつつ、長期の契約とするなど、適切な対応を行うこと。また、特定郵便局の局舎の賃貸借料は、現在、適切な算出基準に基づいて算出されているところであり、民営化後も引き続き適切な算出基準に基づく賃貸借料を維持すること。

十四、商法等の規定を活用し、敵対的買収に対する適切な防衛策を措置すること。

十五、税制等に関し、以下の点について十分配慮すること。

- 1 税制については、民営化に伴う激変緩和の必要性の有無、四分社化、基金の設置など郵政民営化に特別な論点を踏まえつつ、消費税の減免などを含め関係税制について所要の検討を行うこと。
 - 2 郵政民営化により法人税等の税収が増加することを踏まえ、過疎対策や高齢者対策の充実を図ること。
- 右決議する。

日本郵政株式会社法案（閣法第2号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、日本郵政株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

日本郵政株式会社（以下「会社」という。）は、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有し、両社の経営管理を行うこと並びに両社の業務の支援を行うことを目的とする。

二、株式の政府保有

政府は、常時、会社の発行済株式の総数の3分の1を超える株式を保有していなければ

ばならない。

三、業務等

- 1 会社は、常時、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。
- 2 会社は、両社が発行する株式の引受け及び保有、両社の経営の基本方針の策定及びその実施の確保並びに両社の株主としての権利の行使の業務を行うほか、その目的を達成するために必要な業務を行うことができる。

四、社会・地域貢献資金の交付及び社会・地域貢献基金

- 1 会社は、郵便事業株式会社に対し、社会貢献業務の実施に要する費用に充てるものとして、社会貢献資金を交付するものとする。
- 2 会社は、郵便局株式会社に対し、地域貢献業務の実施に要する費用に充てるものとして、地域貢献資金を交付するものとする。
- 3 会社は、社会貢献資金及び地域貢献資金の交付の財源をその運用によって得るために社会・地域貢献基金を設け、所定の方法等に従って、1兆円に達するまで積み立てなければならない。1兆円を超えて基金を積み立てるときは、当該積立てが2兆円に達するまでは、1兆円までと同じ方法等によって行わなければならない。

五、施行期日等

- 1 本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の公布の日から起算して6月以内で政令で定める日から施行する。
- 2 会社は、郵便貯金周知宣伝施設及び簡易生命保険加入者福祉施設を平成24年9月30日までに譲渡又は廃止しなければならない。
- 3 政府は、その保有する会社の株式（二により保有していなければならない発行済株式を除く。）について出来る限り早期に処分するよう努めるものとする。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵便事業株式会社法案（閣法第3号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、郵便事業株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

郵便事業株式会社（以下「会社」という。）は、郵便の業務及び印紙の売りさばきの業務を営むことを目的とする。

二、業務等

- 1 会社は、その目的を達成するため、郵便法の規定により行う郵便の業務及び国の委託を受けて行う印紙の売りさばき並びにこれらの業務に附帯する業務を営む。
- 2 会社は、1の業務のほか、その目的を達成するため、お年玉付郵便葉書等及び寄附

金付郵便葉書等の発行並びにこれらの業務に附帯する業務を営むことができる。

- 3 会社は、1及び2の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、総務大臣の認可を受けて、1及び2の業務以外の業務を営むことができる。

三、社会貢献業務計画

会社は、総務省令で定めるところにより、3事業年度ごとに、3事業年度を1期とする社会貢献業務の実施に関する計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

四、監督

- 1 会社は、新株等を引き受ける者の募集、事業計画、重要な財産の譲渡等、定款の変更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができる。

五、施行期日

本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵便局株式会社法案（閣法第4号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、郵便局株式会社を設立することとし、その目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、会社の目的

郵便局株式会社（以下「会社」という。）は、郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を営むことを目的とする。

二、業務等

- 1 会社は、その目的を達成するため、郵便事業株式会社の委託を受けて行う郵便窓口業務及び印紙の売りさばき（これらの業務に附帯する業務を含む。）を営む。
- 2 会社は、1の業務のほか、その目的を達成するため、次の業務を営むことができる。
 - イ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律に定められた事務に係る業務
 - ロ イのほか、銀行業及び生命保険業の代理業務その他の郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務
 - ハ イ及びロの業務に附帯する業務
- 3 会社は、1及び2の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、1及び2の業務以外の業務を営むことができる。

三、郵便局の設置

会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

四、地域貢献業務計画

会社は、総務省令で定めるところにより、3事業年度ごとに、3事業年度を1期とする地域貢献業務の実施に関する計画を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。

五、監督

- 1 会社は、新株等を引き受ける者の募集、重要な財産の譲渡等、定款の変更の決議等については、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をし、報告を求め、及び検査することができる。

六、施行期日

本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法案（閣法第5号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、機構の目的

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」という。）は、日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。

二、業務等

- 1 機構は、その目的を達成するため、廃止前の郵便貯金法等の規定による郵便貯金の業務及び廃止前の簡易生命保険法等の規定による簡易生命保険の業務等を行う。
- 2 機構は、総務大臣の認可を受けて、銀行その他の者との契約により郵便貯金管理業務の一部を委託することができるとともに、委託を受けた者は、機構の同意を得て、委託を受けた郵便貯金管理業務の一部を他の者に再委託することができる。
- 3 機構は、総務大臣の認可を受けて、生命保険会社を相手方として、再保険契約を締結することができるものとし、当該再保険関係により生じた債権の額につき、当該生命保険会社の総財産の上に先取特権を有する。
- 4 機構は、総務大臣の認可を受けて、生命保険会社その他の者との契約により簡易生命保険管理業務の一部を委託することができるとともに、委託を受けた者は、機構の同意を得て、委託を受けた簡易生命保険管理業務の一部を他の者に再委託することができる。

三、財務及び会計

機構は、郵便貯金管理業務及び簡易生命保険管理業務ごとに経理を区分し、それぞれ郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定を設けて整理しなければならない。

四、政府保証

政府は、郵便貯金として預入された貯金の払戻し及びその貯金の利子の支払並びに旧簡易生命保険契約に基づく保険金、年金等の支払に係る機構の債務を保証する。

五、施行期日

本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第6号）

【要旨】

本法律案は、郵政民営化法、日本郵政株式会社法、郵便事業株式会社法、郵便局株式会社法及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の施行に伴い、郵便貯金法、簡易生命保険法、日本郵政公社法等の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、郵便貯金法等13法律を廃止する。
- 二、民営化時に政府が保有することとなる日本郵政株式会社の株式の総数の3分の2に当たる株式は、国債の元金償還に充てる資金の充実に資するため、一般会計から無償で国債整理基金特別会計に所属替をする（国債整理基金特別会計法改正）。
- 三、ユニバーサルサービスの対象である郵便物からの小包の除外、郵便物の料金決定方法の見直し、郵便認証司制度の創設等のため、所要の規定を整備する（郵便法改正）。
- 四、郵便事業株式会社から郵便局株式会社への郵便窓口業務の委託義務、郵便局株式会社から地方公共団体等への再委託等に関する規定を整備する（郵政窓口事務の委託に関する法律（改正後の題名は「郵便窓口業務の委託等に関する法律」）改正）。
- 五、郵便事業株式会社及び郵便局株式会社について、本来の業務の用に供する施設で政令で定めるものの事業所税を非課税とし、日本郵政公社の出資に係る固定資産のうち、本来業務の用に供するもので政令で定めるものについての固定資産税又は都市計画税の課税標準額を平成20年度から平成24年度までの5年間2分の1とするとともに、民営化以前に締結された簡易生命保険契約を引き続き所得控除の対象とする（地方税法改正）。
- 六、当分の間、日本郵政株式会社等の役職員をもって組織する共済組合を設け、共済組合が設けられたときは、当該役職員に対して国家公務員共済組合法を適用する（国家公務員共済組合法改正）。
- 七、国、特殊法人等についての特例を定めた規定から日本郵政公社を削除するための改正、公社役職員が公務員の身分を離れることに伴う改正等を関係法律について行う。
- 八、本法律は、一部の規定を除き、郵政民営化法の施行の日から施行する。

【附帯決議】

郵政民営化法案（閣法第1号）と同一内容の附帯決議が行われている。

2 調査会審議経過

国際問題に関する調査会

委員一覧 (25名)

会長	松田 岩夫 (自民)	小林 温 (自民)	郡司 彰 (民主)
理事	山東 昭子 (自民)	末松 信介 (自民)	富岡 由紀夫 (民主)
理事	世耕 弘成 (自民)	田村 耕太郎 (自民)	広野 ただし (民主)
理事	野上 浩太郎 (自民)	中川 雅治 (自民)	前田 武志 (民主)
理事	大塚 耕平 (民主)	二之湯 智 (自民)	浮島 とも子 (公明)
理事	佐藤 雄平 (民主)	水落 敏栄 (自民)	澤 雄二 (公明)
理事	加藤 修一 (公明)	大石 正光 (民主)	大門 実紀史 (共産)
	大仁田 厚 (自民)	木俣 佳丈 (民主)	
	岸 信夫 (自民)	工藤 堅太郎 (民主)	(17.10.26 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、第161回国会の平成16年10月12日に設置され、今期3年間にわたる調査テーマを「多極化時代における新たな日本外交」と決定した。具体的な調査項目として、「日本のアジア外交」、「日本の対米外交」、「日本の対EU外交等」及び「国際社会の責任ある一員としての日本の対応」について調査を進めることとした。

第1年目は「日本のアジア外交」を中心に調査を進め、第162回国会の平成17年7月20日に第1年目の調査を取りまとめた調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

第2年目の第163回国会においては、1回の調査を行った。

10月26日に、「日本のアジア外交」のうち、「日中外交の回顧と今後の課題」について、朱建榮参考人（東洋学園大学人文学部教授）及び天児慧参考人（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）から意見を聴取し、質疑を行った。

〔調査の概要〕

「日本のアジア外交」

「日中外交の回顧と今後の課題」について、朱参考人から、当面の日中関係をどう把握するか、中国の内政と外交に起きている「地殻変動」、胡錦濤指導部の対日政策及び日中関係の展望と提言について、また、天児参考人から、問題の提起——彷徨する日本外交、厳しくなった日本を取り巻く外交環境、2010年代初頭の国際環境をどう読むか及び日本の外交戦略をどう立て直すかについて、それぞれ意見を聴取した。

続いて、委員から、米国企業の中国からの投資引上げの背景、台湾問題に対する中国国民の認識、日中間における中高生交流の課題と問題点、日本の国連安保理常任理事国入りのメリット、今後の日中外交における最も重要なポイント、中国における共

産党一党体制の今後の見通し、平和問題や環境問題などにおいて中国の目指す外交戦略の中身、日中関係改善の上で民間団体（NGO、NPO）が果たす役割、米国が東アジア共同体の構築に不快感を示す理由、中国及び米国の安全保障問題と東アジア共同体構想との関係等について質疑を行った。

（２）調査会経過

○平成17年10月26日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 「多極化時代における新たな日本外交」のうち、日本のアジア外交（日中外交の回顧と今後の課題）について参考人東洋学園大学人文学部教授朱建栄君及び早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授天児慧君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕山東昭子君（自民）、富岡由紀夫君（民主）、加藤修一君（公明）、大門実紀史君（共産）、田村耕太郎君（自民）、澤雄二君（公明）、佐藤雄平君（民主）

- 国際問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

○平成17年11月1日（火）（第2回）

- 調査会長の辞任を許可し、補欠選任を行った。

経済・産業・雇用に関する調査会

委員一覧（25名）

会長	広中 和歌子（民主）	岡田 広（自民）	大久保 勉（民主）
理事	加納 時男（自民）	小池 正勝（自民）	津田 弥太郎（民主）
理事	北岡 秀二（自民）	小泉 昭男（自民）	峰崎 直樹（民主）
理事	椎名 一保（自民）	中島 真人（自民）	浜田 昌良（公明）
理事	谷 博之（民主）	西島 英利（自民）	井上 哲士（共産）
理事	和田 ひろ子（民主）	野村 哲郎（自民）	淵上 貞雄（社民）
理事	松 あきら（公明）	松村 祥史（自民）	又市 征治（社民）
	小野 清子（自民）	伊藤 基隆（民主）	
	大野 つや子（自民）	池口 修次（民主）	

（17.10.28 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、経済・産業・雇用に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成16年10月12日（第161回国会）に設置され、同年11月に調査項目を「成熟社会における経済活性化と多様化する雇用への対応」と決定した。

今国会においては、10月26日にハローワーク新宿の視察を行った。

（2）調査会経過

○平成17年10月28日（金）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済・産業・雇用に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

少子高齢社会に関する調査会

委員一覧（25名）

会長	清水 嘉与子（自民）	狩野 安（自民）	林 久美子（民主）
理事	中島 啓雄（自民）	後藤 博子（自民）	松下 新平（民主）
理事	中原 爽（自民）	坂本 由紀子（自民）	蓮 舫（民主）
理事	山谷 えり子（自民）	関口 昌一（自民）	山本 保（公明）
理事	円 より子（民主）	中村 博彦（自民）	鰐淵 洋子（公明）
理事	森 ゆうこ（民主）	朝日 俊弘（民主）	小林 美恵子（共産）
理事	山本 香苗（公明）	加藤 敏幸（民主）	荒井 広幸（国日）
	岩城 光英（自民）	主濱 了（民主）	
	荻原 健司（自民）	羽田 雄一郎（民主）	

(17.10.19 現在)

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、少子高齢社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、第161回国会の平成16年10月12日に設置され、調査テーマを「少子高齢社会への対応の在り方について」と決定し、調査を進めている。調査の1年目は、「少子化の要因及び社会・経済への影響に関する件」を当面の調査事項として取り上げ、第162回国会の平成17年7月8日、少子高齢社会への対応の在り方についての提言を含む中間報告を議長に提出した。

調査の2年目は、「少子高齢社会の課題と対策に関する件」を調査事項として取り上げ、鋭意調査を行っている。

今国会においては、平成17年10月19日、団塊世代対策等少子高齢社会の課題に関する件について、林田内閣府副大臣、塩谷文部科学副大臣及び西厚生労働副大臣から説明を聴取した後、質疑を行った。

10月26日には、団塊世代の諸課題について、作家・元経済企画庁長官堺屋太一君、株式会社博報堂生活総合研究所エグゼクティブフェロー・東京経済大学コミュニケーション学部教授関沢英彦君及び株式会社大和総研資本市場調査部主任研究員鈴木準君を参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

10月19日の調査会では、政府から説明を聴取した後、①生産年齢人口の定義等年齢に対する考え方を見直す必要性、②どのような高齢者にも教育を受ける機会を提供する必要性、③高齢者雇用を進めるに当たって雇用形態を弾力化する必要性等について質疑を行った。

10月26日の調査会では、参考人から、今後は多様な勤務形態を選ぶことのできる「70歳まで働くことを選べる社会」の実現が必要である、消費の条件を満たした退職後の

団塊世代が活発になるには人との付き合いが重要となる、団塊世代の大量退職に伴う労働力減少を過剰に懸念せず現在使われていない労働力を活用すべきである等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、①生産年齢人口の定義を69歳までとした場合の年金支給開始年齢との関係、②女性の収入・年金等の対策の必要性、③団塊世代の将来の動向に対して想定し得る最悪のシナリオ等について質疑を行った。

(2) 調査会経過

○平成17年10月19日（水）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 少子高齢社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、団塊世代対策等少子高齢社会の課題に関する件について林田内閣府副大臣、塩谷文部科学副大臣及び西厚生労働副大臣から説明を聴いた後、西厚生労働副大臣、塩谷文部科学副大臣、林田内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、蓮舫君（民主）、小林美恵子君（共産）、山本保君（公明）、林久美子君（民主）、坂本由紀子君（自民）、山谷えり子君（自民）、円より子君（民主）、中島啓雄君（自民）、森ゆうこ君（民主）、後藤博子君（自民）、主濱了君（民主）

○平成17年10月26日（水）（第2回）

- 「少子高齢社会への対応の在り方について」のうち、少子高齢社会の課題と対策に関する件（団塊世代の諸課題）について参考人作家・元経済企画庁長官堺屋太一君、株式会社博報堂生活総合研究所エグゼクティブフェロー・東京経済大学コミュニケーション学部教授関沢英彦君及び株式会社大和総研資本市場調査部主任研究員鈴木準君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕 中原爽君（自民）、加藤敏幸君（民主）、中島啓雄君（自民）、円より子君（民主）、小林美恵子君（共産）、山本保君（公明）、山谷えり子君（自民）、後藤博子君（自民）、坂本由紀子君（自民）

- 少子高齢社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

3 委員会未付託議案の要旨

※ 内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

(内閣提出法律案)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等の改正を行おうとするものである。

独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案（閣法第9号）

【要旨】

本法律案は、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を一層効果的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人情報通信研究機構を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする改正を行おうとするものである。

犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案（閣法第22号）

【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

(本院議員提出法律案)

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（参第1号）

【要旨】

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定は在外被爆者等に適用があることを改めて確認し、国外からの被爆者健康手帳の申請、原爆症の認定の申請、医療費及び一般疾病医療費の申請、各種手当の申請等並びに死亡した在外被爆者に係る葬祭料の申請を行うことができるようにするとともに、あわせて、在外被爆者に対する健康診断の実施、在外被爆者の保健、医療及び福祉に関する事業の実施等について定めようとするものである。

(予備費等支出承諾)

平成十六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

【要旨】

一般会計予備費予算額3,000億円のうち、平成16年4月20日から17年3月22日までの間に使用を決定した金額は1,107億円で、その内訳は、①スマトラ沖大地震及びインド洋津波による被災国の救援等に必要な経費520億円、②河川等災害復旧事業等に必要な経費216億円などである。

平成十六年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

【要旨】

特別会計予備費予算総額1兆7,362億円のうち、平成16年10月8日から17年3月17日までの間に使用を決定した金額は63億円で、その内訳は、①農業共済再保険特別会計果樹勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費40億円、②同特別会計園芸施設勘定における再保険金の不足を補うために必要な経費13億円などである。

平成十六年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書

【要旨】

平成16年8月3日から17年3月29日までの間に決定した経費増額総額は1,963億円で、その内訳は、①特定国有財産整備特別会計における国債整理基金特別会計へ繰入れに必要な経費の増額1,184億円、②道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額242億円などである。

4 憲法調査会審議経過

委員一覧（45名）

会長	関谷 勝嗣（自民）	北川 イッセイ（自民）	広田 一（民主）
幹事	荒井 正吾（自民）	国井 正幸（自民）	福山 哲郎（民主）
幹事	武見 敬三（自民）	佐藤 泰三（自民）	藤末 健三（民主）
幹事	舛添 要一（自民）	櫻井 新（自民）	藤本 祐司（民主）
幹事	若林 正俊（自民）	藤野 公孝（自民）	前川 清成（民主）
幹事	高嶋 良充（民主）	松村 龍二（自民）	松岡 徹（民主）
幹事	ツルネン マルティ（民主）	三浦 一水（自民）	水岡 俊一（民主）
幹事	築瀬 進（民主）	森元 恒雄（自民）	山本 孝史（民主）
幹事	山下 栄一（公明）	山下 英利（自民）	魚住 裕一郎（公明）
	秋元 司（自民）	山本 順三（自民）	白浜 一良（公明）
	浅野 勝人（自民）	犬塚 直史（民主）	浜田 昌良（公明）
	魚住 汎英（自民）	江田 五月（民主）	山口 那津男（公明）
	岡田 直樹（自民）	佐藤 道夫（民主）	仁比 聡平（共産）
	柏村 武昭（自民）	鈴木 寛（民主）	吉川 春子（共産）
	河合 常則（自民）	内藤 正光（民主）	近藤 正道（社民）

（17.9.29 現在）

（1）活動概観

〔調査の経過〕

憲法調査会は、平成12年1月20日に設置されて以来、日本国憲法について広範かつ総合的な調査を行い、平成17年4月20日には、5年3か月の調査の結果を「日本国憲法に関する調査報告書」としてまとめ、議長に提出した。本報告書では、「憲法調査会において憲法改正手続についての議論を続けるべきとの意見」について、自民、民主、公明の3党がおおむね一致し、すう勢であるとしている。

そこで、今国会では、主に国民投票制度について調査を行った。10月12日に、主に国民投票制度について各会派から意見を聴取した。10月19日に、主に国民投票制度について、専修大学名誉教授隅野隆徳氏及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人氏を、10月26日に、EU（欧州連合）における国民投票制度について、朝日新聞外報部長大野博人氏及び読売新聞東京本社国際部次長土生修一氏を、それぞれ参考人として招き、意見を聴取した後、質疑を行った。

〔調査の概要〕

（主に国民投票制度）

各会派からの意見聴取

国民投票法の必要性に関して、国民投票法案をつくってこなかったことは立法府の怠慢であり、これを早急に整えることが立法府の重大な責任である、立法不作為は法

の不整備により国民の具体的権利侵害があるときに問題とされるものであり、現在国民の憲法改正権が侵害されているから国民投票法制定を要求する世論が起きているかは疑問である、国民投票法は憲法改正と別にあらかじめ制定しておく方法と、憲法改正発議の都度その時限りの法律として制定する方法がある、などの意見が出された。

発問方式を一括とするか個別とするかに関しては、一括がいいとは思いますが、本調査会も含めてもっと議論を深めるべきである、個別の条文ごとに賛否の意思表示をできる方式とすべきである、などの意見が出された。

投票権者に関して、技術的な問題を考慮し、公職選挙法と基本的に同じでよい、などの意見が出される一方、18歳以上の者に拡大する等、投票権を可能な限り拡大すべきである、などの意見が出された。

投票運動規制に関して、政党が運動の主体となることを提案する、公職選挙法の適用を原則的に認めるのではなく、憲法改正の国民投票手続にふさわしいか否かの観点でルールを作るべきである、広範な国民の参加が前提でありできるだけ自由に運動を認めるべき、言論、表現の自由が最大限尊重されなければならない、公務員や教育者を含め、運動規制ゼロが原則との立場に立つべきである、などの意見が出された。

参考人の意見の概要

隅野参考人は、有権者の過半数を最低投票率とすることが憲法の安定のために不可欠である、米国では多くの州憲法が個別発問方式を規定している、憲法改正案を国会が3分の2以上で発議するという要件を過半数にすることは少数意見の保障等の観点から問題がある旨、発言した。

只野参考人は、投票運動は候補者の当落を争う個人的な利害がかかわる運動ではなく、全国的な規模で幅広い問題が問われるので、自由に運動できることが重要である、フランスでは政党に公設掲示板の利用、テレビやラジオを通じた意見表明が保障され、文書や集会に要した費用の一部負担があり、世論の多様性に配慮している旨、述べた。

(EUにおける国民投票制度)

参考人の意見の概要

大野参考人は、政治家・国の指導者にとって国民投票というのはある意味でかなり厄介な制度であるが、フランス・オランダでは義務的でないにもかかわらず実施したのは、EUという全く新しい共同体の民主主義に正統性を付与するには、できる限り直接市民に問うべきであろうという判断や覚悟が背景にある旨、述べた。

土生参考人は、今年、フランス、オランダの国民投票において批准反対の民意が示されたことを受け、EU憲法条約の批准手続が事実上凍結されたことにより、法律的な裏付けがなくても、国民投票は影響力を有することが示された、フランスでは国民投票の際、特別な運動規制はなく、今回、主要政党が全部賛成しているにもかかわらず、テレビ討論会や街頭ポスターの状況からは、賛否の議論が拮抗している印象を受けた旨、述べた。

(2) 調査会経過

○平成17年9月29日(木)(第1回)

- 幹事の辞任を許可し、補欠選任を行った。

○平成17年10月12日(水)(第2回)

- 主に国民投票制度について意見の交換を行った。

○平成17年10月19日(水)(第3回)

- 主に国民投票制度について参考人専修大学名誉教授隅野隆徳君及び一橋大学大学院法学研究科教授只野雅人君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕荒井正吾君(自民)、福山哲郎君(民主)、山下栄一君(公明)、吉川春子君(共産)、近藤正道君(社民)

○平成17年10月26日(水)(第4回)

- EUにおける国民投票制度について参考人朝日新聞外報部長大野博人君及び読売新聞東京本社国際部次長土生修一君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕藤野公孝君(自民)、藤末健三君(民主)、山口那津男君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

5 政治倫理審査会

委員一覧 (15名)

会 幹 幹	長 事 事	竹山 景山 今泉 阿部 鈴木	裕 (自民) 俊太郎 (自民) 昭 (民主) 正俊 (自民) 政二 (自民)	田中 西田 矢野 若林 佐藤	直紀 (自民) 吉宏 (自民) 哲朗 (自民) 正俊 (自民) 泰介 (民主)	千葉 峰崎 柳田 草川 浜四津	景子 (民主) 直樹 (民主) 稔 (民主) 昭三 (公明) 敏子 (公明) (召集日 現在)
-------------	-------------	----------------------------	--	----------------------------	---	-----------------------------	--

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、376件（50種類）であり、このうち件数の多かったものは、「業者婦人の健康を守る施策等に関する請願」46件、「女性起業家等に対する支援施策の充実に関する請願」46件、「業者婦人の地位向上施策等に関する請願」45件、「国籍選択制度の廃止に関する請願」31件、「成人の重国籍容認に関する請願」31件などであった。今国会では、平成10年に行政監視委員会が設置されて以来初めて、不適正行政による具体的な権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする請願（苦情請願）として、「松江市における交通事故死の疑いのある事案の明確な説明を求めることに関する請願」が同委員会で審査された。

各委員会への付託件数は、内閣8件、法務93件、外交防衛35件、財政金融51件、文教科学26件、厚生労働100件、経済産業47件、行政監視1件、議院運営12件、郵政3件であった。

請願者の総数は399万3,317人に上っている。

請願書の紹介提出期限については、10月18日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の7日前の同月25日までと決定された。

10月24日、行政監視委員会において上記請願の審査が行われ、紹介議員による趣旨説明の後、採択すべきものと決定された。次いで26日の本会議において採択され、即日これを内閣に送付した。また、27日及び28日、他の各委員会において請願の審査が行われ、2委員会において20件（5種類）の請願が採択すべきものと決定された。これを受けて、11月1日の本会議において「裁判所の人的・物的充実に関する請願」外19件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、5.6%であり、種類別による採択率（採択数／付託数）は、12.0%であった。

2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	8	0	0	8	0	
法 務	93	17	0	76	17	
外交防衛	35	0	0	35	0	
財政金融	51	0	0	51	0	
文教科学	26	0	0	26	0	
厚生労働	100	3	0	97	3	
経済産業	47	0	0	47	0	
行政監視	1	1	0	0	1	
議院運営	12	0	0	12	0	
郵 政	3	0	0	3	0	
計	376	21	0	355	21	提出総数 376件

3 本会議において採択された請願件名一覧

- 法務委員会 17件
 裁判所の人的・物的充実に関する請願（第110号外8件）
 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願（第124号外7件）

- 厚生労働委員会 3件
 保育制度の改善と充実に関する請願（第170号）
 緊急の保育課題への対応と認可保育制度の充実に関する請願（第271号）
 人工内耳に関する請願（第369号）

- 行政監視委員会 1件
 松江市における交通事故死の疑いのある事案の明確な説明を求めることに関する請願（第7号）

質問主意書一覧

第163回国会（特別会）

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領	掲載会議録
1	在日米軍再編協議に関する質問主意書	糸数 慶子君	17. 9. 28	17. 10. 3	17. 10. 7	17. 10. 12 第5号
2	在沖米陸軍複合射撃訓練場の移設に関する質問主意書	糸数 慶子君	9. 28	10. 3	10. 7	10. 12 第5号
3	国際連合安全保障理事会常任理事国入りを目指した外交政策に関する質問主意書	喜納 昌吉君	9. 28	10. 3	10. 7	10. 12 第5号
4	アメリカ海兵隊普天間航空基地の代替基地建設に関する質問主意書	喜納 昌吉君	9. 28	10. 3	10. 7	10. 12 第5号
5	スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問主意書	白 眞勲君	9. 29	10. 3	10. 7	10. 12 第5号
6	在日米軍の施設及び区域で働く駐留軍労働者のアスベスト被害に関する質問主意書	糸数 慶子君	10. 3	10. 5	10. 14	10. 19 第7号
7	放射性廃棄物のクリアランス制度に関する質問主意書	近藤 正道君	10. 3	10. 5	10. 11	10. 12 第5号
8	政治資金の運用に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 6	10. 12	10. 18	10. 19 第7号
9	集団的自衛権についての政府見解等に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 13	10. 17	10. 21	10. 26 第9号
10	集団的自衛権行使の法律による容認に関する質問主意書	藤末 健三君	10. 13	10. 17	10. 21	10. 26 第9号
11	公的年金制度についての経済産業省の試算に関する質問主意書	小川 敏夫君	10. 21	10. 26	11. 1	11. 1 第11号
12	政治資金の運用に関する再質問主意書	藤末 健三君	10. 24	10. 26	11. 1	11. 1 第11号

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答弁書 受領	掲載 会議録
13	雇用促進住宅の廃止・譲渡に関する質問主意書	小林美恵子君	17. 10.26	17. 10.31	17. 11.4	17. 11.11 追録
14	集団的自衛権についての政府見解等に関する再質問主意書	藤末 健三君	10.26	10.31	11.4	11.11 追録
15	有価証券報告書における情報開示と個人情報保護に関する質問主意書	藤末 健三君	10.26	10.31	11.4	11.11 追録
16	インターネット等の選挙運動への活用に関する質問主意書	藤末 健三君	10.26	10.31	11.4	11.11 追録
17	北朝鮮の鉱物資源の平和利用等に関する質問主意書	白 眞勲君	10.27	10.31	11.4	11.11 追録
18	育成医療と特別児童扶養手当に関する質問主意書	島田智哉子君	10.27	10.31	11.4	11.11 追録
19	タクシー業界の過当競争とタクシー運転者の過酷な労働実態に関する質問主意書	小林美恵子君	10.27	10.31	11.4	11.11 追録
20	在外公館に勤務する外務公務員に支給される在勤手当に関する質問主意書	蓮 舫君	10.28	11.1	11.4	11.11 追録
21	公務員共済年金制度の在り方に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	10.28	11.1	11.11	11.11 追録
22	麻しん・風しん等についての予防接種法施行令改正に関する質問主意書	小池 晃君	10.31	11.1	11.11	11.11 追録
23	年金・健康保険福祉施設の整理に関する質問主意書	山本 孝史君	10.31	11.1	11.11	11.11 追録
24	関西電力美浜発電所三号機事故における保安規定遵守義務違反に関する質問主意書	近藤 正道君	10.31	11.1	11.4	11.11 追録
25	北朝鮮に移送されたシベリア抑留者に関する質問主意書	谷 博之君	10.31	11.1	11.11	11.11 追録

参議院改革協議会

協議員一覧（9名）

座長	片山 虎之助（自民）	鈴木 政二（自民）	木庭 健太郎（公明）
	阿部 正俊（自民）	北澤 俊美（民主）	小池 晃（共産）
	金田 勝年（自民）	輿石 東（民主）	又市 征治（社民）
			(17.10.26 現在)

専門委員（選挙制度）一覧（8名）

委員長	阿部 正俊（自民）	朝日 俊弘（民主）	井上 哲士（共産）
	泉 信也（自民）	小川 敏夫（民主）	又市 征治（社民）
	木村 仁（自民）	魚住 裕一郎（公明）	(17.10.6 現在)

専門委員（議員年金）一覧（8名）

委員長	鈴木 政二（自民）	藤原 正司（民主）	紙 智子（共産）
	岩城 光英（自民）	山根 隆治（民主）	又市 征治（社民）
	小斉平 敏文（自民）	荒木 清寛（公明）	(17.10.17 現在)

（1）検討の経緯

参議院改革協議会（片山虎之助座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第161回国会の平成16年12月1日に設置された。また、本協議会の下に選挙制度及び議員年金について調査検討するため、2つの専門委員会が設置された。

本協議会は、第163回国会においては10月26日に協議会（第4回）を開いた。阿部専門委員長から選挙制度に関する報告書について、鈴木専門委員長から議員年金に関する協議経過についてそれぞれ報告があった後、意見交換を行った。また、第3回協議会において各会派から提出された本協議会における検討項目案について、意見交換を行った。

また、本協議会が第162回国会で持ち回り了承し、衆議院の解散により審議未了となった会計検査院法の一部を改正する法律案が再度決算委員会から提出された。同法律案は、10月19日の決算委員会において提出することを決定し、10月21日の本会議で可決、衆議院に送付され、10月28日の本会議で可決、成立した。

専門委員会（選挙制度）（阿部正俊専門委員長）は、参議院議員選挙の定数較差問題について、2回の調査検討を行った。

10月6日の専門委員会では、協議会への報告書の骨子案について事務局から説明を聴取し、意見交換を行った。

10月21日の専門委員会では、報告書案について事務局から説明を聴取し、意見交換を行った後、報告書を取りまとめ、同日これを協議会座長に提出した。

専門委員会（議員年金）（鈴木政二専門委員長）は、国会議員の互助年金について、2回の調査検討を行った。

10月17日及び24日の専門委員会では、各会派から互助年金についての検討状況の報告があり、今後、意見集約に向けて協議を続けていくこととなった。

（2）協議会経過

○平成17年10月26日（水）（第4回）

- 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

専門委員会（選挙制度）

○平成17年10月6日（木）（第8回）

- 協議会への報告書の骨子案について事務局から説明を聴取した後、協議を行った。

○平成17年10月21日（金）（第9回）

- 協議会への報告書案について事務局から説明を聴取し、協議を行った後、専門委員会の報告とすることに決定した。

専門委員会（議員年金）

○平成17年10月17日（月）（第3回）

- 国会議員の互助年金について各会派から検討状況を報告した。

○平成17年10月24日（月）（第4回）

- 国会議員の互助年金について協議を行った。

平成17年10月21日

参議院改革協議会座長 片 山 虎 之 助 殿

参議院改革協議会専門委員長（選挙制度）

阿 部 正 俊

参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）報告書

本専門委員会は、協議会座長からの委嘱を受け、「参議院議員選挙の定数
較差問題」について調査検討を行い、結論を得たので、別紙のとおり報告す
る。

専門委員長	阿 部 正 俊	(自民)
	泉 信 也	(自民)
	木 村 仁	(自民)
	朝 日 俊 弘	(民主)
	小 川 敏 夫	(民主)
	魚 住 裕 一 郎	(公明)
	井 上 哲 士	(共産)
	又 市 征 治	(社民)

(別紙)

はじめに

平成13年参議院議員通常選挙における選挙区間の定数の最大較差5.06倍について、平成16年1月、最高裁判所判決は、立法裁量権の限界を超えるものでないとして合憲の判断を下した。しかし、多数意見を形成した裁判官9名中4名から「無為の裡に漫然と現在の状況が維持されるならば、次回は、違憲判断の余地は十分に存在する」旨の、立法裁量権を広範に認めていた従来の多数意見とは異なる厳しい姿勢が示された。

平成16年2月6日、各党派代表者懇談会の下に「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会」が設置された。同協議会は、同年5月28日に、「7月の選挙後、平成19年通常選挙に向けて、定数較差問題について結論を得るよう協議を再開するとの意見が大勢であった」旨の報告書を参議院議長に提出し、6月1日、各党派代表者懇談会で、同様の申し合わせが行われた。

このような経緯の下、参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）は、平成16年12月1日の第1回参議院改革協議会において設置が了承され、平成17年2月9日の第2回協議会において、専門委員長に阿部正俊君（自民）を指名し、参議院議員の定数較差問題についての検討を始めた。

本専門委員会は2月24日に第1回の委員会を開会し、以来、10月21日まで9回にわたり協議を行った。以下、協議の結果と内容について報告を行う。

1 本院における議員定数是正に向けての対応

議員定数の配分に当たっては、憲法上の要請である投票価値の平等の実現に向け最大限配慮した、公正かつ効果的な代表を選出する選挙制度であることが求められている。

しかしながら、参議院における議員定数の是正を考慮する際には、本院の選挙制度の特殊性にも配慮すべきである。その特殊性とは、二院制の趣旨から都道府県単位の選挙区と全国単位の比例代表の選挙制度を採用していること、選挙区選挙が地域代表的性格を有していること、半数改選要請に伴う偶数配分が挙げられる。

このうち、前二者については憲法上の要請でなく、定数是正に際して余り考慮しなくてもよいとの意見もあるが、一方で、参議院が創設されて約60年を経過してきた重みがあり、これまで果たしてきた役割、安定性も重視されてしかるべきとの見解も根強く出されている。

投票価値の平等の要請を踏まえて、定数是正を行うに際し、どの程度の較差まで許容範

困と考えるかは大変難しい問題であるが、憲法事項である半数改選に沿って、制度発足以来維持されてきた偶数配分の選挙区選挙の果たしてきた都道府県代表的機能を考慮すると、定数是正策として採り得る選択肢の範囲には、一定の制約が存するといえよう。

なお、参議院の選挙制度については、参議院の在り方も含め、今後、道州制、憲法改正等の論議の行方によっては、制度改正、再構築が大きな検討課題となる時期が到来することになると考えられる。

2 平成19年選挙に向けての当面の是正策の検討

- ・ 上記の認識を踏まえ、較差の現状を勘案し、さらに平成16年1月の最高裁判決を重く受け止め、次期通常選挙までに較差是正を講じるという点では意見が一致した。
- ・ 較差是正のため、総定数の変更を行うことについては、大勢は定数の増減は適当ではないとの意見であった。しかし、一部に平成12年改正の定数減を検証し、必要なら定数を戻すことも検討すべきとの意見も出された。
- ・ 選挙区の較差是正に際して、比例代表の定数の減員を図ることについては、大勢は選挙区と比例代表の役割、比率等にかんがみ、行うべきではないとの意見であった。しかし、一部に比例代表からの減員はなるべく行うべきでないが、やむを得ない時には致し方ないのではないかとの意見も出された。
- ・ 選挙制度を根本から変更するような改正は今回は見送るべきとの意見が示された。

以上の大方の意見を踏まえ、選挙区の定数是正に当たり、どの程度の水準まで較差解消を図るべきかが議論となった。そこで示された考え方を整理すると、①較差5倍を超える、また近い将来5倍を超えるおそれのある選挙区を含めて是正を図る4増4減程度が妥当、②4倍前半まで解消を図ることを考慮し、その選択肢としては14増14減まで含めて検討する、③較差は4倍未満とすべきであり、それには選挙区定数の増減だけでは相当の困難を伴うので合区を検討する、との三通りの是正策に集約される。

これらの具体的内容とその検討状況は以下のとおりである。

3 是正案の内容とその検討

※なお、較差の数値は、選挙人名簿登録者数(平成16年9月2日)による。

<是正案の具体的内容>

- ① 較差5倍を超えている選挙区、また近い将来5倍を超えるおそれのある選挙区を含

めて解消を図る、いわゆる4増4減案。

4増4減案 … 2選挙区を増員、2選挙区を減員。
(増員区) 東京、千葉 (減員区) 栃木、群馬
(是正後の最大較差) 4.759倍 (神奈川)

② 4倍前半まで較差解消を図ることを考慮し、その選択肢として14増14減案まで含めて検討する案。

選挙区定数の増減案としては、6増6減から14増14減までの考え方がある。

6増6減案 … 4増4減案に加えて、5倍に近い選挙区も増員、3選挙区を減員。
(増員区) 東京、千葉、神奈川
(減員区) 栃木、群馬、福島
(是正後の最大較差) 4.755倍 (大阪)

8増8減案 … 神奈川と同様の較差を有する大阪も増員、4選挙区を減員。
(増員区) 東京、千葉、神奈川、大阪
(減員区) 栃木、群馬、福島、岐阜
(是正後の最大較差) 4.71倍 (北海道)

10増10減案 … 平成6年改正で半減となった北海道も増員、5選挙区を減員。
(増員区) 東京、千葉、神奈川、大阪、北海道
(減員区) 栃木、群馬、福島、岐阜、長野
(是正後の最大較差) 4.55倍 (兵庫)

14増14減案 … 現時点で4倍を超える7選挙区を増員、7選挙区を減員。
(増員区) 東京、千葉、神奈川、大阪、北海道、兵庫、福岡
(減員区) 栃木、群馬、福島、岐阜、長野、宮城、新潟
(是正後の最大較差) 4.13倍 (東京)

③ 較差は4倍未満とすべきであり、選挙区定数の増減だけでは相当の困難を伴うので合区を検討する案。

具体的には、現行の都道府県単位選挙区制を改め、議員一人当たりの人口の最も少ない選挙区(鳥取)を、隣接県と合区する案が考えられている。

なお、上記の案の外に、道州制の議論も行われており、選挙区選挙、比例代表選挙を

廃止し、全国10程度の選挙区とするブロック制を検討してはどうかとの意見も出された。

<是正案の検討>

上記の各案について次のような意見が示された。

①について

- ・ 過去の定数是正の沿革、最高裁の判断等を踏まえ、少なくとも較差5倍を超えない定数是正を図るべきであり、当面、最低限2選挙区について5倍前後の較差解消を是正の第一段階とすべきである。
- ・ 4倍後半の較差の解消が図られないため、投票価値の平等要請に十分には応えていないとの批判が生ずる可能性がある。

②について

- ・ 増減案によっては4倍後半から前半までの較差となるが、①案に比べると投票価値の平等要請にかなり応えているといえる。
- ・ 較差の解消をより大きく図ろうとすれば、対象となる選挙区が多くなり、その影響度が増大する。また、過去の定数増減との整合性をどう捉えるかの新たな問題も生じ、具体的にどの案を採用すべきかは、選挙区選挙の沿革、在り方も含めた十分な議論が必要となってくる。

③について

- ・ 現在の5倍超の較差を考えると、定数是正に際しては、3倍から3.5倍程度にするくらいの検討をしないと国民の理解は得られない。
- ・ 他の選挙区定数の増減を一切しなくても、合区の仕方によっては、較差が3.88倍となり、4倍未満の不均衡に抑えることができる。
- ・ 選挙区選挙の都道府県代表的機能が果たしてきた役割を考慮すると、その実質的変更を伴う制度改正はできない、合区は選挙制度の根幹の改正につながる、合区を行う際のルールが明確にできないとの意見が多く出された。また、合区を議論するならば、定数の多い選挙区の分区も検討する必要があるとの考え方も示された。
- ・ 都道府県の在り方そのものが議論となっている状況下では、都道府県単位選挙区制の見直しは、選挙制度の中だけで検討するのではなく、地方制度全般の見直しの動き等を見極めながら議論する必要がある、本委員会の判断だけで議論を尽くすことは困難な面がある。

ブロック案について

- ・ 投票価値の不平等の問題が生じず、選挙運動も旧全国区のように過酷にはなら

ない長所がある。

- ・ 選挙制度の抜本的改革であり、十分議論する時間が必要になる。都道府県単位選挙区制を見直す案であり、③と同様、本委員会の判断だけで議論を尽くすことは困難な面がある。

以上が各案の検討状況である。平成19年選挙に向けての当面の是正策としては、①案が有力な意見であるが、②案に示された増減案の中のいずれかにより是正を図るべきとの意見もあり、③案は、慎重論も多く示されているが、本案により4倍未満の較差解消を図るべきとの意見も根強く出されている。

4 その他の検討課題

① 参議院の在り方にふさわしい選挙制度の構築の必要性

- ・ 平成19年選挙に向けての当面の是正策の検討に加え、第二次措置（将来の課題）として、憲法改正事項も含めて、参議院の在り方にふさわしい選挙制度についての議論も進めていくべきとの意見があった。
- ・ これまでの歴代議長の下でなされた各種提言、本年3月に出された「憲法調査会二院制と参議院の在り方に関する小委員会調査報告書」等があるが、それらと関連付けながら、現行の選挙制度を検証し、参議院に期待される在り方にふさわしい選挙制度の構築を進めていく時期に来ているといえよう。

② 継続的な検証等の調査

平成19年選挙に向けての較差是正の後も、参議院の在り方にふさわしい選挙制度の議論を進めていく過程で、定数較差の継続的な検証等を行う場を設け、調査を進めていく必要がある。

③ 在外選挙制度の見直し

在外選挙制度に関する最高裁判所の判決が本年9月にあり、在外選挙制度の対象となる選挙を当分の間、両議院の比例代表選挙に限定している現行公職選挙法の規定は憲法に違反するとされたことから、その見直しに向け、適切に対応していく必要がある。

参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）経過

開 会 年 月 日	経 過 概 要
平成17年 2月24日（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運営について協議 ・ 定数較差問題の経緯について事務局から説明聴取 ・ 今後の進め方について協議
4月8日（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会（平成16年）及び平成12年改正（定数関係）の検討経過について事務局から説明聴取 ・ 高見勝利君（上智大学法科大学院教授）から定数較差問題について意見を聴取した後、質疑
5月9日（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定数較差問題について協議
6月3日（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定数較差問題協議に際しての論点を整理し、協議
6月13日（第5回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定数較差問題について協議
7月11日（第6回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定数較差問題について協議
7月25日（第7回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定数較差問題について協議
10月6日（第8回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告骨子（案）について協議
10月21日（第9回）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告（案）について協議し、本専門委員会の報告とすることに決定

1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第149回 (臨時会)	12. 7. 28(金)	12. 7. 28(金)	12. 8. 9(水)	13	—	13
第150回 (臨時会)	12. 9. 21(木)	12. 9. 21(木)	12. 12. 1(金)	72	—	72
第151回 (常会)	13. 1. 31(水)	13. 1. 31(水)	13. 6. 29(金)	150	—	150
第152回 (臨時会)	13. 8. 7(火)	13. 8. 8(水)	13. 8. 10(金)	4	—	4
第153回 (臨時会)	13. 9. 27(木)	13. 9. 27(木)	13. 12. 7(金)	72	—	72
第154回 (常会)	14. 1. 21(月)	14. 1. 21(月)	14. 7. 31(水)	150	42	192
第155回 (臨時会)	14. 10. 18(金)	14. 10. 18(金)	14. 12. 13(金)	57	—	57
第156回 (常会)	15. 1. 20(月)	15. 1. 20(月)	15. 7. 28(月)	150	40	190
第157回 (臨時会)	15. 9. 26(金)	15. 9. 26(金)	15. 10. 10(金) 衆議院解散	36	—	15
第158回 (特別会)	15. 11. 19(水)	15. 11. 21(金)	15. 11. 27(木)	9	—	9
第159回 (常会)	16. 1. 19(月)	16. 1. 19(月)	16. 6. 16(水)	150	—	150
第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)	16. 7. 30(金)	16. 8. 6(金)	8	—	8
第161回 (臨時会)	16. 10. 12(火)	16. 10. 12(火)	16. 12. 3(金)	53	—	53
第162回 (常会)	17. 1. 21(金)	17. 1. 21(金)	17. 8. 8(月) 衆議院解散	150	50	200
第163回 (特別会)	17. 9. 21(水)	17. 9. 26(月)	17. 11. 1(火)	42	—	42

2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4. 20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2※ 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5. 20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7. 12(水)
第3回	28. 4. 24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5. 18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31. 11. 12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6. 22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7. 22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6. 27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7. 14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7. 24(水)
第11回	52. 7. 10(日)	52. 7. 10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7. 27(水)
第12回	55. 6. 22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7. 17(木)
第13回	58. 6. 26(日)	58. 7. 10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7. 18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7. 22(火)
第15回	平成 元. 7. 23(日)	平成 元. 7. 23	7. 7. 22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7. 26(日)	4. 7. 26	10. 7. 25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7. 23(日)	7. 7. 23	13. 7. 22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7. 12(日)	10. 7. 26	16. 7. 25	第143回(臨時会)	10. 7. 30(木)
第19回	13. 7. 29(日)	13. 7. 29	19. 7. 28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7. 11(日)	16. 7. 26	22. 7. 25	第160回(臨時会)	16. 7. 30(金)

※任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

3 国務大臣等名簿

(平成17年9月22日現在)

第3次小泉内閣国務大臣

内閣総理大臣

小泉 純一郎 (衆・自民)

総務大臣

麻生 太郎 (衆・自民)

法務大臣

(内閣府特命担当大臣 (青少年育成及び少子化対策))

南野 知恵子 (参・自民)

外務大臣

町村 信孝 (衆・自民)

財務大臣

谷垣 禎一 (衆・自民)

文部科学大臣

中山 成彬 (衆・自民)

厚生労働大臣

尾辻 秀久 (参・自民)

農林水産大臣

岩永 峯一 (衆・自民)

経済産業大臣

中川 昭一 (衆・自民)

国土交通大臣

北側 一雄 (衆・公明)

環境大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策))

小池 百合子 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

(内閣府特命担当大臣 (男女共同参画))

細田 博之 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

村田 吉隆 (衆・自民)

国務大臣 (防衛庁長官)

大野 功統 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融))

伊藤 達也 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (経済財政政策))

竹中 平蔵 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革、産業再生機構))

村上 誠一郎 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、食品安全、食育))

棚橋 泰文 (衆・自民)

内閣官房副長官

杉浦 正健 (衆・自民)

山崎 正昭 (参・自民)

二橋 正弘

副大臣

内閣府副大臣

七条 明 (衆・自民)
西川 公也 (衆・自民)
林田 彪 (衆・自民)

防衛庁副長官

今津 寛 (衆・自民)

総務副大臣

今井 宏 (衆・自民)
山本 公一 (衆・自民)

法務副大臣

富田 茂之 (衆・公明)

外務副大臣

逢沢 一郎 (衆・自民)
谷川 秀善 (参・自民)

財務副大臣

上田 勇 (衆・公明)
田野瀬 良太郎 (衆・自民)

文部科学副大臣

小島 敏男 (衆・自民)
塩谷 立 (衆・自民)

厚生労働副大臣

中野 清 (衆・自民)
西 博義 (衆・公明)

農林水産副大臣

宮腰 光寛 (衆・自民)
常田 享詳 (参・自民)

経済産業副大臣

小此木 八郎 (衆・自民)
保坂 三蔵 (参・自民)

国土交通副大臣

江崎 鐵磨 (衆・自民)
岩井 國臣 (参・自民)

環境副大臣

高野 博師 (参・公明)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

江渡 聡徳 (衆・自民)
木村 勉 (衆・自民)
西銘 順志郎 (参・自民)

防衛庁長官政務官

北村 誠吾 (衆・自民)
愛知 治郎 (参・自民)

総務大臣政務官

増原 義剛 (衆・自民)
松本 純 (衆・自民)
山本 保 (参・公明)

法務大臣政務官

三ッ林 隆志 (衆・自民)

外務大臣政務官

小野寺 五典 (衆・自民)
河井 克行 (衆・自民)
福島 啓史郎 (参・自民)

財務大臣政務官

倉田 雅年 (衆・自民)
段本 幸男 (参・自民)

文部科学大臣政務官

下村 博文 (衆・自民)
小泉 顕雄 (参・自民)

厚生労働大臣政務官

西川 京子 (衆・自民)
藤井 基之 (参・自民)

農林水産大臣政務官

大口 善徳 (衆・公明)
加治屋 義人 (参・自民)

経済産業大臣政務官

平田 耕一 (衆・自民)
山本 明彦 (衆・自民)

国土交通大臣政務官

石田 真敏 (衆・自民)
中野 正志 (衆・自民)
伊達 忠一 (参・自民)

環境大臣政務官

竹下 亘 (衆・自民)

政府特別補佐人

人事院総裁

佐藤 壮郎

内閣法制局長官

阪田 雅裕

公正取引委員会委員長

竹島 一彦

公害等調整委員会委員長

加藤 和夫

(平成17年11月2日現在)

第3次小泉改造内閣国務大臣

内閣総理大臣

小泉 純一郎 (衆・自民)

総務大臣

竹中 平蔵 (参・自民)

法務大臣

杉浦 正健 (衆・自民)

外務大臣

麻生 太郎 (衆・自民)

財務大臣

谷垣 禎一 (衆・自民)

文部科学大臣

小坂 憲次 (衆・自民)

厚生労働大臣

川崎 二郎 (衆・自民)

農林水産大臣

中川 昭一 (衆・自民)

経済産業大臣

二階 俊博 (衆・自民)

国土交通大臣

北側 一雄 (衆・公明)

環境大臣

(内閣府特命担当大臣 (沖縄及び北方対策))

小池 百合子 (衆・自民)

国務大臣 (内閣官房長官)

安倍 晋三 (衆・自民)

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣 (防災))

杢 哲男 (参・自民)

国務大臣 (防衛庁長官)

額賀 福志郎 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (金融、経済財政政策))

与謝野 馨 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (規制改革))

中馬 弘毅 (衆・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (科学技術政策、食品安全))

松田 岩夫 (参・自民)

国務大臣

(内閣府特命担当大臣 (少子化・男女共同参画))

猪口 邦子 (衆・自民)

内閣官房副長官

長勢 甚遠 (衆・自民)

鈴木 政二 (参・自民)

二橋 正弘

副大臣

内閣府副大臣

嘉数 知賢 (衆・自民)
櫻田 義孝 (衆・自民)
山口 泰明 (衆・自民)

防衛庁副長官

木村 太郎 (衆・自民)

総務副大臣

菅 義偉 (衆・自民)
山崎 力 (参・自民)

法務副大臣

河野 太郎 (衆・自民)

外務副大臣

塩崎 恭久 (衆・自民)
金田 勝年 (参・自民)

財務副大臣

赤羽 一嘉 (衆・公明)
竹本 直一 (衆・自民)

文部科学副大臣

河本 三郎 (衆・自民)
馳 浩 (衆・自民)

厚生労働副大臣

中野 清 (衆・自民)
赤松 正雄 (衆・公明)

農林水産副大臣

宮腰 光寛 (衆・自民)
三浦 一水 (参・自民)

経済産業副大臣

西野 あきら (衆・自民)
松 あきら (参・公明)

国土交通副大臣

江崎 鐵磨 (衆・自民)
松村 龍二 (参・自民)

環境副大臣

江田 康幸 (衆・公明)

大臣政務官

内閣府大臣政務官

後藤田 正純 (衆・自民)
平井 たくや (衆・自民)
山谷 えり子 (参・自民)

防衛庁長官政務官

愛知 治郎 (参・自民)
高木 毅 (衆・自民)

総務大臣政務官

上川 陽子 (衆・自民)
桜井 郁三 (衆・自民)
古屋 範子 (衆・公明)

法務大臣政務官

三ッ林 隆志 (衆・自民)

外務大臣政務官

伊藤 信太郎 (衆・自民)
山中 燐子 (衆・自民)
遠山 清彦 (参・公明)

財務大臣政務官

西田 猛 (衆・自民)
野上 浩太郎 (参・自民)

文部科学大臣政務官

吉野 正芳 (衆・自民)
有村 治子 (参・自民)

厚生労働大臣政務官

西川 京子 (衆・自民)
岡田 広 (参・自民)

農林水産大臣政務官

金子 恭之 (衆・自民)
小齐平 敏文 (参・自民)

経済産業大臣政務官

片山 さつき (衆・自民)
小林 温 (参・自民)

国土交通大臣政務官

石田 真敏 (衆・自民)
後藤 茂之 (衆・自民)
吉田 博美 (参・自民)

環境大臣政務官

竹下 亘 (衆・自民)

4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本会議	委員会等
平成 11年	145 (常 会)	6,108	1,837	4,271
	146 (臨時会)	1,115	362	753
12年	147 (常 会)	4,497	1,340	3,157
	148 (特別会)	45	32	13
	149 (臨時会)	432	193	239
13年	150 (臨時会)	2,028	902	1,126
	151 (常 会)	4,788	1,351	3,437
	152 (臨時会)	122	78	44
	153 (臨時会)	3,041	913	2,128
14年	154 (常 会)	7,202	2,438	4,764
	155 (臨時会)	2,374	788	1,586
15年	156 (常 会)	7,374	1,814	5,560
	157 (臨時会)	489	295	194
	158 (特別会)	264	40	224
16年	159 (常 会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
17年	162 (常 会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,443	515	928

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					(内) 特別参観
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成								
7年	5,108	178,174	28,198	98,157	48,906	1,521	1,392	0
8年	5,777	177,443	32,185	93,720	45,952	2,668	2,918	55
9年	5,350	180,875	41,617	92,382	42,366	2,287	2,223	10
10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	10,536	199,232	44,764	86,282	60,972	3,824	3,390	44

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

平成17年の数は、会期終了日(11月1日)現在。

6 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数 (人)	団体数 (件)	(団体内訳)		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23,144	355	262	83	10
平成15年度	33,371	493	353	132	8
平成16年度					
4月	2,334	50	8	41	1
5月	3,733	69	28	41	0
6月	3,241	54	25	29	0
7月	158	4	2	2	0
8月	114	12	0	1	11
9月	1,202	19	11	8	0
10月	4,143	62	51	11	0
11月	6,606	94	90	4	0
12月	6,437	88	84	4	0
1月	6,441	86	84	2	0
2月	7,804	112	108	4	0
3月	1,822	27	24	1	2
(16年度計)	44,035	677	515	148	14
平成17年度					
4月	2,344	51	7	44	0
5月	4,155	74	32	42	0
6月	4,363	63	40	21	2
7月	840	12	7	3	2
8月	463	17	1	1	15
9月	2,432	39	21	15	3
10月	5,704	79	74	4	1
(年度途中計)	20,301	335	182	130	23

(注) その他とは、地域の子ども会等の団体である。

8 参議院議員海外派遣一覧

○国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第13回アジア・太平洋議員フォーラム（APPF）総会出席 （16.12. 9 議長決定）	ベトナム	17. 1. 8 ～ 1.15	松田 岩夫君（自民） 内藤 正光君（民主）	17. 9.21 議院運営委員会 に報告書提出
第112回 I P U（列国議会同盟）会議出席 （17. 3. 9 議長決定）	フィリピン	17. 4. 2 ～ 4. 9	有村 治子君（自民） 犬塚 直史君（民主） 加藤 修一君（公明）	17. 9.21 議院運営委員会 に報告書提出
第2回世界議長会議 （17. 8.15 議長決定）	米国	17. 9. 6 ～ 9.11	議長 扇 千景君（無）	17.11. 1 議院運営委員会 に報告書提出
第26回 A S E A N 議員機構（A I P O）総会出席 （17. 8.25 議長決定）	ラオス	17. 9.18 ～ 9.25	小林 正夫君（民主）	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
W T O に関する議員会議・第10回運営委員会出席 （17. 8.31 議長決定）	スイス	17. 9.18 ～ 9.25	若林 正俊君（自民）	17.11. 1 議院運営委員会 に報告書提出
欧州評議会議員会議・第14回経済協力開発機構（O E C D）活動拡大討議出席 （17. 9.22 議長決定）	フランス	17.10. 2 ～10. 7	世耕 弘成君（自民） 蓮 舫君（民主） 風間 昶君（公明）	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
第113回 I P U（列国議会同盟）会議出席 （17.10. 6 議長決定）	スイス	17.10.15 ～10.21	藤野 公孝君（自民） 島田 智哉子君（民主）	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定
第60回国連総会の際の I P U 議会人会合出席 （17. 9.30 議長決定）	米国	17.10.30 ～11. 4	森元 恒雄君（自民） 芝 博一君（民主）	次国会の議院運営委員会に報告書を提出予定

9 参議院委員派遣一覧

第163回国会

○厚生労働委員会 (17.10.6 議長承認)

目 的	障害者自立支援法案（関法第11号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。
派遣委員	岸宏一君（自民）、武見敬三君（自民）、谷博之君（民主）、 円より子君（民主）、遠山清彦君（公明）、清水嘉与子君（自民）、 西島英利君（自民）、水落敏栄君（自民）、朝日俊弘君（民主）、 小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）
派遣地	大阪府
期 間	平成17年10月7日 1日間

10 国会に対する報告等 (17.8.9~11.1)

第162回国会閉会後から今国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成17年	
8. 15(月)	○ 一般職の職員の給与についての報告、給与の改定についての勧告及び公務員人事管理についての報告
9. 15(木)	○ 平成16年度予算使用の状況(出納整理期間を含む。)
16(金)	○ 平成16年度国家公務員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告 ○ 平成16年度自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告
27(火)	○ 平成17年度第1・四半期予算使用の状況 ○ 平成16年度公正取引委員会年次報告
28(水)	○ 平成17年度第1・四半期国庫の状況
30(金)	○ 平成16年度国立国会図書館年報 ○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成17年1月21日から同年9月20日まで)
10. 18(火)	○ 一般職の職員の留学費用の償還に関する法律の制定についての意見の申出 ○ 国家公務員災害補償法の改正に関する意見の申出
28(金)	○ テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成17年10月) ○ 独立行政法人日本スポーツ振興センター平成16年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する報告書及び同報告書に付する文部科学大臣の意見

11 国会関係日誌 (17.8.9~11.1)

年月日	事 項
【第162回国会（常会）閉会后】	
平成17年	
8. 9(火)	○ 被爆60周年長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典（角田参議院副議長出席）
15(月)	○ 全国戦没者追悼式（扇参議院議長、角田参議院副議長出席）
	○ 終戦60年を迎えるに当たり、内閣総理大臣談話
	○ 人事院が48年ぶりに国家公務員の給与構造の大幅改正を勧告、査定昇給の導入など提示
	○ 東京地検、道路公団橋梁談合事件で内田道雄公団副総裁を起訴
	○ イスラエルがガザ地区のユダヤ人入植者に退去命令、占領から38年ぶりに撤退開始。23日退去完了
17(水)	○ 郵政民営化法案に反対した前衆議院議員らが国民新党結成、代表に綿貫民輔氏
21(日)	○ 郵政民営化法案に反対した前衆議院議員らが新党日本結成、代表に田中康夫長野県知事
	○ 内海英男元建設相逝去
30(火)	○ 第44回衆議院議員総選挙公示。齋藤勁参議院議員、公選法第90条により退職
9. 6(火)	○ 台風第14号による災害発生（～7日）
7(水)	○ 扇参議院議長、第2回世界議長会議（ニューヨーク）で演説
9(金)	○ 渋谷邦彦元参議院議員逝去
11(日)	○ 第44回衆議院議員総選挙投開票
	○ 茨城県知事選、橋本昌氏4選
13(火)	○ 北朝鮮6カ国協議再開
14(水)	○ 最高裁大法廷、在外選挙権訴訟の上告審判決で在外邦人が衆参の国政選挙の選挙区で投票できない公選法規定は違憲と判断。次回は選挙区も在外選挙人名簿に登録されていることに基づいて投票をすることができる地位にあることを確認
15(木)	○ 小泉総理、国連総会で演説
17(土)	○ 民主党、新代表に前原誠司氏を選出
19(月)	○ 北朝鮮6カ国協議、初の共同声明採択
	○ 後藤田正晴元副総理逝去
【第163回国会（特別会）】	
9. 21(水)	○ 第163回国会（特別会）召集
	○ 参・本会議（議席の指定、常任委員長選挙、6特別委員会の設置、会期の件、内閣総理大臣の指名）
	○ 衆・本会議（議長選挙、副議長選挙、議席の指定、会期の件、内閣総理大臣の指名）
	○ 第3次小泉内閣発足
22(木)	○ 衆・本会議（常任委員の選任、常任委員長選挙、日本国憲法に関する調査特別委員会等8特別委員会の設置）
25(日)	○ 愛知万博閉会式
26(月)	○ 開会式
	○ 参・本会議（常任委員長選挙、所信表明演説）
	○ 衆・本会議（所信表明演説）
28(水)	○ 衆・本会議（代表質問）
29(木)	○ 参・本会議（代表質問）
30(金)	○ 衆・予算委（予算の実施状況に関する件）全大臣出席
	○ 大阪高裁、小泉首相の靖国参拝をめぐる損害賠償請求訴訟控訴審において参拝は公的で宗教的活動に当たり違憲と認定。高裁では初

10.1(土)	○ 道路関係4公団が民営化。高速道路を建設、管理する6つの新会社と公団の資産と債務を引き継ぐ独立行政法人道路保有・債務返済機構が発足
4(火)	○ 参・予算委(予算の執行状況に関する調査)全大臣出席 ○ 渡辺武元参議院議員逝去
5(水)	○ 参・本会議(障害者自立支援法案の趣旨説明質疑)
6(木)	○ 衆・本会議(郵政民営化関連6法案・民主案の趣旨説明質疑)
7(金)	○ 参・厚生労働委員会大阪地方公聴会(障害者自立支援法案審査) ○ 衆・郵政特別委(郵政民営化関連6法案審査)総理出席
8(土)	○ パキスタンを震源とする大地震被害発生
11(火)	○ 衆・本会議(郵政民営化関連6法案可決)
12(水)	○ 参・本会議(常任委員長選挙、郵政民営化関連6法案の趣旨説明質疑) ○ 人権侵害からの救済や予防を掲げる鳥取県人権侵害救済条例が県議会で成立。都道府県が全般的な人権侵害救済を目的に独自の条例制定は初めて
13(木)	○ 参・郵政特別委(郵政民営化関連6法案審査)総理出席 ○ 参・厚生労働委(障害者自立支援法案可決)
14(金)	○ 参・郵政特別委(郵政民営化関連6法案可決) ○ 参・本会議(障害者自立支援法案可決、郵政民営化関連6法案可決=成立)
15(土)	○ イラク新憲法案の賛否を問う国民投票実施。25日、イラク独立選挙管理委員会は国民投票の結果、新憲法承認と発表
17(月)	○ 小泉総理、靖国神社を参拝
18(火)	○ 衆・本会議(障害者自立支援法案・民主案の趣旨説明質疑)
19(水)	○ 参・決算委(会計検査院法一部改正案提出決定) ○ 国家基本政策委員会合同審査会(第1回)
20(木)	○ 参・総務委(日本放送協会の再生に向けた改革に関する決議)
21(金)	○ 参議院改革協議会専門委員会(選挙制度)が参議院議員通常選挙における定数較差問題について報告書を参議院改革協議会座長に提出
23(日)	○ 参議院神奈川県選挙区選出議員補欠選挙、川口順子氏初当選 ○ 宮城県知事選、村井嘉浩氏初当選
24(月)	○ 参・行政監視委、松江市における交通事故死の疑いのある事案の明確な説明を求めることに関する請願採択。初の苦情請願として審査、26日の本会議で採択
25(火)	○ 会計検査院、参議院決算委員会の検査要請に基づく「国が公益法人等に補助金等を交付して設置造成されている資金等に関する会計検査の結果についての報告書」及び「独立行政法人の業務運営等の状況に関する会計検査の結果についての報告書」を参議院議長へ提出 ○ ハンセン病補償法に基づく補償請求を棄却した日本政府の処分取り消しを求めた2つの訴訟に関する東京高裁判決、台湾訴訟で民事38部は「国の不支給は違法」として処分を取り消し、原告勝訴、韓国訴訟で民事3部は原告の請求を棄却 ○ 皇室典範に関する有識者会議、皇位継承資格者を女子、女系皇族に拡大することで意見が一致
26(水)	○ 国家基本政策委員会合同審査会(第2回) ○ 沖縄県普天間飛行場移設先について日米両政府が基本合意
27(木)	○ 参・総務委(公務員制度改革に関する決議)
28(金)	○ 衆・本会議(会計検査院法一部改正案可決=成立) ○ 自民党党紀委員会、常会で郵政民営化関連6法案に反対した衆参議員に対し処分決定
29(土)	○ 日米安全保障協議委員会(2プラス2)、在日米軍再編の中間報告で合意
31(月)	○ 衆・本会議(障害者自立支援法案可決=成立) ○ 第3次小泉内閣改造
11.1(火)	○ 参・本会議(会期末処理) ○ 衆・本会議(常任委員長選挙、会期末処理) ○ 民主、共産、社民の野党3会派、臨時会召集要求書を衆参議長へ提出 ○ 虎島和夫元防衛庁長官逝去 ○ 第163回国会閉会